

**JOURNAL OF ECONOMICS
ASIA UNIVERSITY**

(KEIZAIGAKU-KIYO)

Vol. 45

December 2021

No. 1/2

ARTICLE

Global Opportunities for the Development of the Burma Delta
—from the 1860s to World War I

.....Asuka Mizuno (1)

RESEARCH NOTE

A Survey on Discounting Behavior of College Students in Japan

.....Inyong Shin (35)

A Historical Analysis of the Japan's NPL Disposal Policy: 1995–2003

.....Koji Fuda (57)

BOOK REVIEW

Hogan–Brun, Gabrielle (2017) *Linguanomics –What Is the Market
Potential of Multilingualism?*–, Bloomsbury, London.

.....Ryou Tsuchiya (93)

DATE

Personal History and List of Works by Professor Toshio Uemura

THE ECONOMIC SOCIETY OF ASIA UNIVERSITY
TOKYO · JAPAN

経
済
学
紀
要

第
四
五
卷
第
一
／
二
号

二
〇
二
一
年

亜
細
亜
大
学
経
済
学
会

亜細亜大学

経済学紀要

第45卷 第1/2号

植村利男先生退職記念号

植村利男教授の定年退職に寄せて.....土肥原洋 (i)
植村利男先生を送るに寄せて.....須永 隆 (iii)

論 文

ビルマ・デルタの開発の国際的契機

—1860年代から第一次世界大戦まで—.....水野明日香 (1)

研究ノート

A Survey on Discounting Behavior of College Students in Japan

.....Inyong Shin (35)

柳澤金融行政と竹中金融行政の

不良債権処理促進政策に関する史的分析.....布田功治 (57)

書 評

Hogan–Brun, Gabrielle (2017) *Linguanomics –What Is the Market*

Potential of Multilingualism?–, Bloomsbury, London.土屋 亮 (93)

資 料

植村利男先生の履歴と業績..... (101)

経済学部経済社会研究所規約 (111) 亜細亜大学経済学会会則 (112)

投稿規定 (113) 会員名簿 (114)

亜細亜大学経済学会



植村利男先生

植村利男教授の定年退職に寄せて

経済学研究科委員長 土肥原 洋

植村利男先生は2020年度をもって定年退職をお迎えになります。ここに先生の長年のご功績とご尽力に改めまして敬意を表し、厚く御礼申し上げますとともに、先生のご活躍の一端をご紹介します。本稿では、先生の数多のご功績の中で、必ずしも中心に位置するものではないかもしれませんが、経済学研究科でのご活躍と、日本経済政策学会第74回全国大会につきまして記述し、私どもの大きな感謝の気持ちといたしたいと思います。

亜細亜大学経済学研究科は、学部卒業生や社会人が進学する税理士等の専門的職業を目標にする学生と主にアジア地域出身の留学生が学んでいます。植村先生は、長らく経済学部長を務められた後、引き続き経済学研究科委員長を務められました。また、研究科前期課程では経済政策研究、経済政策論演習、公企業研究、公企業論演習、後期課程では、経済政策特殊研究、公企業特殊演習と数多くの科目を担当され、まさに経済学研究科の中心的な役割を担われてこられました。そうした広範な科目群のご担当をされ、学部卒業生から留学生まで、多くの大学院の学生を丁寧にご指導してくださいました。ご退職の年も、中国人留学生をご指導いただき成果を挙げられました。

植村先生はご研究に関しても大変熱心に取り組んでこられました。学会活動としましては、日本経済政策学会と公益事業学会の理事など中心メンバーとして、広範なご活動を続けてこられました。日本経済政策学会では、長年関東部会の理事を務められています。なかでも亜細亜大学において日本経済政策学会の全国大会を開催し、経済政策に関する研究及び発信の拠点とするといった構想の実現に取り組んでこられました。亜細亜大学武蔵野キャンパスが整備された段階で、先生の構想は実現しました。新装なって間近の白亜の亜細亜大学5号館を主たる会場にして、2017年5月27日(土)、28日(日)の2日間にわたって、日本経済政策学会第74回全国大会が開催されるに至りました。戦前に設立された長い歴史を持つ同学会が、本学で最初に全国大会を開催したのは1975年でしたので、42年ぶりの開催でした。

大会は、「経済環境の変化と経済政策—アジア経済連携と日本の関与—」のテーマの下に、現下の日本経済の直面する課題と東アジア諸国との連携を視点においた諸課題と解決の方向を示唆することになりました。こうしたテーマや大会の構成は、まさに植村先生がお一人で企画され、実現にこぎつけたといっても過言ではありません。まことに時宜を得た意義深いテーマであったと思いますし、ここでの議論は今後の日本経済にも活かされていくものと信じております。なお、2日間にわたる大会は両日も150人が出席し、合計299人の出席者を数える盛況振りでした。参加されました他大学の先生方からは、テーマや内容ばかりではなく、学生スタッフなどの態度にまで、お褒めの言葉をいただきまして、まさに亜細亜大学の存在を印象付ける大会になったと感じました。

植村先生は、常日頃、黒い大きな四角いかばんを自転車に乗せて、まさに風を切って颯爽とさわ

やかに登場されます。コロナ禍の中、ここ1年ほどは直接お目にかかる機会は減ってしまいましたが、それでも私どもの目にそのお姿は焼きついております。まだまだお若くてお元気な先生のこと、今後もご活躍が続けられると思います。末永くご指導、ご鞭撻をお願いしまして、ささやかではありますが、お祝いの言葉とさせていただきます。

植村利男先生を送るに寄せて

経済学部長 須 永 隆

「ついに植村先生を送ることになってしまったのか」というのが正直な感想です。経済学部の他の先生方もそう思うでしょうし、経済学部にとって、それだけ植村先生が存在が大きかったということでしょう。

植村利男先生は、横浜市立大学商学部から早稲田大学大学院経済学研究科（修士課程）を経て、中央大学大学院経済学研究科で博士課程を修了されました。昭和60年に中央大学から経済学博士の学位を授与されました。

職歴としては、昭和60年4月に本学経済学部に講師として着任され、3年後の昭和63年4月に助教授、さらに平成13年4月に教授に昇格され、現在に至っています。この間に、明治大学、東海大学、中央大学、創価大学、青山学院大学、立教大学でも非常勤講師をしておられます。教育のご専門と研究分野は、ミクロ経済学を軸とする経済政策論で、とくに研究については、「公企業目標とX効率」、「公企業の公的規制とX効率」、「公企業規制とX効率」といった論文タイトルに示されるように、1966年に北米のH. ライベンシュタインが提起した「X効率」概念を意識して、多数の業績を挙げられました。

植村先生は学会での活動も多彩であられました。日本経済政策学会、公益事業学会、金融学会、国際公共経済学会、日本交通学会、日本地域学会・太平洋地域学会、日本計画行政学会、応用地域科学研究会、廃棄物学会、環境経済・政策学会、公共選択学会、経済社会学会、日本経済学会、経済学教育学会、日本NPO学会など多方面の学会に属され、とりわけ日本経済政策学会と公益事業学会では理事として活躍されました。これだけの諸学会に長期にわたり属されたということは、植村先生の学問的関心が実に多方面に渡っていたことの証左でもありましょう。

ところで、振り返りますに、植村先生の教育研究の軌跡におかれては、どうしても忘れることのできない方がおられたと思われまふ。平成15年5月6日に69歳で病のために逝かれた加藤壽延教授（人口論）の存在です。植村先生は中央大学の先輩にもあたる加藤教授のもとで経済学部スタッフとなり、研究者としての手腕を磨かれたと拝察します。一時期まで、経済学部では経済プロジェクトが組まれており、その中のひとつ「経済政策のフロンティア・プロジェクト」（代表、加藤教授）のメンバーとして、先生は研究を続けておられました。加藤教授にとっても植村先生は寵愛の弟子であり、先生のことをいつも気にかけておられた様子が目に浮かんできます。

植村先生は大学の行政面においても大いに活躍されました。平成21年4月から3期にわたり6年間、学部長の役職にあり、さらに平成27年4月から平成29年3月末まで経済学研究科委員長の要職につかれました。この期間はちょうど、熊倉修、川畑壽、菊池威、戸沢行夫、名取昭弘、橋本泰明の各教授が定年を迎える時期と重なり、新たな方向性を模索しつつ、学部の世代交代の重要な

エポックの舵取りに力を注がれました。

令和3年4月以降、学内において、また当然のことながら、経済学部教授会においても、植村先生の姿をお見かけすることができなくなるのは、なんとも寂しい、悲しい想いがいたします。先生が去られるのは亜細亜大学経済学部の一時代が終わることの象徴であり、次世代の若い教員に新たな奮起を促すことを意味するのであります。

いまここに、学部代表として、「植村先生、永い間、経済学部の維持と発展にご尽力いただき、本当にありがとうございました。お疲れさまでした」とお伝えしたいと存じます。学部を去られたあと、どのような場所で活躍されるのかはまだ伺っておりませんが、これからも健康を大切にされて、遠くから経済学部の進路を見守ってくださることを期待しております。

〈論文〉

ビルマ・デルタの開発の国際的契機

—1860年代から第一次世界大戦まで—

水野 明日香*

Global Opportunities for the Development of the Burma Delta -from the 1860s to World War I

Asuka Mizuno

Abstract

Since the mid-19th century, when Burma was incorporated into the British Empire, the Burma Delta was developed into the world's largest rice export area, which exported 3 million tons of rice per year at its peak. The aim of this paper is to set Burma's rice exports in the context of the global trade structure by seeing the changes in Burma's trading partners and imported and exported items during the British colonial period, and to reconfirm the historical economic significance of the transformation of the Burmese economy.

This paper emphasizes the following three points; First, Burma was incorporated into the modern commercial world through Britain and India. Imports, in particular, were channeled through India from the beginning. However, at the beginning of trade, India and Burma were not yet complementary, as their products were similar. As India was integrated into the world trade structure, a division of labor was formed between India and Burma, and Burma came to play a role in the world economy as a food supply region.

Second, this form of incorporation into the world economy proceeded in parallel with the establishment of the gold exchange system that was completed in the early 20th century. Although existing studies suggest that rice exports increased rapidly after the opening of the Suez Canal, the rate of expansion of Burma's rice exports from the late 1870s to the early 20th century, when the value of silver declined and the exchange rate was unstable, was slower than in the period before the opening of the Suez Canal or after the 20th century.

Third, We can see how the monetary economy is spreading into Burma, as a result of its incorpora-

* 亜細亜大学経済学部准教授

tion into the international division of labor, by the changes in imported items. In the early days of exporting, there were no necessary goods that had to be imported, so the main imports were luxury goods and precious metals. Gradually, however, luxury goods became everyday goods, and consumption increased. The use of money was gradually spreading during the Konbaung period, but the amount of currency issued after the colonial period was incomparable on a scale to that of earlier periods. In particular, it was the export of rice that enabled the introduction of the gold exchange system and the issue of paper currency.

はじめに

英領に組み入れられた19世紀半ば以降、ビルマ・デルタは、最盛期には年間300万トンを輸出する世界最大のコメ輸出地帯として開発された。本稿の課題は、イギリス植民地時代のビルマの貿易相手地域、輸出入品の変化を俯瞰し、ビルマのコメ輸出をグローバルな貿易構造に位置づけて理解すること、併せてビルマ経済の変容の経済史的な意義を再確認することである¹⁾。

ビルマ王朝下で課されていたコメ輸出の規制をイギリスが撤廃し、ヨーロッパの商人、精米業者が来訪すると、下ビルマのデルタは輸出に牽引され、耕地面積の9割で稲作が行われる単作地帯へと開墾された²⁾。通常、輸出されるコメは国内市場を満たした後の残りであり、世界で取引されるコメの量は世界の生産量の5%程度と推定されている³⁾。しかしビルマの輸出量はその生産量の63%と破格に高く、特にビルマ・デルタは商業的輸出地帯として開発されたといえる⁴⁾。デルタの開発は目覚ましく、1860年には133万エーカーであった稲作面積は、20世紀初頭には5倍の683万エーカーに拡大し、ビルマは「インド帝国の王冠の最も大きな宝石の一つ」と呼ばれるほどの地位を築いた⁵⁾。

ビルマの植民地経済の中心的な産業であった米穀産業については、チェン (Cheng) が網羅的な研究を行っており、コメ輸出についても詳細を明らかにしている。19世紀のヨーロッパでは、製本や洗濯の糊など工業用として、食用としてはスターチや下級の食糧、家畜の飼料としてコメの需要が高まり、インドやアメリカからコメを輸入していたが、セポイの反乱や南北戦争でこれらからの輸入が途絶えると、新たな輸入元としてビルマが注目されるようになった。このような事情から、ビルマ米の輸出はイギリス向けから始まり、当初6割から7割がヨーロッパに輸出されていた。しかし1910年代までにはインド・セイロン市場の重要性が増し、また鉱山やプランテーションの開発の進展とともに、マラヤ、蘭印など東南アジア向けの輸出も拡大した⁶⁾。ヨーロッパ向けにコメ輸出を開始した点は、同時期にコメ輸出地帯として開発されたコーチシナやタイと異なるビルマの特徴であった⁷⁾。

また貿易全般についても、ファーニバル (Furnivall) を嚆矢として、数多くの研究がなされてきた。ビルマの輸出品の中心はコメであり、第一次世界大戦以前にはコメの輸出が輸出額全体の7割

前後を占めていた。しかしファーニバルによれば、外国との貿易が、ビルマ人耕作者の福祉を増進したかについては、疑問が持たれている。当初は、コメ輸出の見返りとして人々は絹織物や嗜好品食料などの贅沢品を享受し、所得が向上したことは確かであった。だが20世紀初頭以降、石油や鉱山などの分野で外国資本のプレゼンスが高まり、これらの産物が輸出に占める割合が増加すると、状況は変化した。ファーニバルは貿易統計を整理し、建設資材や機械類などの生産財の輸入が増加し、人々が物質的な豊かさを実感できる消費財、特に贅沢品の輸入が減少したとしている。さらに「植民地的流出」(colonial drain)として知られる貿易外収支の出超は、ビルマでは大きく、且つ一貫して増加する傾向にあったとされている⁸⁾。ファーニバルの見解は、マウンシェイン (Maung Shein)、エーフライン (Aye Hlain) による実証的な検証を経て、細部は修正されながらも、大枠は現在も受け継がれている⁹⁾。

一方、貿易については、以上の研究史とは全く異なる観点からの研究もある。ミャンマー出身の有名な開発経済学者、フラーミン (Hla Myint) による「余剰のはけ口」論 (vent for surplus theory) である。フラーミンは、デルタの開発が大規模な投資なしに急速に進んだことに注目し、その要因をビルマには元々余剰生産能力が存在したためと考えた。余剰生産能力が存在した理由は、輸出が開始される以前の運輸・通信施設は貧弱であり、国内には余剰生産物を販売するための市場が未発達だったからである。このような状態の中、国際貿易は、余剰生産物に外国市場という「はけ口」を提供し、余剰生産能力の利用に道を開く役割を果たした。なお余剰生産能力が存在したことは、農民が輸出用の生産を開始するために、有利に作用した。農民は自給生産を犠牲にすることなしに、追加的な現金収入を得るための副業として、輸出向けの換金作物生産に乗り出すことができたからである¹⁰⁾。

このような「余剰のはけ口」論の概要はよく知られているが、その含意はあまり知られていない。ここで改めてその理論的含意を確認すると、「余剰のはけ口」論は、二つの考え方からなるアダム・スミスの国際貿易理論、すなわち①国際貿易は狭隘な国内市場を克服し、国内必要量を超える余剰生産物に、「はけ口」を提供する「余剰はけ口」論と②国際貿易は市場規模を拡大することによって分業を促進し、かつ国内の一般的生産性を引き上げる「生産性」理論のうち、前者のみを取り上げた理論である。つまり、余剰のはけ口論には、国際貿易を契機として、国内の分業を促進し、生産性を引き上げるという重要な続きが存在するのである¹¹⁾。

フラーミンはこれを、国内に貨幣経済 (money economy) が浸透する過程としてとらえ、次のように概念化して説明している。当初、輸出によって小農が得た現金収入は、輸入品という形で余分な贅沢品の消費に充てられた。この段階では、貨幣経済は外国貿易の分野に限られ、国内経済の他の分野には影響を及ぼさなかった。しかし小農が輸出向けの生産に特化すると、必要な食物は、それを生産する他の小農から購入せざるを得なくなり、貨幣経済は、外国貿易部門から国内経済部門へと波及した。さらに輸入品が在来の消費財と競合する場合には、貨幣経済はそれらの消費財市場にも波及した。また家族労働の不足を雇用労働で補う必要が生じた場合には、貨幣経済は労働市

場にも波及したし、法律や慣習が土地の自由な売買や賃借を認めていた場合には、貨幣経済は土地市場にも波及した¹²⁾。国際貿易は、途上国に市場の発達をもたらす機会を提供したのであった。

以上のビルマ史研究の中で比較的弱い視点は、第一に、ビルマのコメ輸出のグローバルな貿易構造における位置づけである。コメの輸出先の変遷は、明らかにされているが、その構造的な解釈はなされておらず、インド市場に傾斜した理由についても、地理的に近いこと、行政上のつながりや通貨の一体性が有利に働いたという分析に留まっている¹³⁾。元来、民族・言語・宗教を異にするインドの下にビルマが置かれたことは、イギリスの行政上の都合であり、ビルマ史においてはネガティブな出来事であった。それも影響してか、インドとの関係については、あまり研究テーマとはされてこなかった¹⁴⁾。他方でインドとビルマの貿易関係については、ビルマ史の外で研究が進んでいる。19世紀末から20世紀初頭のアジア域内貿易の成長を明らかにした杉原は、アジア間交易論において、東南アジアとインドを結ぶ非常に重要な環節としてビルマを位置づけた。ビルマ米のインドへの輸出は1890年代後半から増加し始め、特に1905年以降のベンガルにおける稲作からジュート栽培への転換以降に急増し始めたことを明らかにしている¹⁵⁾。

研究史の中で十分に議論されていない第二の点は、植民地時代に貿易を通じてもたらされた西洋の資本主義、商品経済が、ビルマの社会経済に及ぼしたインパクトについてである。これは依然として、議論の余地があるテーマである。例えば、ブラウンによる目配りのよいビルマ経済史のテキストでは、植民地時代の「商業化」(commercialization)といった言葉の使用は、注意深く避けられている¹⁶⁾。その理由として、ブラウンは、1930年代の世界恐慌の際、ビルマの農民が危機への対応策、生存戦略として、自給経済への回帰を選択したという説を主張していることが考えられる。彼によれば、19世紀後半のコメ輸出による市場経済への人々の参入は、不可逆的ではなかったとしている¹⁷⁾。ビルマ政治史家のロバート・テイラーも同様の説を唱えている。テイラーは、独立後のビルマ経済の低成長の歴史的起源を探った論考の中で、独立を担ったビルマのナショナリストは、資本主義経済に対して否定的な認識を持っていたため、閉鎖的な社会主義経済を志向し、人々が直接的にグローバルな市場や近代的な経済に接しないように、伝統的な農村部に留め置いたと論じている¹⁸⁾。

上述したフラーミンの「余剰のはけ口」論は、小人口世界の経済発展の理念型であり、必ずしも歴史的な描写ではないが、念頭に置かれているのは明らかにビルマのデルタの開発であり、ビルマ経済史研究にも影響を与えている¹⁹⁾。ただしそれは、貿易の開始により、耕地が急激に拡大するという部分についてであり、「余剰のはけ口」論に含まれる貨幣経済の浸透という論点は、今日あまり顧みられない。近年、植民地時代の貨幣経済の進展が強調されなくなっている理由は、かつて考えられていたよりも、王朝時代には既に、輸出禁止をかいくぐり、コメ輸出が行われたことや、貨幣の使用が発達していたことが明らかにされていることも挙げられる²⁰⁾。他にも、「貨幣経済化」という言葉は誤解を招きやすく、実証的には捉えにくい現象であることも理由として考えられる。交換の媒介として貨幣を用いることは、古くから行われてきたし、市場経済が発達する過程を観察

することは難しいからである。しかし、植民地時代の経済的な変容の意義を確認しておくことは、この時代の経済史研究にとって決定的に重要である。

以上の研究動向を踏まえ、本稿では、デルタの開発が始まった1860年代末から第一次世界大戦までのビルマの貿易品や輸出入相手地域の変化を整理することによって、フラーミンが提示した貿易の開始による貨幣経済化＝市場経済の広がりという枠組みを、歴史的な事象として確認することを試みる。その際、文字通りの貨幣の浸透、つまり通貨制度の確立と紙幣の普及にも注目する。

ビルマの通貨制度は、インドの制度がそのまま適用・導入された。よく知られているように、インドでは19世紀最後の四半世紀から20世紀初頭にかけて、銀の価値の暴落に伴い幣制改革が行われた。ビルマの通貨制度については、トゥンワイ (Tun Wai)、ロビンソンとショー (Robinson, M and Shaw, L.A.) らの先駆的な研究があるが、インドの幣制改革については簡単に触れられているのみであるし、その貿易への影響はこれらの研究の射程圏外である²¹⁾。

そこで本稿では、インドの幣制改革をビルマの貿易と関連付けて捉えることを試みる。幣制改革は当時の特定の国際的な経済環境の中で行われたことであり、ビルマの貿易をこれと関連付けて捉えることは、本文で詳述するように、植民地時代のビルマのコメ輸出をグローバルな文脈に位置づけて理解することにつながる。これにより、貿易の変化について、既存の研究とは異なる時期区分の提示が可能となる。加えて本稿では、地金も含めて貿易の分析を行う。植民地時代の貿易統計の地金には、コインも含まれているからである。これまでの貿易に関するビルマ史研究は、商品貿易のみを扱っており、地金は分析対象とされておらず、これを含めて貿易を分析することは本稿の特徴である。

1. 貿易の概観、時期区分

まず貿易額の推移を確認しておこう。1920年以前の英領インドでは、今日のサービス収支や所得収支に相当する統計は収集されておらず、商品貿易と地金の収支しか分からない。表1a～cはビルマの外国貿易、インドとの交易、およびこれらの合計の5年平均の推移である。ビルマは英領インドの一州であったので、厳密にはインドとの交易は外国との貿易ではない。しかしビルマの貿易に関する統計にも「沿岸貿易」(coastal trade)として、対インド交易が記載されており、ビルマ史研究では通常、外国貿易にインドも含めている²²⁾。

表1a～cには欠落部分も多いが、これは以下の事情による。第一次英緬戦争で割譲されたアラカン、テナセリウム、第二次英緬戦争で割譲された下ビルマの中心部であるペゲーは、1850年代には行政上はベンガル管区の下に置かれており、これらの地域が統合されて「ビルマ州」(Burma Province)が形成されたのは1862年である。したがってビルマとしての貿易統計の作成が可能になったのはこの年以降であり、確認できる最も古い統計は、大英図書館のインド省資料室に所蔵されている1867年以降についてである。また1875/76年から1884/85年の間については、資料の請

表1 貿易の概観

表1a 外国貿易

(5ヵ年平均、単位：千ルピー)

	商品			地金			合計（商品・地金）			輸入／ 輸出
	輸出	輸入	収支	輸出	輸入	収支	輸出	輸入	収支	
1862/63- 1866/67	20,105	6,359	13,746	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
1871/72- 1875/76	32,903	17,523	16,608	169	583	- 414	33,072	18,106	14,966	55%
1876/77- 1880/81	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
1881/82- 1885/86	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
1886/87- 1890/91	67,772	50,698	17,074	5	258	- 253	67,777	50,956	16,821	75%
1891/92- 1895/96	93,843	49,466	44,377	230	605	- 375	94,073	50,071	44,002	53%
1896/97- 1900/01	100,534	55,649	44,886	289	1,029	- 740	100,824	56,678	44,146	56%
1901/02- 1905/06	147,530	78,003	69,527	259	1,860	- 1,601	147,788	79,863	67,926	54%
1906/07- 1910/11	166,027	111,189	54,838	261	1,515	- 1,254	166,288	112,704	53,584	68%
1911/12- 1913/14	262,001	138,518	123,484	1,343	5,305	- 3,962	263,344	143,822	119,522	55%

出所：Burma. Customs Department. *Annual statement of the sea-borne trade and navigation of Burma*. Rangoon: Government Printing. 各年から作成。1862/63から1866/67年はOffice of the Prime Minister, The Economic and Social Board, *A Study of the Social and Economic History of Burma, Part III*. Rangoon:Typescript, statistical appendices, p. 31. 陸路の貿易は含まず。

求番号は振られているが、大英図書館においても所在不明となっている。さらに20世紀以前の貿易統計は、記載内容や形式がしばしば変更され、一貫した統計を入手することは、不可能である。特に、第三次英緬戦争直後の1885/86年から1890/91年までは、インドとの交易の情報が含まれていない。そこで1867年以前および欠落した年については、可能な限り、『ビルマ社会経済史研究』(*A Study of the Social and Economic History of Burma*)の巻末の統計から補足した。これは独立ビルマ政府の首相府経済社会局 (Office of Prime Minister, Economic and social Board) が、1950年代末に発行したタイプスク립トの8巻本であり、当時ビルマ政府のアドバイザーを務めていたファーニバルが監修した資料である。

表1a~cからは、以下の4点を指摘できる。

第一に、外国貿易は英領下に入った間もない頃から、一貫して大幅な輸出超過であった(表1a)。フラーミンは、ビルマにおいては、開港から間もない途上国に見られるような輸入超過は見られな

表 1b インド交易

(5 ヶ年平均、単位：千ルピー)

	商品			地金			合計 (商品・地金)			
	輸出	輸入	収支	輸出	輸入	収支	輸出	輸入	収支	輸入／ 輸出
1862/63- 1866/67	7,770	12,401	- 4,632	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
1871/72- 1875/76	12,184	17,115	- 4,931	3,094	11,138	- 8,044	15,278	28,253	- 12,975	185%
1876/77- 1880/81	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
1881/82- 1885/86	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
1886/87- 1890/91	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
1891/92- 1895/96	35,229	52,475	- 17,246	2,071	10,600	- 8,529	37,300	63,074	- 25,774	169%
1896/97- 1900/01	64,355	60,879	3,477	4,961	11,824	- 6,862	69,317	72,702	- 3,385	105%
1901/02- 1905/06	76,540	76,216	324	9,726	30,505	- 20,779	86,266	106,721	- 20,454	124%
1906/07- 1910/11	154,888	91,445	63,443	12,671	33,782	- 21,111	167,559	125,227	42,332	75%
1911/12- 1913/14	108,798	90,353	18,445	15,163	45,806	- 30,643	123,961	136,159	- 12,198	110%

出所：1875/76 から 1884/85 までは *A Study of the Social and Economic History of Burma Part IV*, statistical appendices, p. 9. その他は、表 1a と同じ。

注：原語は「沿岸貿易」(coastal trade) であり、20 世紀以前の統計では厳密にはビルマ内の港間の取引も含まれるが、これは僅かである

かったことから、デルタの開発への大規模な外国投資は行われなかったと判断したが、この点は統計からも確認できる²³⁾。第一次世界大戦以前は、地金も含めた商品貿易の輸出超過が拡大する傾向はなく、当初から輸入額は輸出の 5 割程度であった。つまり外国貿易に限定すれば、1870 年代以降の輸出超過は継続的に拡大したとする既存の研究の指摘は確認できない²⁴⁾。このような違いが生じた理由の一つは、既存の研究では外国貿易にインドも含めているためである。

第二に、インドとの交易は、移入超過が続いた (表 1b)。しかし地金を含まない商品交易は、1895/96 年からは黒字に転じ、特に 1906/07 年以降の商品移出額の年平均は、それまでの 7654 万ルピーから 1 億 5488 万ルピーへと一挙に倍増した。またインドからの商品の移入額は、1906/07 年までは外国貿易の輸入額とほぼ同水準であったことも注目される。

第三に、ビルマの貿易において、地金は大きな比重を占め、一貫して入超であった (表 1c)。地金の輸入元は圧倒的にインドであり、インドからの移入額の 3 割前後は地金であった (表 1b)。特

表1c 外国貿易とインド交易の合計 (5ヵ年平均、単位：千ルピー)

	商品			地金			合計(商品・地金)			
	輸出	輸入	収支	輸出	輸入	収支	輸出	輸入	収支	輸入／ 輸出
1862/63- 1866/67	27,875	18,760	9,114	3,538	13,628	-10,091	31,412	32,388	-976	103%
1871/72- 1875/76	46,021	34,235	11,786	3,158	10,231	-7,074	49,178	44,466	4,712	90%
1876/77- 1880/81	71,317	56,833	14,484	6,824	17,822	-10,999	78,141	74,655	3,485	96%
1881/82- 1885/86	76,918	66,306	10,612	5,511	13,603	-8,092	82,429	79,909	2,520	97%
1886/87- 1890/91	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
1891/92- 1895/96	129,072	101,940	27,131	2,301	11,205	-8,904	131,373	113,145	18,228	86%
1896/97- 1900/01	164,890	116,527	48,363	5,251	12,853	-7,602	170,141	129,381	40,760	76%
1901/02- 1905/06	224,070	154,219	69,851	9,985	32,365	-22,380	234,055	186,583	47,471	80%
1906/07- 1910/11	320,915	202,634	118,281	12,932	35,297	-22,366	333,847	237,931	95,916	71%
1911/12- 1913/14	370,800	228,871	141,929	16,505	52,466	-35,961	387,305	281,337	105,968	73%

出所：表1bと同じ。

に1901/02年以降に地金の移入額は増大し、1900/01年以前は年平均1000万ルピー程度であったのに対し、1901/02年以降は3000万ルピーと3倍に増加した。なお既存の研究では、貿易を扱う際に地金は含めていない²⁵⁾。

第四に、外国貿易とインドとの交易および地金も合わせた総合的な貿易収支は、1860年代の数年を除き、一貫して黒字であった(表1c)。しかしながら1885/86年までは、輸出額と輸入額はほぼ均衡していた。輸出超過は1891年以降に拡大し始め、1906/07年以降になると、商品・地金の輸入額は輸出額の7割程度と明確に減少した。

以上の4点をまとめると、既存の研究でしばしば指摘されるビルマの貿易の大幅な輸出超過は、対インドとの交易(以下では貿易と記す)によってもたらされており、またインドとの貿易では地金輸入の動向が鍵であったと言える。以下では、このような特徴が生み出された背景を解明するために、次の3つに時期を区分し、相手地域別輸出入と貿易品目の特徴を分析する。①貿易収支が均衡していた1862/63年から1885/86年まで、②インドからの入超が減少し始めた過渡期の1891/92年から1905/06年まで、③インドへの輸出が黒字に転じた1906/07年以降の3つである。

2. 1862/63年から1885/86年の相手地域別輸出入と貿易品目—初期の構造

2.1 相手地域別輸出先と輸出品

英領下に入って間もない1860年には、貿易関係はまだ単純であり、主要な輸出入の相手はイギリスとインドのみであった（表2）。1868/69年の時点では、輸出先の66%はイギリスであり、イギリスに対しては輸出超過の状態であった。

イギリスへの輸出品は、詳細な商品についての統計の入手が可能な1873/74年を例にとると、輸出額約2900万ルピーのうち、コメが2200万ルピーと圧倒的に多く、次いで金額が多い輸出品はチークで320万ルピー、原綿が約230万ルピーであった²⁶⁾。

イギリスにコメ輸出が開始されたきっかけは、「はじめに」で述べたが、輸出を可能にした他の重要な要因は、イギリスの為替銀行であるチャータード・バンク・オブ・インディア・オーストラリア・アンド・チャイナ（Chartered Bank of India, Australia and China 以下、チャータード銀行と省略）が、1862年にラングーン支店を設立したことにある。為替銀行とは、外国為替の取り扱いを主要な業務とする銀行であり、当時のインドでは特に、本店を海外に置き、貿易への金融に特化した銀行を指した²⁷⁾。輸出業者は、為替銀行を通じて、次のような経路で輸出代金を回収していた。輸出業者は輸出が完了すると、債権者が債務者宛に振り出す支払い命令書である為替手形を振り出し、為替銀行のラングーン支店に持ち込み、割引を受けて現金を受け取った。一方、手形を受け取った為替銀行のラングーン支店は、海外の本店にこれを送り、本店は手形の引受人である輸入業者から手形代金を取り立てるか、手形の割引市場で手形を売却した。つまり為替手形を用いれば、輸出業者は迅速に代金を手に入れることができた。また為替銀行は、現地在住の輸出業者に、輸出品集荷のための資金を貸し付け、業者が必要とする資金の供給も行っていた²⁸⁾。

チャータード銀行は、ビルマに進出した最初の為替銀行であり、1885年にインド・ナショナル銀行（National Bank of India）、1892年に香港上海銀行（Hongkong & Shanghai Banking Corporation）が進出するまで、ビルマにおいて独占的な地位を築いていた²⁹⁾。そのため同行のラングーン支店は、アジアの他の支店と比べても突出して高い収益率をあげていた。1865年から1869年のラングーン支店収益の合計額は12万8000ポンドとアジア全体の収益の約半分を稼ぎ、その後も1870年代を通じてアジアの支店の中では第1位を維持し続けた（表3）³⁰⁾。ビルマのコメ輸出はイギリスの金融資本にとって、非常に利益率の高い投資先であったと言える。フラーミンは、ビルマへの投資は、短期の貿易金融であったと推測しているが、チャータード銀行の収益からは、この推測の正しさが裏付けられる³¹⁾。

このような金融事情もあり、輸出開始当初の相手先は圧倒的にイギリスが多く、イギリスから、大陸ヨーロッパや中東など他地域への再輸出も行われていた。しかし再輸出先へ直接、輸出されるようになるにつれて、対英輸出の割合は減少し、1883/84年には輸出額全体の3割台となった（表

表2 初期の相手地域別商品輸出入額（地金は含まず）（単位：千ルピー）

	1868/69年						1872/73年					
	輸出		輸入		収支		輸出		輸入		収支	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
ヨーロッパ												
イギリス	21,477	65.8%	10,239	37.1%	11,238	221.7%	28,969	53.5%	14,101	37.5%	14,868	90.1%
ドイツ	425	1.3%	123	0.4%	302	6.0%	410	0.8%	212	0.6%	198	1.2%
その他	525	1.6%	123	0.4%	402	7.9%	317	0.6%	181	0.5%	136	0.8%
中東												
エジプト												
その他	31	0.1%	0	0.0%	31	0.6%	103	0.2%	0	0.0%	103	0.6%
アメリカ	83	0.3%	169	0.6%	-86	-1.7%	48	0.1%	8	0.0%	40	0.2%
アジア												
インド	8,203	25.1%	14,099	51.1%	-5,896	-116.3%	19,311	35.7%	19,756	52.5%	-445	-2.7%
海峡植民地	1,716	5.3%	2,608	9.5%	-892	-17.6%	4,173	7.7%	3,310	8.8%	863	5.2%
その他	202	0.6%	193	0.7%	9	0.2%	625	1.2%	50	0.1%	575	3.5%
オーストラリア			39	0.1%	-39	-0.8%	168	0.3%	5	0.0%	163	1.0%
合計	32,662	100%	27,593	100%	5,069	100%	54,124	100%	37,623	100%	16,501	100%

	1878/79年						1883/84年					
	輸出		輸入		収支		輸出		輸入		収支	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
ヨーロッパ												
イギリス	38,846	53.3%	22,604	38.4%	16,242	116.5%	25,496	32.3%	23,303	38.7%	2,193	11.7%
ドイツ	365	0.5%	507	0.9%	-142	-1.0%	234	0.3%	653	1.1%	-419	-2.2%
その他	277	0.4%	281	0.5%	-4	0.0%	266	0.3%	407	0.7%	-141	-0.8%
中東												
エジプト							11,825	15.0%	0	0.0%	11,825	63.2%
その他	117	0.2%	0	0.0%	117	0.8%	262	0.3%	0	0.0%	262	1.4%
アメリカ	550	0.8%	0	0.0%	550	3.9%	2,013	2.6%	577	1.0%	1,436	7.7%
アジア												
インド	23,016	31.6%	29,791	50.6%	-6,775	-48.6%	24,187	30.7%	27,181	45.2%	-2,994	-16.0%
海峡植民地	9,643	13.2%	5,709	9.7%	3,934	28.2%	12,607	16.0%	7,738	12.9%	4,869	26.0%
その他						0.0%	1,970	2.5%	83	0.1%	1,887	10.1%
オーストラリア	31	0.04%	7	0.01%	24	0.2%	—		205	0.3%	-205	-1.1%
合計	72,845	100%	58,899	100%	13,946	100%	78,860	100%	60,147	100%	18,713	100%

資料：A Study of the Social and Economic History of Burma Part IV, statistical appendices, p. 9

注：地金は含まず。陸路での貿易は含まず。

2)。

イギリスに次いで金額が大きい輸出先はインドであったが、インドへの輸出はベンガル管区向けが圧倒的に多く、1873/74年を例にとると、インドへの輸出額全体の1931万ルピーのうち、1469

表3 チャータード銀行アジア支店損益 (英ポンド)

	1865-69年の合計額	1870-74年の合計額	1875-79年の合計額
カルカッタ	77,884	58,871	82,277
ボンベイ	-14,049	38,336	29,390
ラングーン	128,358	70,246	133,329
カラチ	1,545		
バタヴィア	17,277	33,679	104,992
シンガポール	29,499	53,585	66,312
香港	8,901	20,958	47,921
上海	-35,085	7,149	37,882
マニラ		1,152	19,903
ベナン			15,053
アジア合計	214,330	283,976	537,059

出所：北林雅志「チャータード銀行 1858-1890年」西村閑也・鈴木俊夫・赤川元章編著
西村閑也・鈴木俊夫・赤川元章編著『国際銀行とアジア 1870～1913』慶應義塾大
学出版会、2014年、703頁、710頁より作成。

万ルピーがベンガル管区への輸出であった。次いで多かったのは、ボンベイ管区で177万ルピー、マドラス管区は147万ルピーであった³²⁾。距離的に近く、英領化された当初は、下ビルマはベンガル管区総督のもとに置かれていたこともあり、ベンガルとの関係が強かったと考えられる³³⁾。

インドへの主要な輸出品も、コメとチーク材であった。1873/74年には上述の3管区へのコメの輸出額は、1292万ルピーであり、チーク材の輸出額は387万ルピーであった。しかし、この年はベンガルのコメが不作で、平年より一桁多い額のコメ輸出が行われ、コメの輸出額が膨らんだという事情があり、前年のコメ輸出額は75万ルピーであった³⁴⁾。インドもコメの生産・輸出国であったので、インド向けのコメ輸出は不作の年の緊急輸出という面が強く、平年にはチーク材の輸出額の方が大きく、安定的であった。

その他の貿易相手地域としては、陸路での貿易であるために表2には含まれていないが、1885年以前はビルマ王朝の支配下にあり、「外国」であった上ビルマ（ビルマ王国）の存在が重要であった。上ビルマとの貿易額は、インドへの輸出入額に匹敵する規模であり、特に輸出については、1867年に英領ビルマとビルマ王国の間で通商条約が結ばれて以降、対インドよりも上ビルマへの輸出額の方が大きかった（表4）。

内陸の半乾燥地帯に位置する上ビルマは、気候の異なる下ビルマに塩や魚、コメを依存していた³⁵⁾。統計が得られる1865年から1877年までの間の12年間では、上ビルマに輸出されたコメは65万9000トンであったのに対し、インドへ輸出されたコメは87万7000トンであったが、インド向けの輸出は1867年と1874年に発生した大飢饉の際の輸出が41万トンと約半分を占めていた³⁶⁾。つまりインドとの結びつきは、まだそれほど強くなかったといえる。

また上ビルマは、下ビルマが外国から輸入した商品の重要な再輸出先でもあった。綿花の産地で

表4 上ビルマ（ビルマ王国）への輸出額とインドへの平均輸出額の比較
(単位：千ルピー)

	インドへ	上ビルマへ
1861/62-1866/67	8,372	6,849
1867/68-1872/73	7,223	13,113
1873/74-1885/86	14,008	16,276

出所：A Study of the Social and Economic History of Burma, Part IV, p. 29.

表5 商品別輸出額 (単位：百万ルピー)

	1868/9		1872/3		1903/04		1913/14	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
コメ	20.55	63.7%	29.40	65.4%	148.93	73.3%	264.72	70.4%
その他農産物	0.91	2.8%	3.52	7.8%	7.04	3.5%	23.79	6.3%
チーク・材木	6.87	21.3%	6.98	15.5%	16.76	8.3%	22.27	5.9%
ゴム	—	—	—	—	0.12	0.1%	1.65	0.4%
石油・石油製品	0.13	0.4%	0.27	0.6%	20.08	9.9%	44.07	11.7%
鉱物・貴石	0.82	2.5%	0.55	1.2%	1.16	0.6%	5.66	1.5%
その他の産物	3.00	9.3%	4.24	9.4%	9.05	4.5%	13.79	3.7%
合計	32.28	100.0%	44.96	100.0%	203.14	100.0%	375.95	100.0%

出所：Furnivall, *Colonial policy and Practice*, p. 551, Appendix I より作成。

注：その他の農作物は、綿花、油糧種子、油かす等。石油製品は、ケロシン、蠟燭、パラフィン。

ある上ビルマは、綿織物や絹織物の織元を擁し、下ビルマに輸出も行っていたが、下ビルマが輸入した綿布・絹織物、綿糸・絹糸は、上ビルマへ再輸出も行われた³⁷⁾。一方で、ビルマの重要な輸出品であったチーク材の産地は、上ビルマやシャン州などその周辺の山岳部であり、下ビルマという出口を通じて、ビルマ各地が外国貿易に携わっていたといえる。

以上で見た相手地域別輸出を、商品別にまとめたのが表5である。貿易を開始した当初から、輸出に占めるコメの割合は63.7%と高く、第一次世界大戦までは輸出額に占める割合は70%まで増加した。次に多いのがチーク材の21.3%であったが、輸出に占める割合は次第に減少していった。代わって輸出の割合を増やしたのは、ケロシンや蠟燭^{ろうそく}などからなる石油・石油製品であったが、輸出品の構成を変更するほどではなく、第一次世界大戦までのビルマは、コメの輸出に特化したモノカルチャー経済であった。

2.2 輸入元と輸入品

コメ輸出の対価として輸入していたのは、綿製品を中心とする衣料や食料などの消費財であった(表6)。当初は消費財が輸入の8割を占めていたが、既存の研究でも指摘されているように、輸入額に占める割合で見ると、消費財の輸入は時代を下るに従って減少していった。

表6 商品別輸入額

(単位：百万ルピー)

	1868/9		1872/3		1903/04		1913/14	
消費財								
食品								
穀類・マメ	0.7	2.5%	0.5	1.5%	4.91	3.4%	8.59	3.4%
食用油・油糧種子	0.3	1.1%	0.44	1.3%	7.15	4.9%	4.2	1.7%
野菜・果物	0.56	2.0%	0.47	1.4%	2.91	2.0%	5.29	2.1%
魚	n.a.		n.a.		3.79	2.6%	5.28	2.1%
塩	0.48	1.7%	0.63	1.9%	0.87	0.6%	1.44	0.6%
アルコール飲料	1.28	4.5%	1.22	3.7%	3.9	2.7%	5.15	2.0%
コーヒー・茶	0.1	0.4%	0.14	0.4%	0.54	0.4%	1.61	0.6%
香辛料	1.61	5.7%	1.39	4.3%	5.89	4.1%	7.46	2.9%
砂糖	0.33	1.2%	0.31	0.9%	3.84	2.6%	6.69	2.6%
タバコ	1.35	4.8%	1.3	4.0%	5.87	4.0%	9.67	3.8%
その他の食品	0.52	1.8%	0.66	2.0%	7.74	5.3%	17.49	6.9%
食品合計	7.23	25.7%	7.06	21.6%	47.41	32.6%	72.87	28.7%
衣類								
綿製品	9.85	35.0%	10.18	31.2%	30.77	21.2%	62.19	24.5%
絹製品	2.82	10.0%	4.37	13.4%	7.09	4.9%	8.82	3.5%
その他衣料品	1.91	6.8%	1.98	6.1%	7.99	5.5%	12.96	5.1%
衣料品合計	14.58	51.8%	16.53	50.6%	45.85	31.6%	83.97	33.1%
生活用品	0.74	2.6%	1.08	3.3%	10.23	7.0%	16.95	6.7%
消費財合計	22.55	80.0%	24.67	75.5%	103.49	71.2%	173.79	68.5%
生産財								
車両	0.02	0.1%	0.03	0.1%	0.69	0.5%	0.63	0.2%
鉄道資材	—		—		0.14	0.1%	2.24	0.9%
石炭	0.41	1.5%	0.53	1.6%	3.93	2.7%	6.9	2.7%
建設資材	0.02	0.1%	0.06	0.2%	0.69	0.5%	2.15	0.8%
貴金属	1.5	5.3%	1.51	4.6%	11.81	8.1%	16.9	6.7%
機械	0.36	1.3%	0.81	2.5%	3.52	2.4%	4.98	2.0%
ジュート	1.27	4.5%	2.58	7.9%	6.85	4.7%	17.42	6.9%
その他工業用製品	0.19	0.7%	0.18	0.6%	3.59	2.5%	6.96	2.7%
生産財合計	3.77	13.4%	5.70	17.5%	31.22	21.5%	58.18	22.9%
その他	1.85	6.6%	2.29	7.0%	10.61	7.3%	21.75	8.6%
全体の合計	28.17	100%	32.66	100%	145.32	100%	253.72	100%

出所：Furnivall, *Colonial Policy and Practice*, p. 552-553, Appendix I より作成。

注：食品の合計等は計算し直した。

輸入元としては、当初からインドからの輸入が全体の約半分を占めており、イギリスからの輸入は37%程度に過ぎなかった(表2)。ただしインドからの輸入品には、イギリスの製品も含まれていた。1870年代後半のインドからの年平均移入額約1900万ルピーのうち720万ルピーは外国製品であったし、1880年代前半でも3分の1は外国製品であった³⁸⁾。インドを經由して外国製品の輸

入が行われた理由は、イギリスとインド間の航路の方が発達していたためと考えられる。またインドの商人は大量の在庫を抱えていたので、ラングーンで外国から直接輸入するよりも、インドから輸入した方が割安であったとも言われている³⁹⁾。

インドからの輸入品には圧倒的な主要商品は存在せず、輸入品は多様な細々とした品物から成っていたことが特徴であった。1872/73年のインドからの輸入額1975万ルピーのうち、1240万ルピーはベンガル管区からの輸入であったが、このうち輸入額が100万ルピー以上の品を挙げると、ジュート256万ルピー、綿製品233万ルピー、絹製品160万ルピー、紙・文具106万ルピーであった。これらを合計しても、ベンガル管区からの輸入額の6割程度に過ぎなかった⁴⁰⁾。気候や特産物が類似したインドとは、まだ必要な物を交換する関係ではなかったといえる。

これに対し、輸出先と同様、輸入元としても上ビルマは大きな存在であった。上ビルマからの輸入品は、綿布や絹織物などの日用品の他、ヤシ糖や漆の什器など、デルタを開拓した移民の出身地である上ビルマの特産物から成っていた(表7)。

さらに表7からは、上ビルマからの輸入品の増減も注目される。綿織物の輸入額は、1860年代後半から1880年代にかけて、51万3000ルピーから28万8000ルピーに減少したが、絹織物は60万1000ルピーから80万2000ルピーに増加した。またヤシ糖の輸入額は増加し、漆什器の輸入額は減少した。綿織物の輸入額の減少は、外国製品との競争により、上ビルマにおける生産そのものが減少したためであり、漆什器の減少は、陶器の皿やカップに代替されたためであった。一方で、輸入額が増加した絹織物とヤシ糖は「贅沢品」として好まれたという理由が資料には挙げられている。正確な統計はとられていないが、同様に嗜好品である漬け茶(発酵させた食用茶、*lapet*)の輸入も増加したとされている⁴¹⁾。綿製品を除けば、コメ輸出の開始当初は、贅沢品や嗜好品の需要から拡大したと言えるだろう。

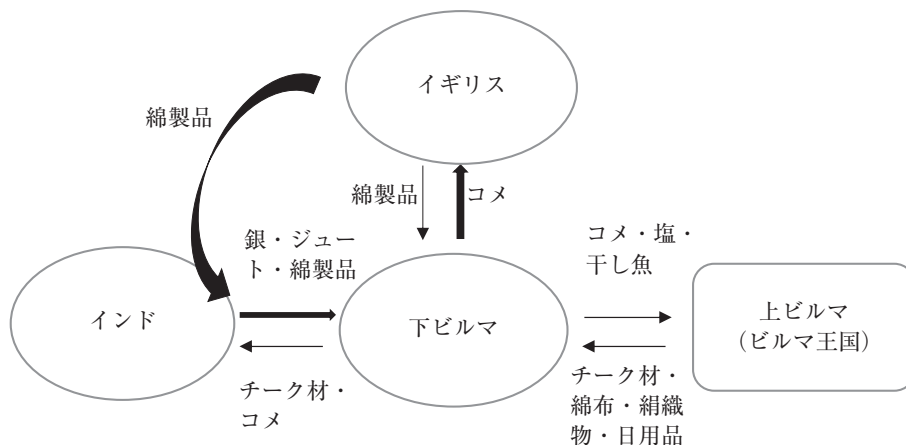
ビルマの人々が輸入した最大の贅沢品は、地金であった。上述したように、貿易を開始した初期の1860年代には、商品輸入額に匹敵する規模で地金が輸入されていた(表1c)。地金はほぼ全て銀であり、輸入元は約60%がベンガル、残りの35%はマドラスからであった。大量の銀の輸入について、『ビルマ社会経済史研究』は、コメ輸出の開始初期には、「人々は金の使い道をまだ知らなかったため、装飾品の形態で退蔵したため」と説明している⁴²⁾。つまりフラーミンが指摘したように、貿易開始当初には、必要な品は輸入する必要がなかったので、贅沢品が輸入されたのであった。ただし1876年以降は、経済活動の活発化に伴う貨幣需要の急増により、通貨の素材として、銀の

表7 上ビルマからの日用品の輸入(年平均額) 単位:千ルピー

	綿織物	絹織物	ヤシ糖	漆什器
1867/68-1871/72	513	601	604	386
1880/81-1884/85	288	802	1127	223

出所: A Study of the Social and Economic History of Burma, Part IV, p. 38.

図1 初期の貿易構造



輸入が増加したとされている⁴³⁾。

以上を要約すると、英領下での貿易開始の初期には、主要な輸出先は、イギリスとインドであり、コメやチークと綿製品、絹織物を交換していた。その際、行政上は分断された上ビルマも、下ビルマのデルタを通じて、外国貿易へ参入した（図1）。しかし「開国」から間もない頃は、特にインドとの間では双方にとって必要な一般商品はなく、贅沢品や地金（銀）を多く輸入した。

3. 1891/92年から1905/06年の相手地域別輸出入と貿易品目 — ルピー相場の変動と通貨制度の整備

3.1 コメのカルテルと輸出先の転換

第三次英緬戦争を経て、上ビルマも英領化されて以降の1891/92年から1905/06年貿易の特徴として、上では表1a~cから、次の点を指摘した。1896/97年以降のインドとの商品貿易の黒字化、1901/02年以降の地金輸入の急増、インドも含めた外国貿易の総合的な収支の輸出超過の拡大である。これに加え、この時期の相手地域別の貿易額の変化からは、輸出入に占めるイギリスの比重の低下と対英貿易の赤字化という重要な変化を指摘できる（表8）。この時期、輸出額全体に占めるイギリス向け輸出の割合は、17.9%から9.6%まで低下した。輸入元としての比重も低下し、1901/02年から1905/06年の年平均額では、イギリスは23.2%を占めるに過ぎなくなった。

一方で貿易に占める割合を増加させたのは、インドを中心としたアジア地域であった。1891/92年から1895/96年の貿易額に占めるインドの割合は、輸出割合で28.4%、輸入割合で55.7%であったが、1901/02年から1905/06年には、それぞれ36.6%と56.3%に増加した。また日本や海峽植民地を通じた他のアジア地域向けの輸出も増加し、輸出に占めるアジア地域全体の割合は、47%から62.7%となった。特に1896/97年から1900/01年には、ヨーロッパ向け輸出は大きく落ち込

単位：千ルピー

表8 1891/92年から1905/06年の相手地域別商品輸出入額（5年平均）

	1891/92-1895/96年				1896/97-1900/01年				1901/02-1905/06年									
	輸出		輸入		輸出		輸入		輸出		輸入							
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合						
ヨーロッパ	23,547	17.9%	31,691	28.0%	-8,144	-44.7%	22,352	13.1%	27,345	21.1%	-4,993	-12.2%	22,564	9.6%	43,974	23.2%	-21,410	-46.6%
イギリス	319	0.2%	623	0.6%	-304	-1.7%	101	0.1%	1,151	0.9%	-1,050	-2.6%	779	0.3%	1,743	0.9%	-964	-2.1%
フランス	1,238	0.9%	2,271	2.0%	-1,033	-5.7%	584	0.3%	3,775	2.9%	-3,192	-7.8%	13,896	5.9%	4,415	2.3%	9,481	20.6%
ドイツ	2,635	2.0%	2,415	2.1%	220	1.2%	1,107	0.7%	3,423	2.6%	-2,316	-5.7%	21,343	9.1%	6,813	3.6%	14,530	31.6%
その他	27,739	21.1%	37,000	32.7%	-9,261	-50.8%	24,144	14.2%	35,695	27.6%	-11,551	-28.2%	58,582	24.9%	56,945	30.0%	1,637	3.6%
ヨーロッパ合計	241	0.2%	36	0.0%	205	1.1%	9,252	5.4%	116	0.1%	9,136	22.3%	21,349	9.1%	62	0.0%	21,287	46.4%
アフリカ及び隣接する島々	32,988	25.1%	56	0.0%	32,931	180.7%	31,227	18.3%	97	0.1%	31,130	76.1%	3,074	1.3%	142	0.1%	2,932	6.4%
中東	33,229	25.3%	92	0.1%	33,137	181.8%	40,479	23.8%	213	0.2%	40,265	98.4%	24,423	10.4%	204	0.1%	24,219	52.7%
アフリカ・中東合計	160	0.1%	160	0.0%	160	0.9%	2	0.0%	1	0.0%	-1,222	-3.0%	16	0.0%	16	0.0%	16	0.0%
アメリカ	162	0.1%	901	0.8%	-738	-4.1%	122	0.1%	1,345	1.0%	7,240	17.7%	545	0.2%	2,813	1.5%	-2,268	-4.9%
カナダ	8,277	6.3%	33	0.0%	8,243	45.2%	7,241	4.3%	1	0.0%	6,018	14.7%	4,250	1.8%	0.0%	0.0%	4,250	9.3%
アメリカ合衆国	8,599	6.5%	934	0.8%	7,665	42.0%	7,365	4.3%	1,347	1.0%	6,018	14.7%	4,811	2.0%	2,813	1.5%	1,998	4.4%
インド	37,300	28.4%	63,074	55.7%	-25,774	-141.4%	69,317	40.7%	72,702	56.2%	-3,385	-8.3%	86,266	36.6%	106,721	56.3%	-20,454	-44.5%
セイロン	2,285	1.7%	164	0.1%	2,121	11.6%	3,022	1.8%	446	0.3%	2,576	6.3%	3,144	1.3%	156	0.1%	2,988	6.5%
中国	74	0.1%	44	0.0%	31	0.2%	367	0.2%	867	0.7%	-500	-1.2%	1,428	0.6%	1,082	0.6%	345	0.8%
日本	276	0.2%	41	0.0%	234	1.3%	2,815	1.7%	1,582	1.2%	1,233	3.0%	19,576	8.3%	3,238	1.7%	16,338	35.6%
ジャワ	327	0.2%	1	0.0%	326	1.8%	256	0.2%	4	0.0%	252	0.6%	2,985	1.3%	813	0.4%	2,172	4.7%
シヤム	189	0.1%	12	0.0%	177	1.0%	116	0.1%	20	0.0%	96	0.2%	170	0.1%	15	0.0%	156	0.3%
海峽植民地	21,323	16.2%	10,866	9.6%	10,457	57.4%	22,271	13.1%	9,047	7.0%	13,223	32.3%	28,044	11.9%	12,211	6.4%	15,834	34.5%
その他アジア	19	0.0%	839	0.7%	-820	-4.5%	2	0.0%	1	0.0%	13,496	33.0%	6,127	2.6%	5,440	2.9%	686	1.5%
アジア合計	61,793	47.0%	75,041	66.3%	-13,248	-72.7%	98,166	57.6%	84,670	65.4%	13,496	33.0%	147,740	62.7%	129,675	68.4%	18,065	39.3%
オセアニア	13	0.0%	77	0.1%	-64	-0.4%	133	0.1%	7,456	5.8%	-7,323	-17.9%	2	0.0%	1	0.0%	1	0.0%
総合計	131,373	100%	113,145	100%	18,228	100.0%	170,286	100%	129,381	100%	40,905	100%	235,558	100%	189,639	100%	45,919	100%

出所：Annual Statement of the Sea-borne Trade and Navigation of the British Burma 各年から作成。

注：地金も含む。

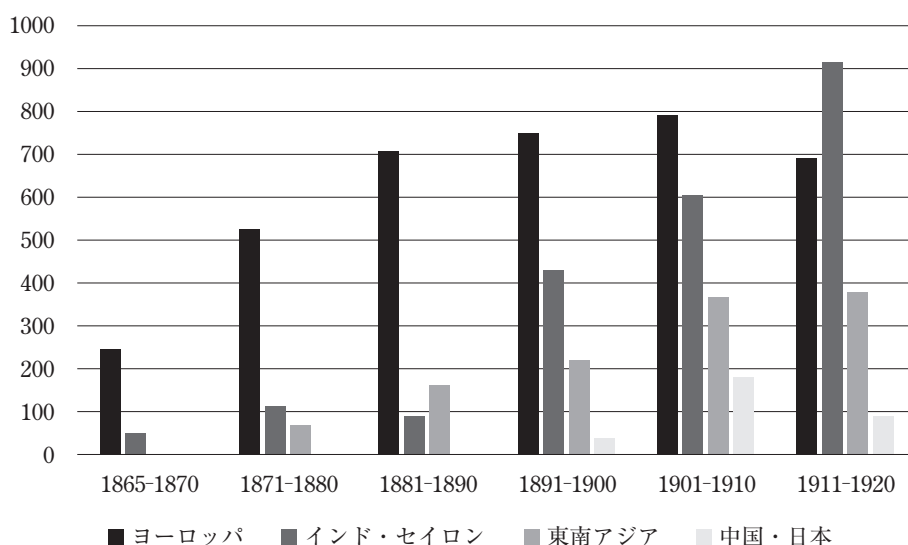
み、インド向けの輸出が急増したことは、特徴的であった。

輸出入に占めるイギリスの比重の低下と対英貿易の赤字化、インドへの商品輸出の出超の背景には、コメの輸出先の転換があった。1880年代にはコメの輸出先の約7割はヨーロッパ向けであり、インド向けは1割に満たなかったが、1890年代にはヨーロッパ向け輸出は約5割に減少し、インド（セイロンを含む）向けが3割へと増加した（図2）。既存の研究では、インド市場の重要性が増した時期として、ヨーロッパ市場を超えた第一次世界大戦を挟む1910年代が重視されているが、量的には、インド向け輸出が急増したのは1890年代のことであった⁴⁴⁾。

インド向けのコメ輸出が増加するきっかけとなったのは、ヨーロッパ系大規模精米業者による、1892年末のカルテル（the rice miller's ring）の結成であった。このカルテルについては、既存の研究でも言及されている。チェンによれば、ヨーロッパでコメの価格が下がっていたにもかかわらず、ラングーンで大規模精米所が買い入れる粳の価格は、1891年には100バスケット辺り92ルピーであったのが、1892年4月には138ルピーまで上昇した。そこでヨーロッパ系の精米所は、1893年の粳の買い上げ価格を100バスケット辺り平均77ルピーとすることで合意し、各社が買い付ける粳の量についても協定を結んだ⁴⁵⁾。耕作者は粳の売り惜しみや耕作放棄などで対抗したが、協定は成功し、ヨーロッパ系の精米所は十分な利益を確保することができたとされている⁴⁶⁾。

ここまでは既存の研究で明らかにされているが、あまり知られていないことは、このカルテルにより、アジアの商人は漁夫の利を得たことである。インド人商人や華人商人は、ヨーロッパ系精米所の協定価格よりも僅かな額を上乗せするだけで、粳を買い付けることができたと行政報告書には記されている。1891年から1894年にかけて、ヨーロッパ向けのコメ輸出は、85万3000トンから

図2 主要地域別コメの輸出先 (単位：千トン)



出所：Cheng, *The Rice Industry of Burma*, p. 201 より作成。

75万トンに減少した一方で、この時期にはインドや中国、上ビルマやその他のアジアへの輸出が増加したのであった⁴⁷⁾。1881/2年から1890/91年のインド向けコメ輸出の平均量は、年6万4000トンであったのに対し、1891/92年から1900/01年の平均輸出量は40万7000トンと約6倍に急増した⁴⁸⁾。以降、インド向けのコメ輸出が減少することはなかった。

3.2 輸入元と輸入品の変化

このカルテルがもたらした、他の重要な結果は、耕作者の収入の減少であった⁴⁹⁾。そのため、1893年の貿易年次報告では、突然の米価の下落により、高級品であるヨーロッパ製の絹織物の輸入が減少したと述べられている⁵⁰⁾。

ヨーロッパ製の絹織物の輸入が減少する中で、その間隙を縫うようにして輸出を伸ばしたのは、日本製の激安の絹織物であった。ヨーロッパ製の絹織物が1ヤードあたり1.4ルピー程度であった

図3 ビルマ帽の男性（19世紀後半）



出所：Philip Adolphe Klier; A man wearing a gaung baung typical of the style in the late 1800s', wikipedia より。

のに対し、日本製はわずか8アンナであった⁵¹⁾。19世紀末には数百万ヤードの日本製の絹織物が輸入され、20世紀初頭には、イギリス製の絹織物を凌駕するようになった。日本製品の輸入が伸びた要因は、価格だけでなく、デザインにもあった。後には日本で染色まで行われるようになったが、輸入が開始された当初は、日本製の絹織物は無地で送られ、ビルマにおいて好まれる色や柄に染められていた。日本製の絹織物は、若いお洒落な男性は、月に1度は新しいビルマ帽子 (*gaung baung*) を購入したとされている (図3)⁵²⁾。

多くの日本製品はボンベイを経由して輸入されたので、統計上の輸入元はインドとなったが、日本からの輸入として統計に現れるだけでも、輸入額は1891/92年から1895/96年の年平均4万1000ルピー足らずから、1896/97年から1899/00年には158万2000ルピーに急拡大し、1901/02年から1905/06年には323万8000ルピーと倍増した (表8)。絹織物以外でビルマ市場を席卷した日本製品は、マッチであった。20世紀初頭には、日本製のマッチは、イギリス製やスウェーデン製のマッチを駆逐したとされている。日本製品の輸入が増加した要因には、日本の工業化もあったが、同時代の認識では、精米業者のカルテルによるイギリスからの輸入の減少が直接的な原因と捉えられている⁵³⁾。

3.3 ルピー相場下落と通貨制度の改革

以上の変化の背景には、国際的な銀価格の低下とこれに伴うルピー相場下落があった。1873年にドイツが金本位制度を採用し、銀の売却を開始すると、それまでほぼ1対15.5で安定していた金銀比価は下落し始め、1880年代後半には約1対20となり、20世紀初頭には1対40と未曾有の下落を経験した。これに伴い、ルピーの為替相場も暴落した。1872年には1ルピーは22.75ペンスであったのが、1890年には18.09ペンスになり、1894年には13.1ペンスとなった⁵⁴⁾。

このような状況に対応して、インドで幣制改革が開始された。幣制改革は紆余曲折したが、1893年に公布された布告、すなわち民間による銀貨製造の禁止と1ルピー=1シリング4ペンスのレートで金を提供した者に、ルピー銀貨またはルピー紙幣を交付するという布告は、金本位制に向けて大きな転機となった。1900年にはインド政庁によるルピー銀貨の大規模な製造が開始され、銀貨の製造益を、主にスターリング証券の形で金本位準備に充てる措置が取られ始めた。金本位準備は、当初はイギリス本国にのみ置かれていたが、1906年には、インドにも金本位準備が置かれ、インドではルピー銀貨によって、準備金が蓄えられた。また1898年から1900年にかけては、それ以前からインドに置かれていた紙幣のための準備金制度も整備され、1905年以降はロンドンにも置かれるようになった⁵⁵⁾。以上をまとめたのが、表9と表10である。こうして通貨としてのルピーの裏付けが固められた。

ただしこれらの措置だけで、ルピーの為替相場を安定させることはできなかった。為替レートの安定の要は、英ポンドとのリンクであり、リンクさせるツールはインド省手形 (Council Bill) であった。インド省手形とは、イギリスのインド省がロンドンにおいてポンドで売却し、カルカッタ

表9 英領インドの通貨制度の整備

1893年	民間の銀貨鑄造を停止する条例の発布。金の提供と交換に、1ルピー=1シリング4ペンスで提供する公示。
1899年	イギリスのソブリン法貨は、1ルピー=1シリング4ペンスであることを宣言。
1900年	貨幣鑄造の利益から、金本位準備を設定。
1904年	インド省手形を1ルピー=1シリング4ペンスで無制限に売却する公示。
1905年	紙幣に対する通貨準備の一部として、イングランド銀行に金の通貨金庫を設け、一部分をスターリング証券に投資することを認める条例。
1907年	金本位準備金のルピー部門設置。
1910年	紙幣通貨条例。イギリスの金貨の提供に対して、紙幣を発行。

出所：ケインズ著、則武保夫、片山貞雄訳『ケインズ全集 第1巻 インドの通貨と金融』東洋経済新報社、1977年、5-6頁。

表10 英領インドの通貨準備

インド大臣管理下のロンドン資産	ロンドン	金本位準備：スターリング証券・その他
		紙幣準備：金・証券
		インド省残高
インド政庁管理下のインド資産	インド	金本位準備：ルピー銀貨・その他
		紙幣準備：銀・金・証券
		国庫残高

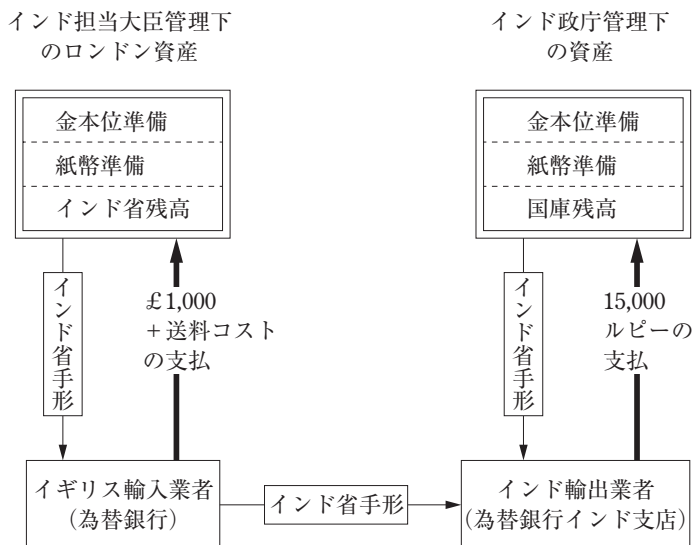
出所：井上巽『金融と帝国』名古屋大学出版会、1995年、72、74頁より作成。

でルピー銀貨に現金化できる手形であり、元来は、インド政庁がイギリス本国に支払う国債利子や行政費用など「本国費」(Home charges)を送金するための手段であった。ロンドンにおけるインド省手形の購入者は、主にインドからの輸入業者やインドへ送金の必要がある為替銀行であり、ポンドで購入した手形をカルカッタの輸出業者や銀行に送ることにより、彼らはインドで政庁からルピーを受け取ることができた⁵⁶⁾(図4)。それゆえに、一定の価格でインド省手形を売却することによって、ルピーの為替相場を管理することができた。またインド省手形を通じてルピーと英ポンドをリンクさせることにより、インドの通貨制度は「金為替制度」となったのであった。

さらに重要な点は、インド省手形の売却が、ルピーを供給する手段にもなったことである。もちろんインド省手形の売却は、唯一のルピーの供給手段であったわけではなく、インド省手形の売却がそのままルピーの供給につながったわけではない⁵⁷⁾。しかしイギリス本国に蓄積しなければならない準備金もあり、通貨の発券規模が貿易収支の差額に依っていたことも確かであった⁵⁸⁾。

インド省手形によるルピーの為替相場の安定化と通貨の供給が本格的に機能し始めたのは、1904年にインド省手形を1ルピー=1シリング4ペンスで無制限に売却するとの公示が出されて以降であった。なぜならインドは輸出超過であったので、銀の価値が下落しているような状況でなければ、ルピーに対する需要は強く、為替相場は上昇する傾向にあったからである⁵⁹⁾。この公示により、英

図4 インド省手形の売却例（1,000 ポンドの輸出を行った場合）



出所：井上巽『金融と帝国』名古屋大学出版会、1995年、70頁。

領インドはさらに輸出を伸長し、同時に輸出超過額に応じて、大量のルピー通貨が供給されることになった。

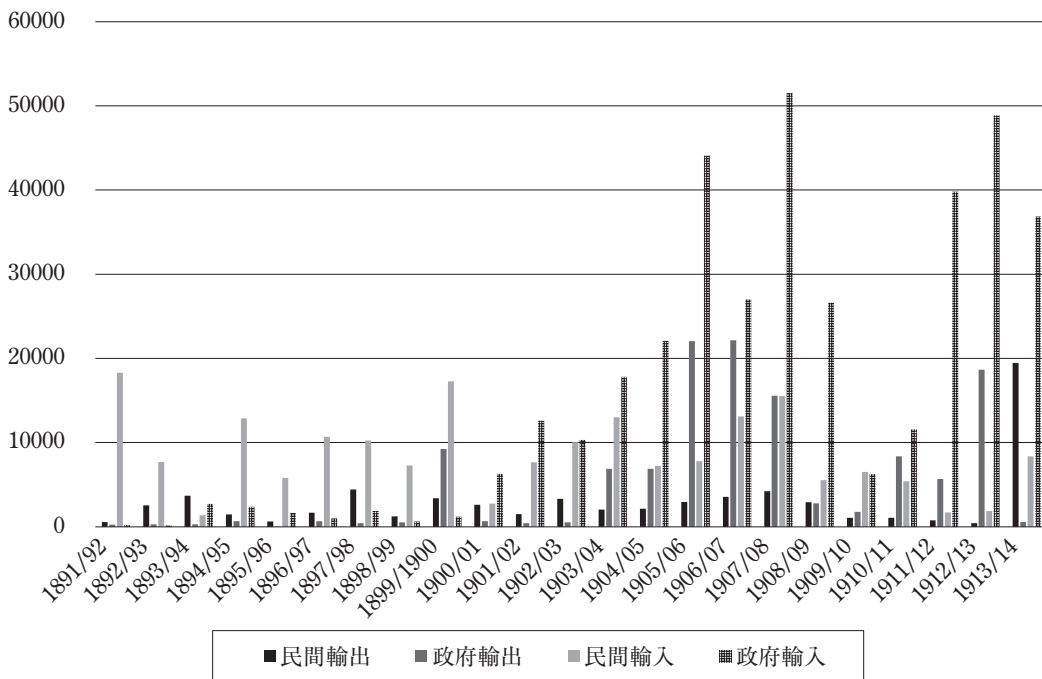
このような通貨制度の整備の影響は、ビルマの貿易統計にも現れている。1901/02年以降、インドからの地金輸入はそれまでの3倍に急増したことは上述したが（表1b）、これはビルマ政庁によるルピー銀貨の輸入であった⁶⁰。インドとの地金の輸出入を民間／政府別にまとめた図5によれば、1900年以前は、地金の輸出入は民間による輸入が中心であったが、1900年以降、特に1905年以降は、政府による輸出入が地金取引の中心となった。ルピー銀貨はカルカッタとボンベイの造幣局で鑄造され、インド国内およびインド洋沿岸の英国植民地に供給された⁶¹。

またコメ輸出量の推移を見ると、ルピーの下落が始まった1870年代後半から1900年までの間は、その前後の時期と比べるとコメ輸出の増加率は低かった（図6）。これは、スエズ運河の拡大以降、コメ輸出は急増したとする既存の研究とは、異なっている。20世紀初頭の為替の安定化は、輸出の拡大に貢献したのであった。幣制改革と金本位世界への編入がインド経済に与えた影響については、在来産業への打撃を強調し、インドの貿易構造の周辺部型再編を促したとする見方と一次産品輸出経済の発展を促し、大衆の購買力を上げたとする解釈の二つが存在する⁶²。どちらの側面を強調するかという問題ではあるが、ビルマのコメ輸出からみると、周辺部型として再編されるなかで、一次産品輸出経済の発展が促進されたと言えるだろう。

輸出が増加し始めた1901/02年からは、紙幣の流通額も急増し始めた（図7）⁶³。ラングーンに通貨発行局が設置されたのは1884年であったが、20世紀初頭までは通貨発行の伸びは緩やかであった。しかし上述の金本位準備の積み立てを開始した1901年には、流通額が1000万ルピーに達

図5 インドとの地金の輸出入

単位：千ルピー



出所：Annual Statement of the Sea-borne Trade and Navigation of the British Burma 各年から作成。

図6 コメ輸出量の増加

単位：千トン

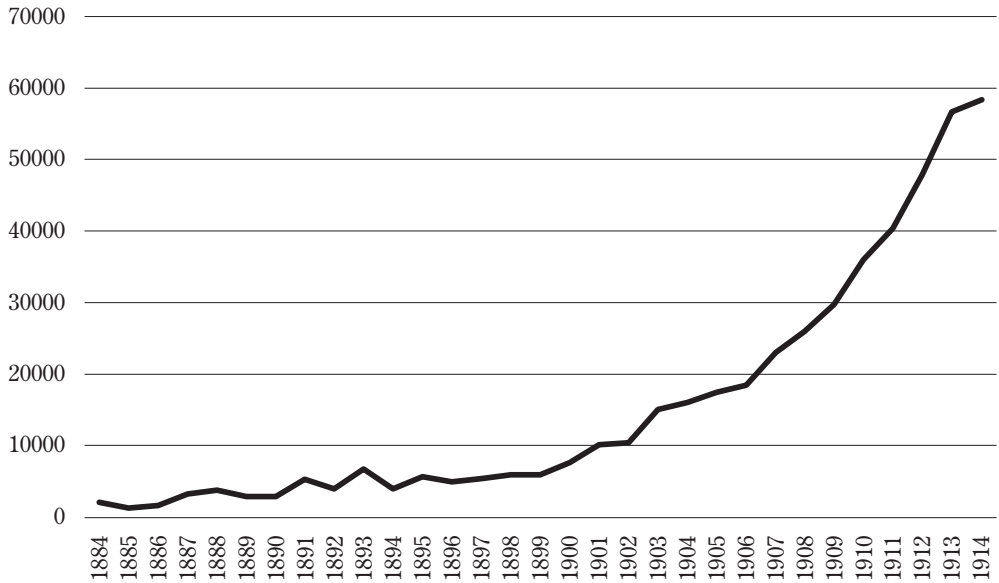


出所：Chen Siok-Hwa, *The Rice Industry of Burma, 1852-1940*, 1968, Kuala Lumpur, Appendix I.A, pp. 237-238.

注：粳での形態で行われた輸出については、粳と精米の重量換算比を0.67として精米に換算されている。

図7 紙幣の流通額

単位：千ルピー



出所：The Economic and Social Board, *A Study of the Social and Economic History of Burma, Part V. p. 7, Part VI. p. 16.*

し、これ以降、急激に紙幣の発行額が増加した。特に1907年に、インドに金本位準備金のルピー部門が設置されて以降の紙幣の発行量の伸びは激しかった。ビルマにおける紙幣の発行は、コメ輸出によって可能になり、輸出の増加とともに、紙幣の発行額も伸びたのであった。ビルマはインドの他の州と比べて、紙幣が好まれ、浸透した地域として知られている⁶⁴。

紙幣の発行額が増加した分は、ロンドンとインドの金準備に、金や正貨を積み立てなければならなかった。ビルマが積み立てた金本位準備と紙幣準備の年々の規模は不明だが、時代は下り、1930年代にインドから行政的に分離する協議が行われた際の記録からは、以下が分かる(表11)⁶⁵。ビルマの準備金は、主にインドにおいて、銀貨または銀地金の形態で保管され、その額はインド全体の金本位・紙幣準備の約4割に及んでいた。またインド政府がロンドンに巨額なスターリング資産を抱えていたことは有名であるが、その3割はビルマの資産であった。

以上をまとめると、本節のはじめに述べた1891/92年から1905/06年の貿易構造の変化の特徴である、貿易に占めるイギリスの比重の低下と貿易のアジアへのシフト、特にインドへの依存が高まった背景には、ルピーの為替相場の低下があった。為替の変動がヨーロッパとの貿易の障害となる中で、ビルマにとって、為替のリスクがないインドとの貿易は有利であり、インドとの貿易に傾斜していった。そして何より、行政的なつながりから、通貨も共通になり、経済的にもインドとは結びつかざるをえなかった。

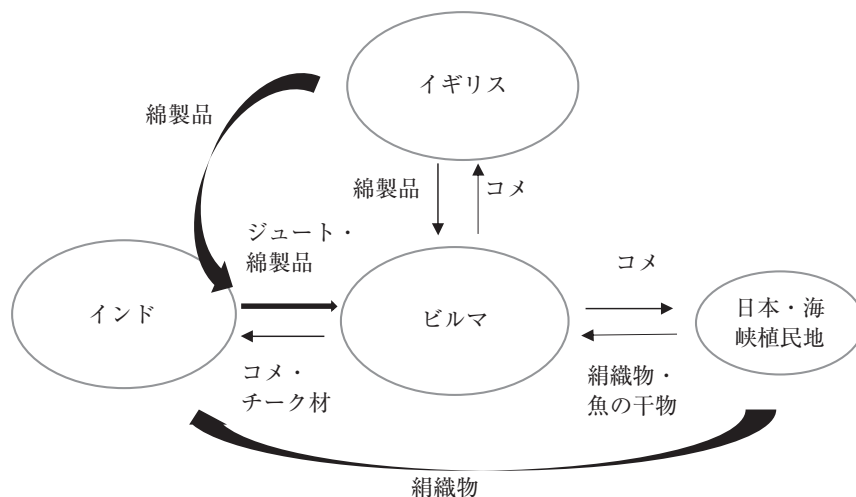
またこの時期には、日本をはじめとするアジア地域との貿易関係も増加した(図8)。この傾向は、インド省手形の無制限売却が開始された1906年以降、更に強化されていく。

表11 インド政庁が保有する金本位・紙幣準備とビルマ政庁分（1931年3月31日）
（単位：10万ルピー）

形態	保有場所	金額	ビルマ政庁分
ルピー銀貨	インド	108.11	38%
金地金	インド	32.27	21%
銀地金	インド	2.85	38%
スターリング証券	ロンドン	0.15	30%
ルピー証券	インド	33.85	11%

出所：Memorandum on the Financial Questions Arising out of the Proposed Separation of Burma from India (IOR M/1/7), p. 4, 33 より作成.

図8 1891/92年から1905/06年の貿易構造



4. 1906/07年以降の相手地域別輸出入と貿易品目—植民地的貿易構造の形成

4.1 コメ輸出の拡大とインド経済への包摂

1906/07年以降の貿易の目立った特徴は、インドへの輸出額の急増と商品貿易の黒字化であった（表12）。インドへの輸出額は、それまでの年平均7654万ルピーから、1億5488万ルピーへと倍増した。

インドへの輸出額が倍増した理由は、コメ輸出の増加であった。1904/05年にインドに向けて輸出された精米は、21万9000トンであったが、1905/06年には31万トンになり、1906/07年には55万2000トンと倍増していった。これに伴い、1904/05年には1600万ルピー（粳で輸出された分を含めると2000万ルピー）であったコメの輸出額は、1906/07年には5920万ルピー（粳も含めて7300万ルピー）へと5倍に増加した。輸出量、輸出額はともに、その後も増加し続けた⁶⁶⁾。

表 12 1906/07 年から 1910/11 年の相手地域別商品輸出入額 (5 年平均)

	1906/07-1910/11					
	輸出		輸入		収支	
ヨーロッパ						
イギリス	28,361	7.3%	63,911	22.7%	- 35,550	- 33.5%
ベルギー	3,393	0.9%	3,618	1.3%	- 225	- 0.2%
フランス	1,669	0.4%	2,302	0.8%	- 632	- 0.6%
ドイツ	29,308	7.6%	5,137	1.8%	24,171	22.8%
オランダ	15,714	4.1%	4,556	1.6%	11,158	10.5%
イタリア	1,868	0.5%	385	0.1%	1,483	1.4%
オーストリア	13,570	3.5%	1,815	0.6%	11,755	11.1%
その他ヨーロッパ	3,002	0.8%	621	0.2%	2,381	2.2%
ヨーロッパ合計	96,885	25.0%	82,345	29.3%	14,540	13.7%
アフリカ及び隣接する島々	8,685	2.2%	29	0.0%	8,655	8.2%
中東	5,524	1.4%	509	0.2%	5,015	4.7%
アメリカ						
カナダ	38	0.0%	2	0.0%	36	0.0%
アメリカ合衆国	706	0.2%	6,094	2.2%	- 5,388	- 5.1%
南米	1,314	0.3%	0	0.0%	1,314	1.2%
アメリカ合計	2,057	0.5%	6,096	2.2%	- 4,039	- 3.8%
アジア						
インド	167,559	43.3%	125,227	44.5%	42,332	39.9%
セイロン	3,932	1.0%	82	0.0%	3,850	3.6%
中国	1,279	0.3%	907	0.3%	372	0.4%
日本	7,453	1.9%	6,063	2.2%	1,389	1.3%
スマトラ	607	0.2%	0	0.0%	607	0.6%
ジャワ	8,645	2.2%	3,717	1.3%	4,928	4.7%
シヤム	197	0.1%	7	0.0%	190	0.2%
フィリピン	488	0.1%	64	0.0%	424	0.4%
海峡植民地	24,034	6.2%	9,711	3.5%	14,323	13.5%
香港	2,077	0.5%	3,030	1.1%	- 953	- 0.9%
その他アジア	325	0.1%	34	0.0%	291	0.3%
アジア合計	216,595	55.9%	148,841	52.9%	67,754	63.9%
オセアニア	2,102	0.5%	419	0.1%	1,683	1.6%
その他	55,456	14.3%	43,097	15.3%	12,359	11.7%
合計	387,305	100.0%	281,337	100.0%	105,968	100.0%

出所：Annual Statement of the Sea-borne Trade and Navigation of the British Burma 各年から作成。

インドへのコメ輸出が急増した理由は、第一に 1906 年以降の国際的なジュートの価格急騰に伴い、ベンガル農民が稲作を減らし、ジュート栽培に転換したためであった⁶⁷⁾。輸出先としては、ベンガルの中でも特に、ベンガル東部に向けての輸出が増加し、こうした動きは、ジュートの価格が下落する 1909 年まで続いた。インドのジュート原料とジュート製品（麻袋）は、主に一次産品の

包材として使用され、重要な輸出品の一つであった。インドのジュート製品にとって、特にアメリカは重要な市場であり、19世紀末から20世紀初頭にかけて、合衆国向けのジュート製品の輸出額は7倍に急成長し、この時期に形成されたグローバルな多角的決済網において、イギリスの貿易赤字を相殺する重要な環節の役割を果たしたことはよく知られている⁶⁸⁾。ビルマのコメ輸出は、こうしたインドのジュート生産を背後から支えたといえる。インドへのコメ輸出が急増した第二の理由は、インドにおける不作であった。1908年と1909年はマドラスで不作が発生し、それまでの輸入量の倍近くがマドラスに向けて輸出された。

他方で、19011/12年からはインド向けの輸出額が減少し、商品貿易は再び赤字となった(表1b)。これは東アジアでの不作を受けて、ラングーンの米価が急上昇したためであった。この時期には、インドへのコメ輸出は減少し、逆にベンガルから粳が輸入され、ラングーンで精米した後に「ビルマ米」として輸出されることまで行われた⁶⁹⁾。

このように20世紀初頭以降も19世紀と同様に、輸入地域での収穫の状況は、輸出を決定する重要な要因ではあったが、総じてインド向けのコメ輸出量は豊凶にかかわらず、増加した。その背景には、インド農民の所得の増加によるコメの消費量の拡大があった。ビルマ米は当初、インド市場において下級米として受容され、あまり好まれなかったが、次第にインド市場を開拓し、大衆消費の拡大に貢献した⁷⁰⁾。つまりこの時期から、ビルマ米の需要は、偶発的なものから安定的な需要へと変化したのであった。

この時期には、インドからの輸入品も、当初の多様で雑多な品から、より必要性の高い実質的な商品に変化した。1906/07年のインドからの輸入額は、8662万ルピーであったが、このうち100万ルピー以上の商品を抽出すると、最大の輸入品は麻袋で1174万ルピー、次いで多いのは、石炭で509万ルピー、タバコが501万ルピー、綿糸397万ルピー、綿布412万ルピーといった商品が挙げられる。これらに生鮮野菜、マメ類、小麦粉などの数品の食料品を加えると、インドからの輸入額の約半分を占めるようになった⁷¹⁾。輸出入ともに、インド経済との一体性を深めていったといえる。

4.2 大衆消費の進展と貨幣経済化

輸入品全体に目を向けると、既存の研究で指摘されているように、この時期には輸入額に占める消費財の割合の減少が見られた(表6)。1903/04年には消費財が輸入額の71.2%を占めていたが、1913/14年には7割を下回って68.5%となった。特に衣料品の減少が激しく、20世紀初頭には、輸入額の50%程度を占めていた衣料品の割合は、1913/14年には33.1%まで低下した。他にも食用油やアルコール類、香辛料などの嗜好品、絹織物などの贅沢品の割合も減少した。これをファーマニバルは、石油、鉱物資源の開発などの分野において西洋の企業の存在が大きくなるにつれて、輸入に占める生産財の割合が増加し、輸入消費財の内容も贅沢品から必需品へと変化したと解釈した⁷²⁾。しかしながら、輸入消費財の内容を詳しく見ると、このような解釈には収まらない変化も見

られた。例えば、ファーニバルが必需品食料に分類している穀類（小麦）・マメ、野菜・果物は、主にインド人移民向けの食料であり、これらの輸入額の増加は移民の増加によると考えられる。むしろ注目すべき点は、20世紀初頭に増加した食用油・油糧種子の輸入額が、1913/14年には減少したことである。これは上ビルマで落花生やゴマの栽培が広がり、輸入量が減少したためであった。なお油糧種子の栽培によって現金収入を獲得した上ビルマの乾燥地域では、それまで食べていたキビなどの雑穀に代わり、コメの消費が増加した⁷³⁾。

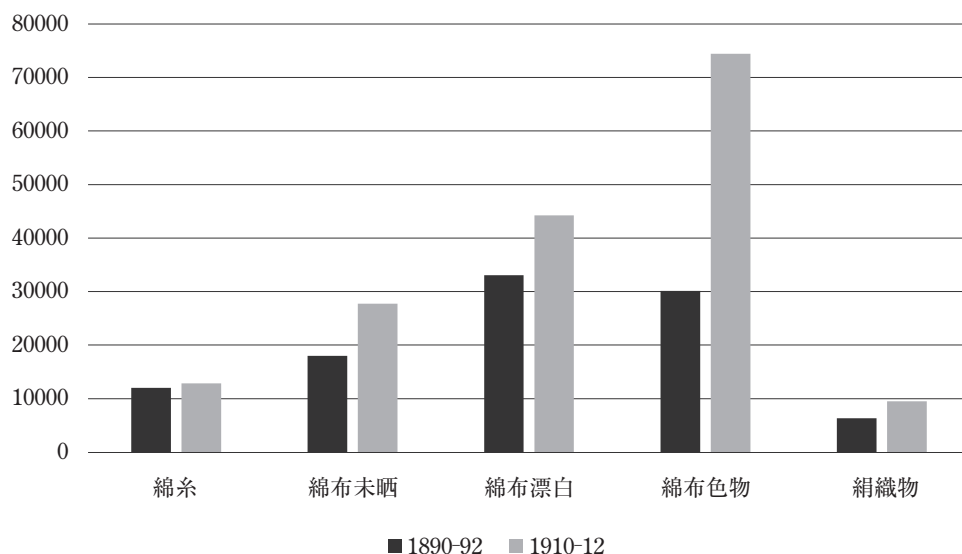
嗜好品の輸入も、輸入額に占める割合で見ると減少したが、輸入の絶対額や量は増加した。甘いミルクティーを飲む習慣は農村部へも急速に広がり、紅茶と砂糖の輸入量は、1890年代初頭と比べて、1910年には3倍に増加した。20世紀初頭にデルタで行われた地租査定調査では、農民は年に3ルピー程度、ミルクティーに費やしていることが明らかにされている。他にもビスケット、コンデンスミルク、イワシの缶詰などの消費も農村部に広がった様子が報告されている⁷⁴⁾。

衣類の輸入において、輸入額に占める贅沢品の絹織物の割合が減少した理由は、上述した日本製品の増加もあり、1ヤード当たりの価格が半値以下に下がったためである。絹織物も量で見ると、輸入は増加した（図9）。また必需品の綿織物の中でも、輸入量が最も増加したのは、価格が最も高い「色物」であった。綿製品の輸入価格よりも、コメの輸出価格の値上がりの方が大きく、1913/14年には1898/99年よりも交易条件は改善したとみられている⁷⁵⁾。

1913/14年の時点においては、英領インドの他の地域と比べると、ビルマの旺盛な消費は健在であった。表13は、英領インド全体の中でも、特にビルマの消費が多かった輸入品である。当該商

図9 織物類の輸入量

単位：糸は百ポンド、織物は百ヤード



出所：Maung Shein, *Burma's Transport and Foreign Trade*, Table Ib, p. 222.

表 13 英領インド全体の輸入に占めるビルマの消費の割合

ほうろう鍋	40%	コンデンスミルク	63%
ブーツ・靴	30%	ビスケット	42%
金物類	39%	魚の缶詰	42%
絹織物	34%	タバコ	39%

Burma. Office of the Collector of Customs, *Report on the maritime trade and customs administration of Burma for the official year 1913-14*. Rangoon: Office of the Superintendent, Government Printing, 1914, p. 1.

品に関する在地の製造業の発展の程度も影響したと思われるが、ビスケットや缶詰の食料、絹織物の輸入額は、人口 8700 万人のカルカットよりも、1200 万人足らずのラングーンの方が多かった⁷⁶⁾。

全体として、第一次世界大戦前までの時期には、コメ輸出によりビルマの人々の消費は大きく拡大し、快適さの基準 (standard of comfort) は上昇したとされている⁷⁷⁾。それは同時に、金がかかる生活へと一歩足を踏み出したことも意味した。実際、紙幣の流通量は、1906 年から 1914 年のわずか 8 年間に 3 倍に増加した (図 7)。ただし人口 1 人当たりの通貨の流通額でみると、ビルマは、隣国のシャムやマラヤの 2 分の 1 から 3 分の 1 程度と、まだ少額であった⁷⁸⁾。

むすびにかえて

本稿の課題は、貿易構造の変化から、植民地時代のデルタの開発をグローバルな文脈に位置づけて理解し、ビルマ経済の変容の経済史的な意義を再確認することであった。これについて、以下の 3 点を強調した。

第一に、ビルマは近代的な商業世界に、イギリスとインドを通じて組み込まれた。特に輸入は、当初からインドを経由して行われた。しかし貿易を開始した当初は、インドとビルマは産物が類似していて、まだ補完関係にはなかった。インドが世界の貿易構造に組み込まれる中で、インドとビルマの間でも分業関係が形成され、ビルマは食料の供給地域として世界経済の一角を担うようになった。インド帝国内での位置づけについていえば、ビルマは非常に投資効率が高い地域であった。

第二に、こうした形での世界経済への包摂は、20 世紀初頭に完成した金為替制度と相まって進行した。既存の研究では、スエズ運河の開通以降、急速にコメ輸出は増加したとされているが、銀の価値が下落し、為替が不安定であった 1870 年代後半から 20 世紀初頭までの間は、ビルマのコメ輸出の拡大の速度も、その前後の時期と比べると遅く、デルタの開発は、強く国際的な経済環境に規定されていたといえる。

第三に、国際的な分業体制に組み込まれることによって、貨幣経済が拡大したことは、輸入品の変化からも確認された。輸出を開始した当初は、輸入しなければならない必要な商品はなく、輸入

品の中心は贅沢品や貴金属であった。しかし次第に贅沢品は日常品になり、消費が拡大した。貨幣の使用は、王朝時代にも徐々に広まっていたが、植民地期以降の通貨の発行額は、それ以前の時期とは比べ物にならない規模であった。特にこの時代の特徴である金為替制度の導入や紙幣の発行を可能にしたのは、コメ輸出であり、ロンドンとインドの双方にポンドとルピーの形態で資産が準備された。生存のための生産ではなく、販売のための生産が社会で広く開始されたことは、ビルマ経済にとって重要な転換であった。ただしこれは、まだ緒についたばかりであった。

以上の点の既存の研究に対する貢献は、第一にインドを他の市場とは分けて取り上げ、ビルマがインド経済に組み込まれた過程を明確にしたこと、第二に銀の価値が低下した19世紀最後の四半世紀と金為替制度が確立した時期を一つの画期として強調したこと、第三に貿易の開始により、貨幣経済が広がり始めたことを改めて確認したことである。貨幣経済化は、近年はあまり触れられなくなっている論点である。しかしこれを考慮することなく、植民地時代の社会変化を理解することは難しい。

【注】

- 1) 本稿は、拙稿「1860年代から第一次世界大戦までの英領期ビルマの貿易構造の推移—通貨制度の視点から」『東南アジアのグローバル化とリージョナル化』Ⅲ、亜細亜大学アジア研究所2014年3月、139-172頁を元にして、その後に判明したことを加えながら、全面的に改訂したものである。拙稿との重要な相違点は、①通貨制度について、加筆したこと、②統計に地金の輸出入を加え、時期区分を全面的に修正したこと、③着眼点と先行研究への位置付けを変更したことである。これに伴い、構成や記述も全体的に改めた。
- 2) Cheng Siok-Hwa, *The Rice Industry of Burma 1852-1940*. Kuala Lumpur: University of Malaya Press, 1968, pp. 1-13, 23.
- 3) レイサム, A. J. H (丸山利夫訳)『米：この貴重な食糧』農林統計協会、1999年、37頁。
- 4) Cheng, *The Rice Industry of Burma.*, p. 198.
- 5) Brown, Ian, *Burma's Economy in the Twentieth Century*. Cambridge: Cambridge University Press, 2013, pp. 6-7, 30-31.
- 6) Cheng, *The Rice Industry of Burma*, pp. 8-9, 200-219.
- 7) コーチシナ、タイのコメ輸出先については、宮田敏之「戦前期タイ米経済の発展」加納啓良編著『岩波講座東南アジア史』6、181頁。
- 8) Furnivall, J. S., *Colonial Policy and Practice: a Comparative Study of Burma and Netherlands India*. New York: New York University Press, 1956, pp. 80-82, 186-187.
「植民地的流出」と称される支出の内容は、海外輸送の運賃や保険料などのサービス取引への支払い、植民地企業が本国に持ち帰る利潤、植民地官僚や移民労働者による送金などの所得移転、インド政庁に納める過大な財政負担であった。貿易外収支についての統計は存在しないが、非常に大きかったとみられている。貿易外収支の大幅な出超については、外国企業、インド人労働者や資本のビルマ経済への貢献の正統な現れとする解釈もある (Brown, *Ibid.*, p. 21)。
- 9) Maung Shein, *Burma's Transport and Foreign Trade 1885-1914 in Relation to the Economic Development*

of the Country. Rangoon: Department of Economics, University of Rangoon, 1964; Aye Hlaing, 'Trends of economic growth and income distribution in Burma 1870-1940', *Journal of the Burmese Research Society*, 47, 1 (June 1964), pp. 89-148. フェーニバルの説で最も批判の対象となっているのは、彼が重視するスエズ運河の開通がビルマの輸出促進に及ぼした影響である。マウンシェインらは、スエズ運河の開通以降も、運賃の都合から20世紀初頭までは、蒸気船ではなく、帆船で喜望峰を廻るルートが主流だったことから、スエズ運河の開通の影響はフェーニバルが主張したほどではなかったとしている(Maung Shein, *Ibid.*, p. 116-117.)。しかしスエズ運河の開通と同時期に行われた海底電線の敷設が、アジアの投資環境を一変させたことは確かである。現在の貿易についての説をバランスよくまとめた研究は、Brown, *Burma's Economy in the Twentieth Century*, pp. 20-21, 34-35 参照。

- 10) H. ミント著、渡辺利夫、小島真ら訳『低開発国の経済理論』東洋経済新報社、1973年、130-139頁(Myint, Hla, *Economic Theory and the Underdeveloped Countries*. London; Oxford University Press, 1971, pp. 118-128.)
- 11) 水野明日香「植民地時代の残滓とフラーミンのミャンマー経済史の理論—ミャンマーにおける市場経済の勃興過程—」尾高煌之助・三重野文晴編著『ミャンマー経済の新しい光』勁草書房、50-51頁。
- 12) ミント、前掲書、145-147頁(Myint Hla, *Ibid.*, pp. 135-137.)。本文は、特にH. ミント著、木村修三、渡辺利夫訳『開発途上国の経済学』東洋経済新報社、43-48頁(Myint, Hla, *The Economics of the Developing Countries*. London; Hutchinson University Library, 1964, pp. 33-37.)を参照。
- 13) Cheng, *The Rice Industry of Burma*, p. 213.
- 14) インドとの関係についての経済史研究は、もっぱら労働者やチェッティヤーなどの移民問題に焦点が当てられている。
- 15) 杉原薫『アジア間貿易の形成と構造』、ミネルヴァ書房、1996年、200-204頁。
- 16) Brown, *Burma's Economy in the Twentieth Century*.
- 17) Brown, Ian, *A Colonial Economy in Crisis, Burma's Rice Cultivators and the World Depression of the 1930s*. London and NY: RoutledgeCurzon, 2005, p. 85.
- 18) Taylor, Robert H, "Disaster or Release? J. S. Furnivall and the Bankruptcy of Burma", *Modern Asian Studies*, 29 (1), 1995, p. 59.
- 19) 例えば、近年ではBassino, Jean-Pascal and Coclanis, Peter A. 'Economic transformation and biological welfare in colonial Burma: Regional differentiation in the evolution of average height', *Economics and Human Biology*, 2008, Elsevier, p. 216.
- 20) Coclanis, Peter A. *TIME'S ARROW, TIME'S CYCLE: Globalization in Southeast Asia over la Longue Durée*, Singapore: ISEAS, 2006; Lieberman, Victor B. *Strange Parallels: Southeast Asia in Global Context, c.800-1830*, Volume 1, Cambridge and New York: Cambridge University Press, 2003; 斎藤照子『18-19世紀ビルマ借金証文の研究—東南アジアの一つの近世』京都大学学術出版会、2019年。
- 21) Tun Wai. *Burma's Currency and Credit*, Calcutta: Orient Longmans Ltd, 1953; Robinson, M and Shaw, L. A., *The Coins and Banknotes of Burma*. Hampshire: Parry & Son Ltd., 1980.
- 22) 「沿岸貿易」(coastal trade)には、ビルマ内の港間の取引も含まれるが、これは僅かである。なお英領インドの貿易といった場合には、特に断りがない限り、ビルマも含まれる。
- 23) ミント『低開発国の経済理論』、117頁(Myint, Hla, *Economic Theory and the Underdeveloped Countries*, p. 109.)。
- 24) Furnivall, *Colonial Policy and Practice*, p. 187.; Maung Shein, *Ibid.*, p. 122.; Aye Hlaing, *Ibid.*, pp. 114-115.
- 25) Furnivall, *Colonial Policy and Practice*, p. 187.; Maung Shein, *Ibid.*, p. 122.; Aye Hlaing, *Ibid.*, pp. 114-115.

- 26) Burma. Customs Department. *Annual Statement of the Sea-borne Trade and Navigation of the British Burma from 1870-71 to 1874-75, part III*, Rangoon : Government Printing, 1875, pp. 90-92. この時期の国別の貿易統計は、cotton goods と一括しており、織物か糸かは不明である。
- 27) Burma. *Report of the Burma Provincial Banking Enquiry Committee 1929-30, Volume I*. Rangoon: Supdt., Government Printing and Stationery, 1930, p. 42.
- 28) 西村閑也「第一次グローバリゼーションとアジアにおける英系国際銀行」西村閑也・鈴木俊夫・赤川元章編著『国際銀行とアジア 1870～1913』慶應義塾大学出版会、2014年、71-72頁。このような仕組みであったので、為替銀行にとっては、輸出先がどこかは重要であった。輸出がアジアに向かうと、銀行は資金の回収が遅れた（西村、同論文）。
- 29) Brown, *Burma's Economy in the Twentieth Century*, p. 13. ビルマでは、1941年までに18行の為替銀行がラングーンで貿易為替業務に従事した（Tun Wai. *Burma's Currency and Credit*, pp. 26-32.）
- 30) 北林雅志「チャータード銀行 1858-1890年」西村閑也・鈴木俊夫・赤川元章編著、前掲書、702-715頁。
- 31) この時期、チャータード銀行ラングーン支店は、買い取った欧州払いの輸出手形により、ロンドン本店にポンド資金を蓄積した。一方で、ラングーン支店は預金の増加もあり、資金的に余裕ができ、本店から配分されたバランスシート上は負債として計上される支店資本金は1870年代初頭の80万ルピーから、1870年代の後半には25万ルピーまでおよそ5年間で7割減額された（北林、前掲論文、714-715頁）。
- 32) Burma. Customs Department, *Annual Statement of the Sea-borne Trade and Navigation of Burma*, 1874, pp. 113-126.
- 33) 定期航路は、インド政庁の命を受けて、1856年に英領インド蒸気船会社（British India Steam Navigation Company）が定期郵便船の運行を開始して以来、カルカッターラングーン間の方が発展していた（Maung Shein, *Burma's Transport and Foreign Trade*, p. 34.）。なおインドへのコメの輸出は、後の1930年代になると7割がマドラスとなり、ベンガル向けは3割程度となった（Government of India. *Report on the Marketing of Rice in India and Burma*, Simla: Government of India Press, 1941, p. 65.）。
- 34) *Annual Statement of the Sea-borne Trade and Navigation of Burma*, 1874, p. 115.
- 35) 斎藤照子、前掲書、107頁。
- 36) Office of the Prime Minister, The Economic and Social Board, *A Study of the Social and Economic History of Burma, Part. IV*, Rangoon: Typescript, 1957, p. 29, 34.
- 37) *A Study of the Social and Economic History of Burma, Part. IV*, pp. 32-35. 輸入された綿製品は、上ビルマを経由して雲南へも送られた。
- 38) *A Study of the Social and Economic History of Burma, Part. IV*, p. 31.
- 39) *A Study of the Social and Economic History of Burma, Part. V*, p. 44.
- 40) Government printing, *Annual Statement of the Sea-borne Trade and Navigation of the British Burma from 1870-71 to 1874-75, part III*, 1875 pp. 113-114.
- 41) *A Study of the Social and Economic History of Burma, Part IV*, p. 38. 絹織物とヤシ糖は、同様の商品である外国製の絹織物や砂糖と使用価値が異なるため、輸入外国製品とは競合しなかったことも、上ビルマからの輸入額が増加した理由であった。絹織物は祭りなどで着用されるものであり、独特の柄や生地の厚みや硬さが、西洋からの輸入品とは異なっていた。なお上ビルマから輸入された絹織物には、外国製の綿糸と在来の絹との混紡も含まれていた。
- 42) *A Study of the Social and Economic History of Burma, Part. IV*, p. 28. ただし金・銀を装飾品の形態で貯

蓄する習慣があり、これに実質的な経済的意味がなかったとは言えない。

- 43) *A Study of the Social and Economic History of Burma, Part IV*, p. 28.
- 44) Cheng, *Rice Industry of Burma*, p. 200, 210.; Furnivall, *Colonial Policy and Practice*, p. 82.
- 45) Cheng, *Rice Industry of Burma*, pp. 66-67.
- 46) *A Study of the Social and Economic History of Burma, Part V*, p. 43.
- 47) *A Study of the Social and Economic History of Burma, Part V*, p. 43. コメの輸出量は、全体としては減少した。なおこの時期には、インド系、中華系の仲介業者が大規模精米所に対抗するために、自前の精米所を建て始めたことも報告されている (*loc.cit.*, p. 44)。
- 48) Cheng, *Rice Industry of Burma*, p. 211.
- 49) Cheng, *Rice Industry of Burma*, pp. 66-67.
- 50) *A Study of the Social and Economic History of Burma, Part V*, p. 43.
- 51) *A Study of the Social and Economic History of Burma, Part V*, p. 44. 1 ルピーは 16 アンナ。
- 52) *A Study of the Social and Economic History of Burma, Part VI a*, p. 60.
- 53) *A Study of the Social and Economic History of Burma, Part V*, pp. 44-45.
- 54) 矢内原忠雄『矢内原忠雄全集』第三巻、岩波書店、1963年、503-504頁。なお1971年に改定される以前の英国ポンドは、12ペンスが1シリング、20シリングが1ポンドであった。
- 55) 井上巽『金融と帝国』名古屋大学出版会、1995年、38-39頁、61-62頁、73-74頁；ケインズ著、則武保夫、片山貞雄訳『ケインズ全集 第1巻 インドの通貨と金融』東洋経済新報社、1977年、1-11頁。Wadan Narsey, *British Imperialism and the Making of Colonial Currency Systems*. Hampshire: Palgrave Macmillan, 2016, pp. 85-95.
- 56) 井上、前掲書、68-69頁；ケインズ、前掲書、76-77頁、88-89頁。
- 57) ケインズはこの点を強調している（ケインズ、前掲書、81-82頁）。
- 58) 関口尚志「低開発（＝植民地）型金融構造の基本性格」大塚久雄『後進資本主義の展開過程』アジア経済研究所、1973年、289頁。
- 59) 井上、前掲書、62頁。井上は、インド省手形の売却額は1902/03年頃までは平均して「本国費」とほぼ一致する水準であったとしているが、66頁の図を見ると、インド省手形の売却額は1893年から貿易黒字の額と連動し始めており、無制限売却の公示が出される10年前から、インド省手形はロンドンへの本国費の送金手段に加えて、インドへのルピーの送金手段としての役割は始まっていたと思われる（井上、前掲書、66-68頁）。
- 60) *Annual Statement of the Sea-borne Trade and Navigation of the British Burma from 1900-01 to 1904-05, part II*, p. 163; *Annual Statement of the Sea-borne Trade and Navigation of the British Burma from 1904-05 to 1908-09*, p. 228. それまで地金の輸出入において政府勘定はごくわずかであったが、前年には約600万ルピーであった地金の輸入額は、1901/02年には1200万ルピーと倍増し、1905/06年には2200万ルピーにまで膨れ上がった。
- 61) ボンベイの造幣局は、ルピー銀貨だけでなく、香港や海峽植民地で流通した英国ドルや海峽ドルも製造し、輸出していた。なおルピー銀貨の製造は1901年から再開されたが、刻印をヴィクトリア女王からエドワードⅦに変更する必要が生じたため、本格的に製造が再開されたのは、1903年以降であった（西村雄志「銀本位制から金本位制へ—アジア諸国」西村閑也・鈴木俊夫・赤川元章編著、前掲書、334頁、注49, 50.）。
- 62) 杉原、前掲書、218頁。
- 63) 東インド会社時代の英領インドでは、ベンガル、ボンベイ、マドラスの3つの管区銀行がそれぞれ銀

行券を発行していたが、1861年には管区銀行による発券は停止され、翌年から政府紙幣の発行が始まった。国土が広大で、季節による通貨需要の変動が激しいインドでは、紙幣の流通はサークル (circle) と呼ばれる範囲に分割されており、下ビルマでも当初は、ベンガル用の紙幣が導入されていた。しかし1884年には、ラングーンに通貨発行局が設置され、ラングーン・サークル内での流通用の紙幣が発行されるようになった (Robinson, M and Shaw, L. A., *The Coins and Banknotes of Burma*. Hampshire: Pardy & Son Ltd., 1980, p. 102.) なおロビンソンは、ラングーンにおける通貨の発行の開始を1883年としているが、開始は1884年3月31日である (*A Study of the Social and Economic History of Burma, Part V*, p. 42)。

- 64) *Burma. Report of the Burma Provincial Banking Enquiry, Committee, 1929-30, Volume I*, Rangoon: Supdt., Government Printing and Stationery, p. 47.
- 65) 1912年以降は、ビルマに Office of Account General が設置され、*Report on the Resource and Currency Operation in the Province of Burma*. (V/24/3468) という年次報告書が発行され始めた。この中では金本位準備・紙幣準備への積立も言及されているが、一貫した網羅的な金額は不明である。
- 66) *Annual Statement of the Sea-borne Trade and Navigation of the British Burma from 1904-05 to 1908-09, part II*, p. 208. ハンドレッドウェイト (cwt) は、45.359kg で換算した。
- 67) *Burma. Office of the Collector of Customs, Report on the maritime trade and customs administration of Burma for the official year 1906-07*. Rangoon: Office of the Superintendent, Government Printing, 1907, p. 20 cited in *A Study of the Social and Economic History of Burma, Part VI a*, p. 55. 杉原、前掲書、203-204頁。
- 68) ソウル, S.B.著, 堀晋作・西村閑也訳『世界貿易の構造とイギリス経済』、法政大学出版会、1974年、72-73、229-230頁。
- 69) 杉原、前掲書、204-205頁。*A Study of the Social and Economic History of Burma, Part VI a*, p. 55-56.
- 70) 杉原、前掲書、203-204頁。インドへの輸出の増加の背景には、インド国内での需要の拡大だけでなく、インドからアフリカ等への再輸出の増加もあった。
- 71) *Annual Statement of the Sea-borne Trade and Navigation of the British Burma from 1904-05 to 1908-09, part II*, pp. 187-205.
- 72) Furnivall, *Colonial Policy and Practice*, pp. 81-82.
- 73) *A Study of the Social and Economic History of Burma, Part VI a*, p. 57, 62.
- 74) *A Study of the Social and Economic History of Burma, Part VI a*, p. 57.
- 75) Maung Shein, *Burma's Transport and Foreign Trade*, Table Ib, p. 222; *A Study of the Social and Economic History of Burma, Part VI a*, pp. 60-62. なお1890年から1910年の間の綿糸の輸入量は、それほど変化していないので、この期間には在来の織物産業の大幅な衰退は、みられなかったと思われる。
- 76) *Burma. Office of the Collector of Customs, Report on the maritime trade and customs administration of Burma for the official year 1913-14*. Rangoon: Office of the Superintendent, Government Printing, 1914, p. 1; *A Study of the Social and Economic History of Burma, Part VI a*, p. 57.
- 77) *A Study of the Social and Economic History of Burma, Part VI a*, p. 61.
- 78) 西村、前掲論文、398頁。

〈研究ノート〉

A Survey on Discounting Behavior of College Students in Japan

Inyong Shin*

Abstract

In this paper, we analyze the time-discounting rate. The economic agents often take anomalous behavior. Behavioral Economics supposes hyperbolic discount and magnitude effect in order to explain the anomalous behavior. We conducted a questionnaire survey with college students in Japan and estimated the time-discounting rate using collected data from 323 responses. The time-discounting rate was estimated based on utility level using a Bayesian hierarchical model. From the survey, we confirmed the hyperbolic discounting behavior in that the time-discounting rate from today is the highest, followed by 3 months later, 6 months later, and then 12 months (one year) later. We also confirmed the magnitude effect. The time-discounting rate receiving 10,000 yen is the highest, followed by that receiving 30,000 yen and then that receiving 50,000 yen. This paper reaffirms the robustness of the main two phenomena in Behavioral Economics. It also finds that the marginal utility of money diminishes just as with general economic goods.

Keywords: discounting behavior, time-discounting rate, hyperbolic discount, magnitude effect, subjective discount factor, Bayesian hierarchical model

JEL Classification Codes: C91, D15, C11

1 Introduction

“Time discounting” means that a desired result in the future is perceived as less valuable than one in the present. It is also known as “temporal discounting” and “delay discounting”. Time-discounting

* Department of Economics, Asia University, 5-8 Sakai Musashino Tokyo 180-8629 Japan.

E-mail: shin@asia-u.ac.jp

Dear Professor Toshio Uemura

It's been a great pleasure working with you for a long time. I was lucky to have my lab right next to yours. I have learned so much from you over the years whether in life or at work. It is heartily appreciated. I wish you a wonderful retirement ahead of you.

rate is an index that indicates how much important the present is by comparing its valuation at an earlier date with one for a later date. A larger time-discounting rate means giving more importance to the present compared to the future.¹⁾ In other words, the time-discounting rate shows the degree of impatience. The time-discounting rate plays an important role in the intertemporal choice. Therefore, it also affects decisions on personal consumption and savings, and also affects a path of economic growth and a steady-state level of a country.

Standard Economics, which assumes rational economic agents (*Homo Economicus*), uses an exponential discount function in which the rate of time discounting is constant and independent of time.²⁾ Whereas, Behavioral Economics uses hyperbolic discount functions instead in order to explain the anomalous behavior because, oftentimes, economic agents take anomalous behavior.

In Behavioral Economics, “hyperbolic discount” and “magnitude effect” are among well-known factors on the time-discounting rate: (i) “hyperbolic discount” (also known as “present bias”) suggests that values placed on rewards decrease very rapidly for small delay periods and then fall more slowly for longer delays (e.g. Thaler (1981), Benzion et.al. (1989), Laibson, (1997), O’ Donoghue and Rabin (1999), etc.) and (ii) “magnitude effect” suggests that the time-discounting rates are higher for smaller amounts, compared to higher amounts (e.g. Kirby (1997), Green et.al. (1997), etc.).³⁾ Loewenstein (1992) and Frederick et.al. (2002) are both very informative and detail-oriented on time-discounting.

The purpose of this paper is to clarify the characteristics of the time-discounting rate. In particular, we focus on the two characteristics described above which are hyperbolic discounting and magnitude effect. Questionnaires are becoming a common method in this research field. We also conducted a survey on college students (nationals and non-nationals alike) in Japan. We analyzed the aggregated data and estimated the time-discounting rate.

This research field has extensive literature, so adding something new is not easy. However, in this paper, we use utility level (happiness level)⁴⁾ to try to estimate the rate of time-discounting.⁴⁾ This is our humble contribution.

¹⁾ Frederick, et.al. (2002) distinguishes “time-discounting” from “time preference”. Frederick, et.al. (2002) uses the term “time-discounting” broadly to encompass any reason and the term “time preference” to refer, more specifically, to the preference for immediate utility over delayed utility.

²⁾ Ramsey (1928) assumes that the subjective discount rate (ρ) is constant.

³⁾ Interestingly, Holt and Wolf (2019) examined the magnitude effect in pigeons. There was no significant evidence for the magnitude effect.

⁴⁾ Frey (2008) mentioned that the utility is used to measure the level of happiness which is an abstract variable. Happiness is not exactly the same with utility, but both happiness and utility have a close relationship in that the higher the utility level is, the higher the happiness level is. In this paper, “utility” and “happiness” will be used in the same meaning. See the footnote 4 in Shin (2018) in detail. The relationship between discount rate and time preference is shown as discount rate=time preference+1 in Rotschedla et.al. (2015).

The results of the paper can be summarized as follows: (i) we confirmed past studies on hyperbolic discounting behavior in that the time-discounting rate from today is the highest, followed by 3 months later, 6 months later, and then 12 months (one year) later. This result shows that the time-discounting rate is inversely proportionate to the length of the delay in time wherein the former decreases with the increase in the latter. (ii) we also confirmed the magnitude effect. The time-discounting rate receiving 10,000 yen is the highest, followed by that receiving 30,000 yen and then that receiving 50,000 yen. There was a tendency for the time-discounting rate to decrease as the amount increased. From the survey, we reaffirmed the robustness of the main two phenomena in Behavioral Economics. (iii) we also finds that the marginal utility of money diminishes just as with general economic goods.

This paper is organized as follows: Section 2 outlines the survey. Section 3 reports the results of the analysis and interprets the results. Section 4 offers conclusions on this research. Finally, the questionnaire used in this survey are posted in Appendix.

2 Outline of survey

In this research, using a questionnaire, we surveyed students at Asia University in Japan in order to investigate the time-discounting rate. We collected the responses of the questionnaire via website considering the trouble of data input work if survey was to be conducted on paper. We opened the questionnaire on website. We announced the URL to the students during the classes that we teach and we asked them to cooperate with this survey.

The students could participate at any time during the survey period which runs from October 10, 2019 to December 23, 2019. Responses were obtained from 323 students from freshman (1st year student) to senior (4th year student). In light with preserving the privacy of the respondents and in keeping the research free from all prejudice and bias, the concerns of the respondents, the response rate and any data with regard to the respondents' personal information, such as name, grade, gender, income, etc., are kept anonymous. At this point, some respondents may have taken the survey lightly.⁵⁾ The questionnaire used in this research is attached in the Appendix.

This is a selection experiment where the combinations of the amount of money received and the timing are used. We prepared four kinds of money they receive: 10,000 yen, 30,000 yen, 50,000 yen

⁵⁾ Especially given the purely hypothetical and unincentivized nature of the survey experiment, another common way of approaching this problem would be to include survey items checking for potential protest responses or answers that potentially have been affected by experimenter demand effects (see e.g. Bateman et al., 2002). Several studies have shown how to minimize or eliminate hypothetical bias and discussed the positive effect of honesty reminders in stated preference surveys (see e.g. Loomis (2014) or Stevens, Tabatabaei and Lass (2013)).

and 100,000 yen, and five kinds of reception timing: Today, 3-months later, 6-months later, 12-months later, and 36-months later. The number of combinations between the money and timing was 60. The questions are in a two-choice format. For example:⁶⁾

- Q3. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen only for today
- get 30,000 yen if you wait for 3 months

The number of questions was 60. The correspondents don't need to answer all of them. For example, we can expect easily that if the correspondents choose the second option from Q3 then they will choose the second option from Q4. So, we don't ask them Q4 and they don't need to answer Q4. In case that the correspondents choose the second option from Q6, we don't ask them Q9, Q12 and Q14 because we can expect that they will choose the first option from Q9, Q12 and Q14. As stated by these examples, the questions are different according to what choice the correspondents pick. The correspondents answered only about 30 questions on average from the 60 questions.

We also asked about happiness level with the amount they received. We prepared eleven choices - 1, 2, 3,..., 9, 10 and over 10 - for the happiness level when they receive the money, 1 being the lowest. The questions are below.

- Let's assume that the happiness level when you get (found, received, earned) 10,000 yen is 1. Based on that, how much is the "happiness level" when you get (found, received, earned) 30,000 yen, 50,000 yen, or 100,000 yen, respectively?

Please, choose only one option for each question.

Question	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	over10
30,000 yen	◦	◦	◦	◦	◦	◦	◦	◦	◦	◦	◦
50,000 yen	◦	◦	◦	◦	◦	◦	◦	◦	◦	◦	◦
100,000yen	◦	◦	◦	◦	◦	◦	◦	◦	◦	◦	◦

⁶⁾ The questionnaire used in the survey does not have question numbers (e.g. Q3). However, for ease of explanation, the question numbers have been assigned herein.

3 Results

3.1 Aggregate results

We summarize the aggregate results in Table 1 and Table 2. Table 1 summarizes the results of the question on the happiness level of the money they received.

“Over 10” was uniformly evaluated as 18. Even though it is arbitrary, “over 10” was set to 18, so that the average of happiness level (8.92) when receiving 100,000 yen reaches its closest to the median (9). In Table 1, 62 students receiving 30,000 yen (Q2-1), 29 students receiving 50,000 yen (Q2-2), and 28 students receiving 100,000 yen (Q2-3) all answered that their happiness level is 1. They were equally satisfied when they received 10,000 yen or 30,000 yen or 50,000 yen or 100,000 yen. We can consider several reasons, among others: (1) that as the marginal utility of money decreases, the marginal utility would approach almost zero, then their utility level is almost the same even though the money they receive increases; (2) that the students already knew the scenarios to be fictional (they do not get the money in real), so they did not answer seriously and so on. The results have been derived from the students’ own discretion arbitrarily or whimsically or for various other reasons which remain unknown. Nevertheless, we used their data for our research.

It was found that the higher the amount received, the higher the happiness level was as shown in the table above ($3.97 < 5.52 < 8.92$). As money increases, the marginal happiness level decreases. In Fig. 1, we draw the histograms and the relationship between money and happiness level using the aggregate results in Table 1. From Fig. 1 (4), it can be seen that the curve of happiness level is not linear, but becomes flatter as money increases, that is, the marginal happiness level for money gradually decreases.⁷⁾

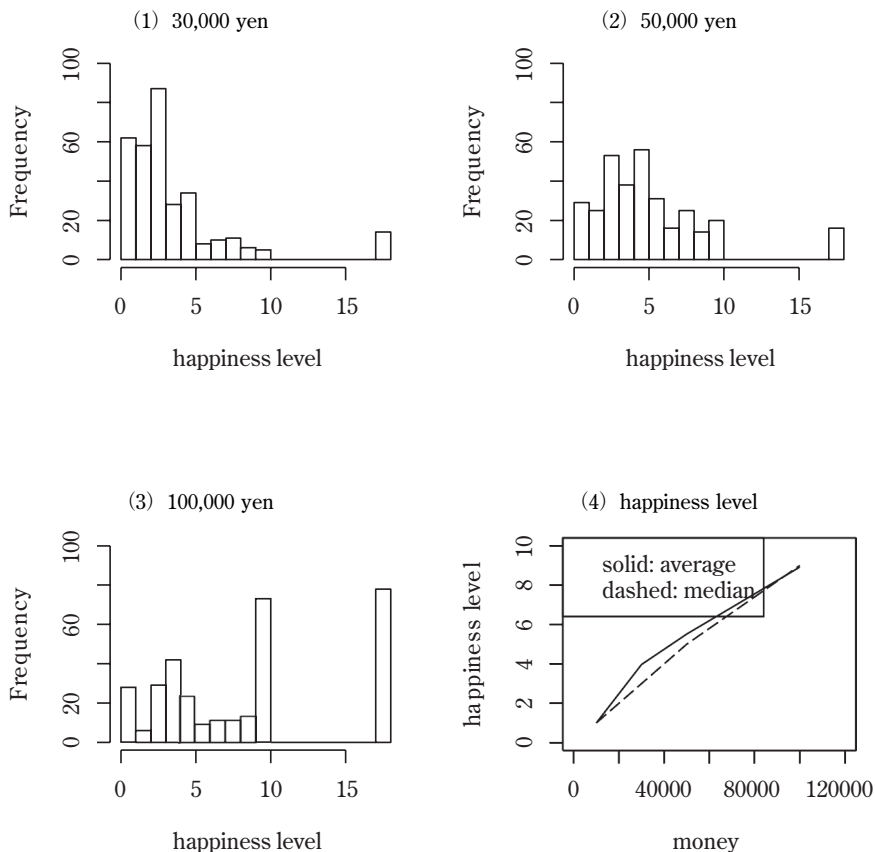
Table 2 summarizes the results from Q3 to Q62. The number of respondents for each option and

Table 1 Aggregate results for happiness level

Question	happiness level											average median	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	over10 (=18)		
Q2-1. 30,000 yen	62	58	87	28	34	8	10	11	6	5	14	3.97	3
Q2-2. 50,000 yen	29	25	53	38	56	31	16	25	14	20	16	5.52	5
Q2-3. 100,000 yen	28	6	29	42	23	9	11	11	13	73	78	8.92	9

⁷⁾ It can be clearly seen that the marginal utility decreases gradually when viewed on average compared to when viewed on median. The degree of the curvature may depend on how the “over 10” is evaluated.

Fig. 1 Happiness level



their ratio were reported. We coded 0 if they chose the first one which opts for earlier receipt, and 1 if they chose the second one for late receipt. The question with the highest number of respondents who chose option 0 was Q11. The respondents are 291 (90.1%). It is painted in red in Table 2. Q11 is as follows:

- Q11. Which one do you prefer?
- Please, choose between the two scenarios.
- get 10,000 yen only for today
- get 30,000 yen if you wait for 36 months

On the other hand, the question with the highest number of respondents who chose option 1 was Q6. The respondents are 284 (87.9%). It is also painted in red in Table 2. Q6 is as follows:

- Q6. Which one do you prefer?
- Please, choose between the two scenarios.

Table 2 Aggregate results for number of respondents

Question	number of respondents		percentage of respondents (%)		Question	number of respondents		percentage of respondents (%)		Question	number of respondents		percentage of respondents (%)	
	0	1	0	1		0	1	0	1		0	1	0	1
Q3	132	191	40.9	59.1	Q23	142	181	44.0	56.0	Q43	197	126	61.0	39.0
Q4	74	249	22.9	77.1	Q24	203	120	62.8	37.2	Q44	251	72	77.7	22.3
Q5	207	116	64.1	35.9	Q25	243	80	75.2	24.8	Q45	118	205	36.5	63.5
Q6	39	284	12.1	87.9	Q26	273	50	84.5	15.5	Q46	69	254	21.4	78.6
Q7	140	183	43.3	56.7	Q27	103	220	31.9	68.1	Q47	242	81	74.9	25.1
Q8	250	73	77.4	22.6	Q28	67	256	20.7	79.3	Q48	44	279	13.6	86.4
Q9	79	244	24.5	75.5	Q29	214	109	66.3	33.7	Q49	182	141	56.3	43.7
Q10	205	118	63.5	36.5	Q30	45	278	13.9	86.1	Q50	118	205	36.5	63.5
Q11	291	32	90.1	9.9	Q31	135	188	41.8	58.2	Q51	167	156	51.7	48.3
Q12	133	190	41.2	58.8	Q32	266	57	82.4	17.6	Q52	83	240	25.7	74.3
Q13	249	74	77.1	22.9	Q33	85	238	26.3	73.7	Q53	243	80	75.2	24.8
Q14	190	133	58.8	41.2	Q34	223	100	69.0	31.0	Q54	198	125	61.3	38.7
Q15	176	147	54.5	45.5	Q35	175	148	54.2	45.8	Q55	132	191	40.9	59.1
Q16	76	247	23.5	76.5	Q36	164	159	50.8	49.2	Q56	230	93	71.2	28.8
Q17	231	92	71.5	28.5	Q37	66	257	20.4	79.6	Q57	188	135	58.2	41.8
Q18	141	182	43.7	56.3	Q38	235	88	72.8	27.2	Q58	123	200	38.1	61.9
Q19	263	60	81.4	18.6	Q39	154	169	47.7	52.3	Q59	82	241	25.4	74.6
Q20	196	127	60.7	39.3	Q40	271	52	83.9	16.1	Q60	200	123	61.9	38.1
Q21	287	36	88.9	11.1	Q41	218	105	67.5	32.5	Q61	122	201	37.8	62.2
Q22	239	84	74.0	26.0	Q42	122	201	37.8	62.2	Q62	171	152	52.9	47.1

- get 10,000 yen only for today
- get 100,000 yen if you wait for 3 months

But in Q36, the ratio of respondents who chose options 0 and 1 both reach the closest to half (50%). They are 164 (50.8%) and 159 (49.2%), respectively. It is painted in blue in Table 2. Q36 is as follows:

- Q36. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 30,000 yen if you wait for 3 months

◦ get 50,000 yen if you wait for 6 months

In Q11, the first option “10,000 yen Today” is compared to the second option “30,000 yen 36 months later” which is deemed the worst condition among the combinations because it has the longest period (36 months) for the least amount (30,000 yen) to be received. Therefore, it is thought that many students chose the first option “10,000 yen Today”. On the other hand, in Q6, the first option “10,000 yen Today” is compared to the second option “100,000 yen 3 months later” which is deemed the best condition among the combinations because it has the shortest period (3 months) for the largest amount (100,000 yen) to be received. Therefore, it is thought that many students chose the second option “100,000 yen 3 months later”. In the case of Q36 which compares “30,000 yen 3 months later” and “50,000 yen 6 months later”, the receiving times of both cases are set in the future. Moreover, the difference in the periods (3 months vs. 6 months) is short and the difference in the amounts (30,000 yen vs. 50,000 yen) is not large. A hyperbolic discount curve has a higher discount rate in the near future and lower discount rate in the distant future. Considering the hyperbolic discount, it is probable that the respondents did not feel much difference between the happiness levels in both options.

3.2 Estimation model

We estimate the subjective discount factor (β) instead of the time-discounting rate (ρ). There is the relationship between the time-discounting rate (ρ) and the subjective discount factor (β) as follows:

$$\beta = \frac{1}{1+\rho} \quad \text{or} \quad \rho = \frac{1-\beta}{\beta} \quad (1)$$

When the subjective discount factor (β) is low, the weight for future utility is small. In other words, the future utility is greatly discounted. Conversely, when the subjective discount factor (β) is high, the weight for future utility is large. In other words, it does not discount much future utility.

Let us define the exponential discount function (V) of individual happiness level as follows:

$$V_{i,j,t} = A_{i,j} \beta_i^t \quad (2)$$

where, i represents individual ($i=1, 2, \dots, 323$); j represents the amount of received money $j \in \{10000, 30000, 50000, 100000\}$; A is the happiness (utility) level. For example, $A_{100,10000}$ means the happiness level of the 100th respondent obtained from 10,000 yen today. β is the subjective discount factor; t is the number of months delayed.

We consider a function of softmax action selection (θ) in order to estimate the parameters from the option selection data (0 or 1).

$$\theta_{i,j_1,t_1,j_2,t_2} = \frac{\exp(\phi_i V_{i,j_1,t_1})}{\exp(\phi_i V_{i,j_1,t_1}) + \exp(\phi_i V_{i,j_2,t_2})} \quad (3)$$

where, ϕ is an inverse temperature of softmax function. We assume that C , which is the selection result ($C \in \{0, 1\}$), follows Bernoulli distribution with θ .

$$C_{i,j_1,t_1,j_2,t_2} \sim \text{Bernoulli}(\theta_{i,j_1,t_1,j_2,t_2}) \quad (4)$$

There are two kinds of parameters – β and ϕ – which we estimate. We set the parameters on an individual basis. We assume that each parameter follows a normal distribution as follows:

$$\begin{aligned} \beta_i &\sim \text{Normal}(\mu_\beta, \sigma_\beta) I[0, 1] \\ \phi_i &\sim \text{Normal}(\mu_\phi, \sigma_\phi) I[0, \infty] \end{aligned}$$

where, $\mu_\beta, \sigma_\beta, \mu_\phi$ and σ_ϕ are hyper-parameters which the parameters set for each individual have in common and $I[a, b]$ is an indicator function that takes the value from a to b . β_i and ϕ_i are assumed to be truncated normal distributions. We assume that the hyper-parameters are distributed as follows: $\mu_\beta \sim \text{Normal}(\mu_\beta^N, \sigma_\beta^N)$, $\sigma_\beta \sim \text{Student } t(\nu_\beta^t, \mu_\beta^t, \sigma_\beta^t)$, $\mu_\phi \sim \text{Normal}(\mu_\phi^N, \sigma_\phi^N)$, $\sigma_\phi \sim \text{Student } t(\nu_\phi^t, \mu_\phi^t, \sigma_\phi^t)$, where $\mu_\beta^N, \sigma_\beta^N, \nu_\beta^t, \mu_\beta^t, \sigma_\beta^t, \mu_\phi^N, \sigma_\phi^N, \nu_\phi^t, \mu_\phi^t, \sigma_\phi^t$ are parameters (or arguments) required for the distribution functions. These parameters are specified to make the hyperprior vague as follows: $\mu_\beta^N = 0.5, \sigma_\beta^N = 0.5, \nu_\beta^t = 3, \mu_\beta^t = 0, \sigma_\beta^t = 1, \mu_\phi^N = 0, \sigma_\phi^N = 10, \nu_\phi^t = 3, \mu_\phi^t = 0$ and $\sigma_\phi^t = 1$.

The estimation was performed using the Bayesian hierarchical model. The sampling was run with a burn-in of 10,000 iterations out of the 20,000 iterations. The estimated results are reported in Table 3 and Table 4. We used ‘‘Rstan’’ to calculate the estimation results in Table 3 and Table 4. Rstan is a generic tool that can be used in a wide variety of situations for Bayesian statistical model because it makes complex calculations easy and simple to code. To decide on convergence, we inspect the Gelman-Rubin’s convergence diagnostic which provides one measure of convergence based on multiple chains. See Gelman and Rubin (1992) in detail. Because the values are smaller than 1.1 for all parameters, it is considered that this sampling has been converged completely. We show that all estimates are significant from the HPDI (Highest Posterior Density Interval).

3.3 Hyperbolic discounting

Let us examine the hyperbolic discount where the time-discounting rate is smaller for bigger delays and the time-discounting rate is bigger for today. The estimation results are summarized in Table 3.

(1) to (4) are the results of estimation using all the answers from Q3 to Q62. (5) to (8) are the results of estimation using the answers to Q3 to Q26. These 24 questions compare the situations between

Table 3 Estimation results

I. All	mean	S.D.	X2.5.	X50.	X97.5.	Rhat
(1) μ_β	0.855	0.008	0.839	0.855	0.871	1.000
(2) σ_β	0.133	0.007	0.120	0.132	0.147	1.000
(3) μ_ϕ	1.083	0.055	0.977	1.083	1.193	1.000
(4) σ_ϕ	0.878	0.052	0.782	0.877	0.985	1.000
II. Today	mean	S.D.	X2.5.	X50.	X97.5.	Rhat
(5) μ_β	0.811	0.010	0.791	0.811	0.831	1.000
(6) σ_β	0.159	0.008	0.145	0.159	0.176	1.000
(7) μ_ϕ	1.807	0.094	1.629	1.805	1.994	1.000
(8) σ_ϕ	1.216	0.085	1.059	1.213	1.392	1.000
III. 3 months	mean	S.D.	X2.5.	X50.	X97.5.	Rhat
(9) μ_β	0.856	0.008	0.839	0.856	0.872	1.000
(10) σ_β	0.127	0.008	0.112	0.127	0.142	1.000
(11) μ_ϕ	1.374	0.073	1.238	1.371	1.523	1.000
(12) σ_ϕ	0.841	0.067	0.719	0.839	0.978	1.000
IV. 6 months	mean	S.D.	X2.5.	X50.	X97.5.	Rhat
(13) μ_β	0.908	0.006	0.896	0.908	0.919	1.000
(14) σ_β	0.081	0.006	0.071	0.081	0.092	1.000
(15) μ_ϕ	1.384	0.092	1.214	1.380	1.574	1.000
(16) σ_ϕ	0.856	0.079	0.711	0.852	1.020	1.000
V. 12 months	mean	S.D.	X2.5.	X50.	X97.5.	Rhat
(17) μ_β	0.956	0.003	0.951	0.956	0.961	1.000
(18) σ_β	0.033	0.003	0.028	0.033	0.038	1.000
(19) μ_ϕ	0.839	0.098	0.658	0.835	1.043	1.001
(20) σ_ϕ	0.398	0.066	0.280	0.393	0.536	1.001

the present and the future time periods – Today vs. 3 months, Today vs. 6 months, Today vs. 12 months and Today vs. 36 months. (9) to (12) are the results of estimation using the answers to Q27 to Q44. These 18 questions compare the situations between 3 months later and the time periods after 3 months – 3 months vs. 6 months, 3 months vs. 12 months and 3 months vs. 36 months. (13) to (16) are the results of estimation using the answers to Q45 to Q56. These 12 questions compare the situations be-

tween 6 months later and the time periods after 6 months – 6 months vs. 12 months and 6 months vs. 36 months. (17) to (20) are the results of estimation using the answers to Q57 to Q62. These 6 questions compare the situations between 12 months later and the time periods after 12 months – 12 months vs. 36 months.

Looking at the estimation results of the subjective discount factor in Table 3, the order is as follows:

$$(5) \underbrace{0.811}_{\text{today}} < (9) \underbrace{0.856}_{\text{3-month later}} < (13) \underbrace{0.908}_{\text{6-month later}} < (17) \underbrace{0.956}_{\text{12-month later}}$$

Calculating the time-discounting rate using Eq. (1) gives the following order.

$$\underbrace{0.233}_{\text{today}} > \underbrace{0.168}_{\text{3-month later}} > \underbrace{0.101}_{\text{6-month later}} > \underbrace{0.046}_{\text{12-month later}}$$

The hyperbolic discount phenomenon was confirmed, that is, the earlier the receipt timing, the greater the time-discounting rate.

Fig. 2 shows the relationship between time and time-discounting rate. The x-axis and y-axis represent time and time-discounting rate, respectively. The black solid line represents a hyperbolic discounting which is calculated using $\beta=0.811$ from periods 0–3, $\beta=0.856$ from periods 3–6, $\beta=0.908$ from periods 6–12 and $\beta=0.956$ from periods 12–30.

3.4 Magnitude effect

Let us examine the magnitude effect where the higher the amount to be received effects a lower time-discounting rate. The estimation results are summarized in Table 4.

(1) to (4) are the results of estimation using the answers from Q3 to Q14. These 12 questions compare the situations between 10,000 yen at present and the larger amounts received in the future – 10,000 yen vs. 30,000 yen, 10,000 yen vs. 50,000 yen and 10,000 yen vs. 100,000 yen. (5) to (8) are the results of estimation using the answers from Q15 to Q22. These 8 questions compare the situations between 30,000 yen at present and the larger amounts received in the future – 30,000 yen vs. 50,000 yen and 30,000 yen vs. 100,000 yen. (9) to (12) are the results of estimation using the answers from Q23 to Q26. These 4 questions compare the situations between 50,000 yen at present and the larger amounts received in the future – 50,000 yen vs. 100,000 yen.

Looking at the estimation results of the subjective discount factor in Table 4, the order is as follows:

$$(1) \underbrace{0.780}_{\text{10,000 yen}} < (5) \underbrace{0.840}_{\text{30,000 yen}} < (9) \underbrace{0.850}_{\text{50,000 yen}}$$

Fig. 2 Hyperbolic discounting

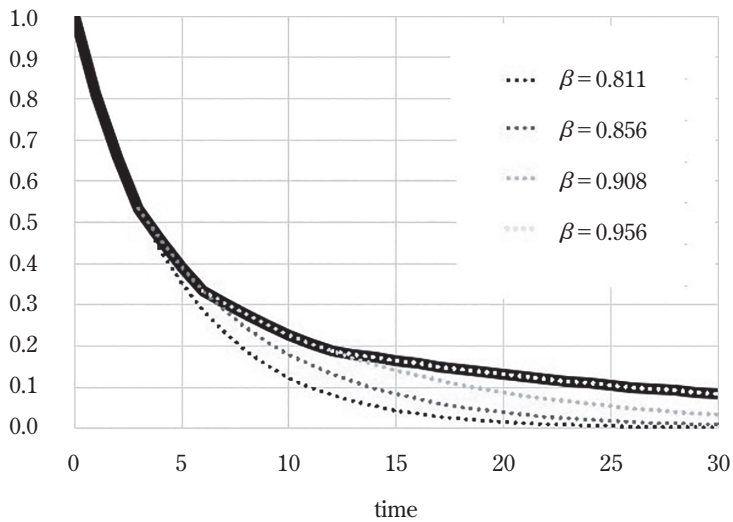


Table 4 Estimation results

I. 10,000 yen	mean	S.D.	X2.5.	X50.	X97.5.	Rhat
(1) μ_β	0.780	0.011	0.758	0.780	0.801	1.000
(2) σ_β	0.181	0.009	0.165	0.181	0.200	1.000
(3) μ_ϕ	3.261	0.168	2.948	3.254	3.610	1.000
(4) σ_ϕ	1.286	0.143	1.021	1.281	1.579	1.001
II. 30,000 yen	mean	S.D.	X2.5.	X50.	X97.5.	Rhat
(5) μ_β	0.840	0.009	0.822	0.840	0.858	1.000
(6) σ_β	0.140	0.008	0.126	0.139	0.155	1.000
(7) μ_ϕ	2.833	0.243	2.394	2.821	3.354	1.000
(8) σ_ϕ	1.470	0.173	1.162	1.458	1.830	1.000
III. 50,000 yen	mean	S.D.	X2.5.	X50.	X97.5.	Rhat
(9) μ_β	0.850	0.010	0.830	0.850	0.868	1.000
(10) σ_β	0.117	0.008	0.102	0.117	0.134	1.000
(11) μ_ϕ	1.784	0.308	1.262	1.756	2.474	1.002
(12) σ_ϕ	0.817	0.169	0.533	0.801	1.197	1.003

Calculating the time-discounting rate using Eq. (1) gives the following order.

$$\underbrace{0.282}_{10,000 \text{ yen}} > \underbrace{0.190}_{30,000 \text{ yen}} > \underbrace{0.176}_{50,000 \text{ yen}}$$

The magnitude effect was also confirmed, that is, the time-discounting rate was greater for the small gain than for the large gain.

4 Conclusions

In this paper, we conducted a questionnaire survey to college students in Japan and examined the characteristics of the time-discounting rate. There are a lot of studies on the time-discounting rate by questionnaire survey, however, it is a new approach to estimate the time-discounting rate using utility level introduced in this paper.

In particular, this paper examines two well-known facts in behavioral economics: hyperbolic discounting and the magnitude effect. In this survey, we confirmed the hyperbolic discounting phenomenon from the aggregated data and estimated results. We can say that the difference between today and tomorrow is greater than the difference between tomorrow and the day after tomorrow. Moreover, the magnitude effect could also be confirmed from the estimation results. We can say that small gains are discounted more than large gains. This paper reaffirmed the robustness of the main two phenomena in Behavioral Economics. We also found the marginal utility of money diminishes just as with general economic goods (also known as Gossen's law).

The time-discounting rate is also affected by other factors like income, assets, age, and so on. However, these variables were not taken into account because the respondents of this research were all college students. Considering these variables and expanding the range of respondents remains to be seen in our future research.

References

- [1] Bateman, I. J., Carson, R. T., Day, B., Hanemann, M., Hanley, N., Hett, T., Jones-Lee, M., Loomes, G., Mourato, S., Özdemiroğlu, E., Pearce OBE, D. W., Sugden, R., and Swanson, J., 2002, *Economic Valuation with Stated Preference Techniques: A Manual*, 1st Edition, Edward Elgar Publishing Limited, Cheltenham, UK.
- [2] Benzion, U., Rapaport, A., and Yagil, J., 1989, Discount Rates Inferred from Decisions: An Experimental Study, *Management Science*, Vol. 35, pp. 270–284.
- [3] Frederick, S., Loewenstein, G., and O' Donoghue, T., 2002, Time Discounting and Time Preference:

- A Critical Review, *Journal of Economic Literature*, Vol. 40, pp. 351–401.
- [4] Frey, B. S., 2008, *Happiness: A revolution in economics*, Cambridge, MA: MIT Press.
- [5] Gelman, A., and Rubin, D. B., 1992, Inference from Iterative Simulation Using Multiple Sequences, *Statistical Science*, Vol. 7(4), pp. 457–472.
- [6] Green, L., Myerson, J., and McFadden, E., 1997, Rate of Temporal Discounting Decreases with Amount of Reward, *Memory and Cognition*, Vol. 25, pp. 715–723.
- [7] Holt, D. D., and Wolf, M. R., 2019, Delay discounting in the pigeon: In search of a magnitude effect, *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, Vol. 111(3), pp. 436–448.
- [8] Kirby, K. N., 1997, Bidding on the Future: Evidence against Normative Discounting of Delayed Rewards, *Journal of Experimental Psychology: General*, Vol. 126, pp. 54–70.
- [9] Laibson, D., 1997, Golden eggs and hyperbolic discounting, *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 112, pp. 443–477.
- [10] Loewenstein, G., 1992, Anomalies in Intertemporal Choice: Evidence and an Interpretation, *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 10, pp. 573–597.
- [11] Loomis, J. B., 2014, 2013 WAEA Keynote Address: Strategies for Overcoming Hypothetical Bias in Stated Preference Surveys, *Journal of Agricultural and Resource Economics*, Vol. 39(1), pp. 34–46.
- [12] O’ Donoghue, T., and Rabin, M., 1999, Doing it now or later, *American Economic Review*, Vol. 89(1), pp. 103–124.
- [13] Ramsey, F. P., 1928, Mathematical Theory of Saving, *The Economic Journal*, Vol. 38(152), pp. 543–559.
- [14] Rotschedla, J., Bozena, K. and Klara, C., 2015, Parametric discounting model of utility, *Procedia Economics and Finance*, Vol. 30, pp. 730–741.
- [15] Shin, I., 2018, Could Pension System Make Us Happier?, *Cogent Economics and Finance*, Taylor & Francis, Vol. 6(1), 1452342. <https://doi.org/10.1080/23322039.2018.1452342>
- [16] Stevens, T. H., Tabatabaei, M., and Lass, D., 2013, Oaths and hypothetical bias, *Journal of Environmental Management*, Vol. 127, pp. 135–141.
- [17] Thaler, R. H., 1981, Some Empirical Evidence on Dynamic Inconsistency, *Economic Letters*, Vol. 8, pp. 201–207.

5 Appendix

The questionnaire.

Discount of Money

This is a survey for a research on “Discount of Money”. There are no right or wrong answers. Your responses are anonymous and confidential. No personal name or contact information is collected. However, if you want to know the results of my research, please, put your name and e-mail address on the last page. I will send the results when I finish this research.

There are 63 questions in this questionnaire, however, the correspondents will answer only about 30 questions. The questions are different according to what choice you pick. Don't take this survey seriously.

Thank you very much for your cooperation.

Happiness Level

Let's assume that the happiness level when you get (found, received, earned) 10,000 yen is 1. Based on that, how much is the "happiness level" when you get (found, received, earned) 30,000 yen, 50,000 yen, or 100,000 yen, respectively? Please, choose only one option for each question.

Question	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	over10
30,000 yen	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
50,000 yen	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
100,000yen	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q3. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen only for today
- get 30,000 yen if you wait for 3 months

Q4. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen only for today
- get 50,000 yen if you wait for 3 months

Q5. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen only for today
- get 30,000 yen if you wait for 6 months

Q6. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen only for today
- get 100,000 yen if you wait for 3 months

Q7. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen only for today
- get 50,000 yen if you wait for 6 months

Q8. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen only for today
- get 30,000 yen if you wait for 12 months (1 year)

Q9. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen only for today
- get 100,000 yen if you wait for 6 months

Q10. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen only for today
- get 50,000 yen if you wait for 12 months (1 year)

Q11. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen only for today
- get 30,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q12. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen only for today
- get 100,000 yen if you wait for 12 months (1 year)

Q13. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen only for today
- get 50,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q14. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen only for today
- get 100,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q15. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 30,000 yen only for today

- get 50,000 yen if you wait for 3 months

Q16. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 30,000 yen only for today
- get 100,000 yen if you wait for 3 months

Q17. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 30,000 yen only for today
- get 50,000 yen if you wait for 6 months

Q18. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 30,000 yen only for today
- get 100,000 yen if you wait for 6 months

Q19. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 30,000 yen only for today
- get 50,000 yen if you wait for 12 months (1 year)

Q20. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 30,000 yen only for today
- get 100,000 yen if you wait for 12 months (1 year)

Q21. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 30,000 yen only for today
- get 50,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q22. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 30,000 yen only for today
- get 100,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q23. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 50,000 yen only for today
- get 100,000 yen if you wait for 3 months

Q24. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 50,000 yen only for today
- get 100,000 yen if you wait for 6 months

Q25. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 50,000 yen only for today
- get 100,000 yen if you wait for 12 months (1 year)

Q26. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 50,000 yen only for today
- get 100,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q27. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen if you wait for 3 months
- get 30,000 yen if you wait for 6 months

Q28. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen if you wait for 3 months
- get 50,000 yen if you wait for 6 months

Q29. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen if you wait for 3 months
- get 30,000 yen if you wait for 12 months (1 year)

Q30. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen if you wait for 3 months
- get 100,000 yen if you wait for 6 months

Q31. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen if you wait for 3 months
- get 50,000 yen if you wait for 12 months (1 year)

Q32. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen if you wait for 3 months

- get 30,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q33. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen if you wait for 3 months
- get 100,000 yen if you wait for 12 months (1 year)

Q34. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen if you wait for 3 months
- get 50,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q35. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen if you wait for 3 months
- get 100,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q36. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 30,000 yen if you wait for 3 months
- get 50,000 yen if you wait for 6 months

Q37. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 30,000 yen if you wait for 3 months
- get 100,000 yen if you wait for 6 months

Q38. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 30,000 yen if you wait for 3 months
- get 50,000 yen if you wait for 12 months (1 year)

Q39. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 30,000 yen if you wait for 3 months
- get 100,000 yen if you wait for 12 months (1 year)

Q40. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 30,000 yen if you wait for 3 months
- get 50,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q41. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 30,000 yen if you wait for 3 months
- get 100,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q42. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 50,000 yen if you wait for 3 months
- get 100,000 yen if you wait for 6 months

Q43. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 50,000 yen if you wait for 3 months
- get 100,000 yen if you wait for 12 months (1 year)

Q44. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 50,000 yen if you wait for 3 months
- get 100,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q45. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen if you wait for 6 months
- get 30,000 yen if you wait for 12 months (1 year)

Q46. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen if you wait for 6 months
- get 50,000 yen if you wait for 12 months (1 year)

Q47. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen if you wait for 6 months
- get 30,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q48. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen if you wait for 6 months
- get 100,000 yen if you wait for 12 months (1 year)

Q49. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen if you wait for 6 months

- get 50,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q50. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen if you wait for 6 months
- get 100,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q51. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 30,000 yen if you wait for 6 months
- get 50,000 yen if you wait for 12 months (1 year)

Q52. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 30,000 yen if you wait for 6 months
- get 100,000 yen if you wait for 12 months (1 year)

Q53. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 30,000 yen if you wait for 6 months
- get 50,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q54. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 30,000 yen if you wait for 6 months
- get 100,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q55. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 50,000 yen if you wait for 6 months
- get 100,000 yen if you wait for 12 months (1 year)

Q56. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 50,000 yen if you wait for 6 months
- get 100,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q57. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen if you wait for 12 months (1 year)
- get 30,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q58. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen if you wait for 12 months (1 year)
- get 50,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q59. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 10,000 yen if you wait for 12 months (1 year)
- get 100,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q60. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 30,000 yen if you wait for 12 months (1 year)
- get 50,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q61. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 30,000 yen if you wait for 12 months (1 year)
- get 100,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Q62. Which one do you prefer?

Please, choose between the two scenarios.

- get 50,000 yen if you wait for 12 months (1 year)
- get 100,000 yen if you wait for 36 months (3 years)

Thank you for your cooperation.

If you want to know the results of my research, please, put your name and e-mail address on the blanks. I will send the results when I finish this research.

name:

e-mail address:

〈研究ノート〉

柳澤金融行政と竹中金融行政の 不良債権処理促進政策に関する史的分析

布 田 功 治*

A Historical Analysis of the Japan's NPL Disposal Policy: 1995–2003

Koji Fuda

Abstract

This study aims to clarify the continuity and differences between financial administration with a leadership of Yanagisawa and that of Takenaka. Beyond the hard-or-soft-landing debate on the Non-Performing Loan (NPL) disposal policy, we show the process of forming the comprehensive framework of Japan's first system to promote NPL disposal. Then, we focus on the special inspection and the injection of public funds.

The main findings are as follows. First, these financial administrations were in line with the comprehensive framework of the NPL disposal promotion system realized in the late 1990s, and many policies in two periods had similarities. Second, while the special inspection was conducted as an exceptional measure in the Yanagisawa's second term of office, it created the favorable policy environment for financial administration during Takenaka's. In this respect, we strongly suggest the continuity between these financial administrations. Finally, the underlying ideas on the purpose and efficacy of the special inspection were different in two periods, which has led to separate opinions regarding the additional injection of public funds.

はじめに

本年（2021年）は、無党派層の圧倒的な支持を受け続けた小泉純一郎内閣発足から20年という節目の年である。小泉内閣は、日本経済の再生を最重要課題とし、聖域なき構造改革を掲げ、「痛みを恐れず、既得権益にひるまず、過去の経験にとらわれず」に、財政再建、不良債権処理、郵政民営化などの難題に取り組んだ。

* 亜細亜大学経済学部准教授

当時は劇場型政治と呼ばれたように、業界団体、族議員や官僚といった抵抗勢力との対立関係がセンセーショナルに報道されることも多かった。それゆえ、いくつかの政策論争については、旧態依然の守旧派と新機軸の改革派の対立という単純な構図に矮小化されてしまうこともあった。

そのひとつの例として、不良債権処理政策をめぐるソフトランディング・ハードランディング論争を指摘できよう。痛みをもたらす不良債権処理を先送りする旧態依然のソフトランディング路線と痛みを恐れず不良債権処理を断行する新機軸のハードランディング路線という対立関係を前提とし、どちらの路線が望ましいかという論争である。

この論争に関しては、竹中平蔵経済財政政策担当大臣が2002年9月末に金融担当大臣を兼任し、ソフトランディング路線からハードランディング路線へ転換したことで、不良債権問題を劇的に解決した、とする見解が一般的な解釈として定着し現在に至っている（西村、2009：263頁）。竹中大臣兼任の際、小泉首相に金融担当大臣の職を事実上更迭されたのが、本稿後半で注目する大蔵省出身の柳澤伯夫金融担当大臣であった。

ただし、当時の不良債権処理政策に関する学術的研究の進展や金融当局関係者による総括的な回顧録の出版などを通じて、上記の通説に対する批判的な見解も提示されるようになった。それらの主な批判点は、次の2点に整理できる。第一は、不良債権額の急減に関して、金融行政の路線転換効果を過度に強調し、路線転換直前からの景気回復の影響を軽視しているとの批判である（西村、2009：265頁、武藤、2010：287頁など）。第二は、竹中金融行政を境として、それより前とそれ以降の金融行政を全く異質の断絶したものとみなすことへの疑義である（池尾、2009：104頁、五味、2012：15-16頁など）。

不良債権額の急減要因について、竹中金融行政の功績ももちろん認められるとはいえ、国内外のGDP統計や株価指数統計を参照すると、世界経済の好況に牽引された影響も大きいと判断すべきだろう。ただし、学術的観点とりわけ金融史の観点から、より興味深いのは第二の批判点である。すなわち、過去の金融行政にとらわれずゼロベースで改め変えたのか、あるいは、世間に与えたインパクトとは異なり、過去の金融行政の多くの面を実質的には引き継ぎ部分的に改善したのか¹⁾、という論点である。

この論点について、内閣府経済社会総合研究所の研究プロジェクト「バブル／デフレ期の日本経済と経済政策研究」の不良債権、銀行政策、土地政策分科会座長代理を務めた池尾和人は、「りそな銀行への資本増強以降、竹中大臣のもとでの金融行政の実質は、大手銀行との関係が疎遠なものとなったという点を除けば、それ以前の柳澤大臣のもとでの金融行政のそれとほとんど変わらないものになったといえる」と述べている（池尾、2009：104-105頁）。

また、1998年の金融監督庁発足から検査・監督業務に従事し、金融庁長官も務めた五味廣文は、「竹中大臣の下での金融行政は、直前の柳澤大臣時代の行政手法と当時も今もよく比較される。竹中大臣のハードランディング（強硬）路線に対する柳澤大臣のソフトランディング（穏健）路線といった具合だ。しかし、私は両者の路線が決して対立するようなものだったとは思わない」と述べ

ている（五味、2012：90頁）。

本稿もそれらと同様の見解に立ち、ソフトランディング・ハードランディング論争から離れて、柳澤金融行政の延長線上に竹中金融行政を位置づける。というのも、両金融行政の不良債権処理促進政策の政策形成過程を分析すると、両金融行政の方針や手法に関して、断絶性よりも連続性を強く確認できるからである。もちろん、両金融行政の間には、見解の相違もあった。最も大きな隔たりは、柳澤本人が回顧するように、公的資金の追加投入の是非にあった（柳澤、2021：331-332頁、久米、2009：247頁）。

以上を踏まえて、本稿では、両金融行政の基本的な方針や手法が連続的なものとなった背景要因を示すことを第一の課題とする。また、公的資金の追加投入をめぐり、両金融行政の間で見解の相違が生じた背景要因を示すことを第二の課題とする。ただし、竹中金融行政に関する研究蓄積は質量両面で多い一方で、柳澤金融行政に関するそれは相対的に少ない。そこで、柳澤金融行政の政策やその形成過程の分析に重点を置く。

本稿の構成は、下記の通りである。第1節では、不良債権処理を促進するために必要な制度とは何か、その全体像を示し、その中で金融行政の関わる管轄領域を明確にする。同時に、自民党の政策新人類らが中心となって考案した不良債権処理促進制度の包括的枠組み案を示す。

第2節では、1998年後半の金融国会論戦を整理し、我が国初の不良債権処理促進制度の包括的枠組みがいかなる議論を経てどのように構築されたのかを示す。結論から言えば、このときに構築された包括的枠組みに沿った形で、柳澤金融行政も竹中金融行政も不良債権処理促進政策を策定したため、両金融行政の方針や手法に連続性を強く認められるのは当然であった。

第3節では、はじめに、第1次柳澤金融行政において²⁾、公的資金を注入した経緯と目的を示す。その際、Mitchellモデルを用いて、当時の金融不安定下では合目的な政策だった可能性が高いことを示す。次に、特別検査を手掛かりとして、柳澤金融行政と竹中金融行政の連続性を示す。その上で、公的資金の追加投入をめぐり、両金融行政の間で見解の相違が生じた背景要因を示す。おわりにでは、小括として、本稿の主な3つの分析結果とともに、残された課題を示す。

第1節 不良債権処理政策の全体像

1. 不良債権の処理手段（間接償却と直接償却）

不良債権とは、当初の約定通りの元利払いを受けられなくなるなど、価値が毀損した貸出債権を指す。貸出債権が不良債権となった場合、債権者である銀行は、毀損した債権価値を補填できるだろう金額の貸倒引当金をバランスシート上で繰り入れたり（間接償却）、不良債権をバランスシート上からオフバランス化したり（直接償却）して、貸倒リスクを管理する（表1）。

間接償却はあくまでバランスシート上での会計手続きであるから、銀行は不良債権を保有し続ける。そのため、延滞した融資先企業（債務者）の業績が回復した場合には、当初の約定どおりの元

表1 不良債権の処理手段

<p>間接償却：バランスシート上で、貸倒引当金の繰り入れ ◀正常化を期待し、手当した含み損を公開しながら不良債権を継続保有</p>
<p>直接償却：バランスシート上から、不良債権の切り離し（オフバランス化） ▶正常化を見込まず、含み損を実現損として確定して不良債権を最終処理</p> <p>①債権売却（第三者への債権売却による債権回収） ②私的整理（債権の一部放棄による融資先企業支援を通じた債権回収） ③法的整理（倒産法に基づく裁判手続きを通じた債権回収）</p>

出所) 筆者作成。

利払い受け取りを期待できることになる。要するに、手当した含み損を公開しながら不良債権を保有し続け、いずれ債権価値が元に戻る（不良債権の正常化）を期待するリスク管理手法と言える。

一方、債務者の業績回復を見込まず、延滞の長期化によって債権価値のさらなる毀損が見込まれる場合、銀行は貸出債権の全額回収を諦め、含み損を実現損として確定する。その際、少しでも回収できるように、次の3つの手段を用いる。それら3つの手段とは、①債権売却（額面より低い現在価値で第三者に売却し、債権の一部を回収すること）、②私的整理（債権の一部放棄によって融資先企業の業績回復を支援し、残りの債権を回収すること）、そして、③法的整理（倒産法に基づく裁判手続きを通じて与えられた強制権限によって、貸出債権の一部を回収すること）である。

2. 不良債権処理促進のための制度整備

不良債権処理を適切かつ公正に促進するためには、様々な制度が必要となる（表2）。前項で言及した不良債権償却と密接に関連する制度として、不良債権を分類するための資産査定制度、分類に応じた引当金制度、債権売却制度、債権放棄制度、債権回収制度が挙げられる。

それら以外の重要な制度としては、担保不動産取引制度を指摘できる。銀行融資は不動産担保貸し付けの形態で行われることも多かったため、債務者が返済不能となった場合に、銀行は担保不動産の売却代金を債権回収に充てる。ゆえに、担保不動産の売却代金増加をもたらす不動産価格の上昇も、不良債権処理を促進する効果を持つ。また、不動産価格上昇につながる都市再開発制度も、バブル崩壊後のような不動産価格低迷のときには不良債権処理のために有用となる。

加えて、金融危機予防制度や有事における中小企業金融制度も、不良債権処理を着実に進展させるために有益である。たとえば、不況が長期化すると銀行の直接償却は増加するため、実現損も拡大する。この損失拡大によって利益減少となるので、銀行の自己資本も減少する。すると、銀行はBISの自己資本比率規制を遵守するため、増資もしくは貸出削減等を行う。もし長期不況や金融不安などのために増資が困難な場合には、貸出削減（いわゆる貸し渋りや貸し剥がし）を行わざるを得ない。

表2 不良債権処理促進のための制度全般

主要制度	補完的制度
(1) 不良債権の分類・償却 ・資産査定：資産査定制度 ・間接償却：引当金制度 ・直接償却：債権売却制度、債権放棄制度、債権回収制度	(4) 主要制度の適正運用支援 ・会計制度 ▶税効果会計、時価会計、連結会計など ・税制 ▶債権償却関連税制、各種優遇税制など ・法制度 ▶倒産法制など
(2) 担保不動産取引市場の活性化 ・担保不動産取引の円滑化：担保不動産取引制度 ・都市の再開発：都市再開発制度	
(3) 金融危機の予防 ・金融危機の予防：金融危機予防制度 ▶主要行に対する財務健全性の評価、増資支援、破綻処理 ・有事における中小企業への貸付：中小企業金融制度	

注) 金融行政では、(1) 不良債権の分類・償却と (3) 金融危機の予防に関する制度整備を管轄する。

出所) 筆者作成。

一方、資金調達チャネルの少ない中小企業は、取引銀行の貸出削減対象になってしまうと、たとえ黒字であっても資金繰り困難となり倒産してしまう。こうして、優良な中小企業でさえも倒産することとなり、不良債権が増大し続けることになる。当然、銀行の経営も不健全な状態となり、所要自己資本の未達のみならず債務超過にも陥り、いずれは破綻する。

もし大手都銀などの主要行が破綻してしまうと、コール市場等の銀行間貸借関係を通じて、銀行破綻の連鎖する金融危機が発生してしまう。そうなれば、多くの中小企業がさらなる資金繰り困難に陥って倒産してしまうため、不良債権は膨大なものとなる。

したがって、長期不況や金融不安であっても、不健全な主要行の経営破綻が金融危機を引き起こすことを予防する制度を整えたり、優良な中小企業が資金借入れを継続できる制度を整えたりすることは、不良債権処理を着実に進展させるためにも不可欠である。

また、上記に示した諸制度を適正に運用するためには、会計制度（税効果会計制度、時価会計制度、連結会計制度等）、税制（債権償却関連税制、各種優遇税制等）、法制度（倒産法制等）といった補完的制度も整備する必要がある。以上で示した不良債権処理促進のために必要な制度全般を表2のように整理できる。なお、不良債権処理政策に関する金融行政の管轄領域は、(1) 不良債権の分類・償却と (3) 金融危機の予防である（表2）。

ここで留意しておくべきことは、金融行政による (1) 不良債権の分類・償却や (3) 金融危機の予防は、金融行政の管轄外である (2) 担保不動産取引市場の活性化や (4) 補完的制度和密接に関連していることである。つまり、各制度の整備状況は、他の制度の整備状況に影響を受けるということである。そのため、一部の制度のみ発展させることはできず、不良債権処理を促進するためには、各制度を包括的に同時発展させていく必要がある。

3. 自民党政策新人類の2つのトータルプラン

3-1. 土地・債権流動化トータルプラン

不良債権処理の促進には全般的な制度改革で臨まなければならないとの主張は、1997年秋ごろから橋本龍太郎内閣期における自民党内部の議論を通じて形成され始めた。この自民党内議論を主導したのは、事前審査制のもとで政策決定への影響力を保持した党幹部ではなく³⁾、政策通の政策新人類と呼ばれた石原伸晃、塩崎恭久、根本匠などの若手議員らと先輩格の保岡興治であった（石原・塩崎・根本・渡辺、2001：25-26頁）。

1997年11月の北海道拓殖銀行や山一証券といった大手金融機関の破綻後の翌98年初めから、石原、塩崎、根本らは自発的に金融の私的な勉強会を始め、保岡の提案を受けて勉強会を自民党内のワーキング・チームへ発展させた。同年3月には、自民党土地・債権流動化促進特別調査会という正式なプロジェクトチームとなった（同上：34頁）⁴⁾。

自民党の政策新人類らは、民間企業社員、学者、銀行員、法務省官僚、大蔵省官僚、建設省官僚といった専門家を招いて議論を重ねた。その結果、不良債権問題と担保不動産問題の表裏一体性を認識するに至り、不良債権のオフバランス化と担保不動産取引市場の活性化を喫緊の課題に設定した（同上：34-35、45頁）。

こうして、自民党土地・債権流動化促進特別調査会は、98年4月22日に「土地・債権流動化トータルプラン」を取りまとめた。このトータルプランでは、不良債権の資産査定制度（デュー・ディリジェンス（Due Diligence）の確立）、債権売却制度（CCPCの機能拡充）⁵⁾、債権放棄制度（無税償却の範囲拡大）⁶⁾、債権回収制度（臨時不動産関係権利調整委員会の創設、サービサー制度の創設）⁷⁾、競売手続きの迅速化・円滑化）、担保不動産取引制度（競売物件情報開示、執行妨害対策強化、SPC等を活用した証券化）⁸⁾、都市再開発制度（住宅・都市整備公団の活用、民間都市開発推進機構のプロモート、都市再開発等の公的融資・保証の拡充、高齢者福祉・防災・市街地活性化のための都市再構築）、税制改正や倒産法改正など、表2で示したところの（3）金融危機の予防以外の不良債権処理促進の制度改革を網羅的に提示した⁹⁾。

土地・債権流動化トータルプランは、翌2日後の4月24日の橋本内閣「総合経済対策」に盛り込まれることがあらかじめ決まっており、政府・与党の正式な政策案となった（同上：36頁）。

3-2. 金融再生トータルプラン

土地・債権流動化トータルプランとりまとめの1か月後の98年5月22日に、自民党土地・債権流動化促進特別調査会（保岡興治会長）は、自民党金融再生トータルプラン推進特別調査会（保岡興治会長）へと改称した（自由民主党、2006：370頁）。同時に、政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会（宮澤喜一座長）も設立された。そして、土地・債権流動化トータルプランでは対象外であった金融危機の予防にも取り組んだ。

政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会は、同年6月23日に「金融再生トータルプラン

(第1次とりまとめ)」を、7月2日に「金融再生トータルプラン(第2次とりまとめ)」を発表した。金融再生トータルプランの金融危機予防策は、主要行に対する財務健全性評価と破綻処理、ならびに有事における中小企業金融の制度構築であった(表2参照)。

金融再生トータルプランの画期的な特徴は、主要行に対する破綻処理の導入を試みたことにある。当時の日本では銀行不倒神話が根強く、銀行の経営破綻を前提にした法制度は未整備だった(前田、2015:200頁)。金融再生トータルプランの主要行破綻処理案はブリッジバンク(つなぎ銀行)制度と呼ばれ、それまでの大蔵省主導による護送船団方式での救済合併の欠陥を補うものだった。

従来、大蔵省は経営破綻状態の銀行に対し、他の金融機関による救済合併を支援する形で公的資金を注入してきた。この公的資金注入は、救済側にとっては増資支援を意味する一方、被救済側にとっては事実上の破綻処理を意味することに注意しておきたい。

ただし、この護送船団方式での救済合併は、主要行の経営破綻に対する適切な対処法とは言い難い。というのも、経営破綻状態の主要行の抱える不良債権は多様で膨大であるため、救済する側のリスク管理能力の限界を超えてしまうおそれがあるからである。

そこで、破綻主要行の保有債権のうち、明らかに回収不能な貸出債権を売却するなどしてバランスシートから取り除き、回収見込みのある優良債権のみ残すことで、他の金融機関による合併買収を促す破綻処理方式が有用となった。この方式では、優良債権等の資産、預金等の債務そして人材などを、破綻主要行から承継銀行(ブリッジバンク)に引き継ぐことになる。また、ブリッジバンクは、他の金融機関にいずれすぐに合併買収されることを前提とするものである。

金融再生トータルプランでは、合併買収を希望する他の金融機関が現れるまでの期間限定のつなぎ役として、公的ブリッジバンクの設立を提案した。公的ブリッジバンクは、破綻主要行の優良債権を引き継ぐので、優良な中小企業への融資を継続できる。また、公的機関ということで信用力も高まるため、預金保険機構による破綻主要行の債務保護とあいまって、コール市場等を通じた銀行破綻の連鎖も防止できる。

以上のように、自民党の政策新人類らは2つのトータルプラン作成を主導し、不良債権処理促進のための包括的な制度構築案を策定した。そして、98年7月30日からの金融国会で、この制度構築をめぐる国会論戦が繰り上げられることとなった。

第2節 金融国会論戦

1. 金融危機予防制度に関する2つの論点

98年8月5日に、小渕恵三内閣が政府提案として、①「不動産に関連する権利等の調整に関する臨時措置法案」および②「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案」(ブリッジバンク法案)を国会提出した。

同時に、与党自民党が議員立法として¹⁰⁾、③「債権管理回収業に関する特別措置法案」、④「金

融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時設置に関する法律案」、⑤「競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」、⑥「特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時設置法案」を提出した。

ここで注意しておきたいことは、金融国会開催直前の98年7月12日の第18回参議院選挙で自民党は大幅に議席を失い、橋本首相が辞任するとともに、参議院で民主党などの野党が多数派となるねじれ国会となっていたことである。また、主要行のひとつである日本長期信用銀行（以下、長銀）の経営破綻の噂が6月上旬から本格的に広まるなか、金融危機の可能性は現実味を帯びていた。

さらに、前年97年7月2日にタイから始まったアジア通貨金融危機の影響で、98年8月17日にロシア金融危機が生じたり、翌月9月24日に新興国関連のデリバティブ取引を行っていた米国のヘッジファンドLTCMが事実上破綻したりするなど、海外金融市場も不安定化していた。

このように国内外の金融危機の差し迫る状況のもとで、政府・与党は上記の金融再生関連六法案を可決すべく、ねじれ国会の論戦に臨んだ。98年8月25日からの衆議院金融安定化に関する特別委員会の審議で議論となったのは、「破綻金融機関の処理の在り方に加え、経営危機に陥った日本長期信用銀行の処理策や、大蔵省の財政・金融の分離問題」の3つの論点であった¹¹⁾。

破綻処理の在り方と長銀の処理策に関しては、1) 主要行に対する破綻処理方式としてブリッジバンクは適切か、2) 金融危機を防ぐために長銀問題にどのように対処すべきか、の2つの論点を中心に論戦が進展した。それらは、本来、無関係な別個の論点であったが、次第に結び付けられて議論されるようになった（西野、2001：216頁）。

2. ブリッジバンク制度をめぐる国会論戦

ブリッジバンク制度に関する野党側からの最も重要な問題提起は、破綻主要行の海外債務をブリッジバンクに引き継ぐことは事実上不可能であるという指摘であった。法律上は、国際的な銀行間借入やデリバティブ取引により生じる正味の負債といった海外債務を主要行からブリッジバンクへ引き継ぐことは可能である¹²⁾。

ただし、主要行とブリッジバンクは法的に別人格であるため、ブリッジバンク制度での破綻処理適用時点で、海外金融機関は主要行破綻と判断してしまうのではないかと民主党は指摘した¹³⁾。その場合、海外金融機関は国際会計基準に則って、銀行間貸付を貸し倒れとして直接償却したり、デリバティブ取引を清算したりしてしまう。つまり、事実上、破綻主要行の海外債務をブリッジバンクに引き継ぐことは不可能というのが民主党の主張であった。

また、「政府・与党からだされております案（ブリッジバンク法案：筆者注）におきましては、（中略）、大手の銀行の場合、（中略）インターバンク取引であるとかあるいはデリバティブ取引、そういった問題がまさにこの時点（ブリッジバンク制度での破綻処理適用時点：筆者注）で大きな混乱を生ずるおそれがある」との指摘もあった¹⁴⁾。

実際、主要行の国際的な銀行間取引やデリバティブ取引は巨額であり¹⁵⁾、ブリッジバンク制度に

よって主要行を破綻処理すると、その債権者である海外金融機関の損失は巨額となるおそれがあった。それゆえ、国際金融市場で大きな混乱が起こるとともに、破綻主要行以外の邦銀主要行全体への不信感も高まり¹⁶⁾、日本の金融市場で信用収縮が起こるのも明らかであった¹⁷⁾。

このように、民主党は政府提出のブリッジバンク法案に対して、ブリッジバンクの役割そのものを果たせないこと、かえって金融不安を引き起こしてしまうことの2つの重大な欠点を鋭く批判したのであった。そして98年9月3日に、民主党は平和・改革および自由党とともに、2つの欠点を解決する対案として、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案」を提出した¹⁸⁾。

上記の野党案で示されたのは、特別公的管理方式という主要行全株式の強制取得による国有化であった。そうすることで、暫定的に元の法人格を残したまま、唯一の株主となった国の指示による破綻処理が可能となる。さらに、国の信用で担保されながら破綻主要行の債務を引き継げるので、システミック・リスクを抑制できるとの考えであった¹⁹⁾。

この野党対案に対して、自民党の保岡委員は、「(政府案と調整し：筆者注) いい形に工夫ができる可能性があるな、こう思っております。したがって、この公的管理をする銀行のあり方についても与野党で鋭意協議をしていかなければならない」と前向きに受け取った²⁰⁾。

また、石原委員も、「(野党案と政府案との比較で：筆者注) 最終的には公的資金、税金を使うということにおいては何ら違いがない。あるいは、国有化、ブリッジバンクもある意味での国有化と考えれば、原則清算としても国有化をしていくということでは、方法論は違うけれども、また先ほどはカテゴリーが違うという話をさせていただきましたけれども、違いがない」と述べ、双方の案は本質的に同じであるとみなし、受け入れの意向を示した²¹⁾。

その後、野党案を軸として与野党協議で修正を加えた法案(金融再生法)が、98年10月16日に公布された。主要行の破綻処理については、まず特別公的管理によって国有化し、次にブリッジバンク制度と同様の不良債権処理を適用することとなった。以上のように、ブリッジバンク法案をめぐる政策論争に関しては、政策新人類世代の与野党議員らの活躍もあいまって²²⁾、センセーショナルな報道で印象づけられた野党案の「丸呑み」といった政治闘争ではなく²³⁾、建設的な政策論争が展開されたと評価すべきだろう。

3. 長銀処理策をめぐる国会論戦

3-1. 与野党間の政治闘争

長銀処理策をめぐる国会論戦は、ブリッジバンク制度の論戦とは異なり、政治闘争の様相も呈した。政府・与党は、当初、従来型の護送船団方式による救済合併(増資支援)を企図していた(西野、2019: 167-171頁)。とはいえ、ねじれ国会での論戦や駆け引きを経て、新設された金融再生法に基づく特別公的管理(破綻処理)という野党案の丸呑みで政治決着した(同上: 169-172頁、服部、2001: 66頁)。

このように長銀処理方針は、国会論戦を経て、政府案の増資支援から野党案の破綻処理へと転換

した。2021年現在から振り返れば、長銀処理策の国会論戦については一長一短の側面を指摘できる。高く評価できるのは、わずか3カ月弱の間に、主要行に対する破綻処理方式を政治主導でゼロベースから構築し、実際にモデルケースとして長銀処理に適用したことである。一方、一刻も早く対処すべき長銀処理に3カ月もの時間をかけてしまったことは、金融危機予防の観点からは問題であったと判断せざるを得ない。

もちろん、長銀破綻の主要因は、長銀自身の不適切な不良債権処理対応にある。たとえば、系列ノンバンクや不良債権受け皿会社に対する多額の回収困難債権を回収見込債権として自己査定していたことは明らかに問題であった（共同通信社社会部編、1999：45,59,107頁）。

ただし、3カ月もの間、長銀処理策の国会論戦が全国報道されるなか、長銀系列ノンバンクの優良顧客は他の金融機関からの借入に移行した（同上：119頁）。長銀系列の主要ノンバンクであった日本リースは、優良顧客を失ったこともあいまって、金融国会開催中の98年9月27日に事実上倒産している。こうして、系列ノンバンクに対する長銀の貸出債権の質は急速に劣化し、長銀自体の財務健全性の悪化にも拍車をかけた。

既述のように、もし長銀が破綻した場合、国際的な銀行間借入やデリバティブ取引の混乱を発端として、国内外で金融危機の生じる可能性があった。金融危機予防を最優先にするならば、長銀処理策と主要行の破綻処理を当初のまま別個に論じ、一刻も早く対応すべきだった²⁴⁾。ただし、野党は政府案の受入れを断固拒否しており（柳澤、2021：138頁）、政府・与党はねじれ国会のもとで最終的には野党案を基本方針とせざるを得なかった。

そして、野党案の破綻処理方式を長銀処理に適用するためには、そもそも破綻処理制度の構築から議論しなければならなかった。こうして、本来は別個の論点であった長銀処理策と主要行に対する破綻処理制度の国会論戦が結び付いた。その結果、3カ月に渡る国会論戦の間に、長銀の財務健全性は急激に悪化していった。

3-2. 長銀の財務健全性

長銀処理策をめぐる国会論戦では、長銀の財務健全性に焦点が絞られた。もし一時的に不健全ならば、政府案の増資支援が適切な処理策となる。一方、恒常的に不健全（破綻状態）ならば、野党案の破綻処理が適切な処理策となるというわけである。こうして、長銀の財務状況は破綻状態なのか否か、そもそも破綻の認定基準をどのように設定すべきかが論点となった。

破綻の認定基準に関しては、ブリッジバンク法案以前は預金取り付けなどの資金繰り破綻を重視していたが、金融国会での論戦を経て、資産によって債務を完済できない財務状況すなわち債務超過が新たな破綻認定基準となった（柳澤、2021：137頁）。

金融国会では、98年8月18日から10月16日の閉会まで、長銀の債務超過疑惑に関する質問がたびたびなされた。日野正晴政府委員（金融監督庁長官）は、同年5月から7月にかけての長銀自己査定および日銀考査の結果に基づき、同年3月期時点で長銀は債務超過ではないとの答弁を繰り返

返した。

それらの資産査定結果によれば、自己資本 7800 億円、不良債権償却にともなう純損失見込み 6300 億円（損失 7500 億円、利益 1200 億円）であり、不良債権償却後の自己資本は 1500 億円となる。自己資本は正の値であるから、

$$\text{自己資本} \equiv \text{資産} - \text{負債} = 1500 \text{ 億円} > 0$$

より、債務超過（破綻状態）ではないとのことであった²⁵⁾。また、長銀は同年 9 月期の中間決算見込みについて、系列ノンバンク関連の多額の不良債権処理を予定しており、それによって BIS 規制基準未滿の過少資本になったとしても、債務超過にはならないと金融監督庁に報告していた²⁶⁾。

一方、金融監督庁は、長銀の財務健全性の急激な悪化を把握していた。そこで、98 年 7 月 13 日から 9 月 30 日まで、長銀への断続的な立入検査を行い、98 年の 3 月期、6 月期そして 9 月期時点の財務状況の実態把握を進めた²⁷⁾。当初、7 月中に検査結果の経過報告公表の見込みであったが（高橋、2013：117 頁）、金融国会開催の間、金融監督庁は取りまとめ中と繰り返し答弁し、経過報告も含めて検査結果を公表することはなかった。

3-3. 政府・自民党への民主党の歩み寄り

98 年 9 月になっても金融監督庁は長銀の検査結果を公表せず、野党は債務超過の疑いを強めて政府案を激しく批判した（西野、2019：170 頁）。既述のように、ねじれ国会のもとでの最終的な与野党合意案では、金融再生法に基づく特別公的管理という野党案の長銀処理策を採用した。

当初の金融再生法案では、主要行破綻時のみ特別公的管理を適用可能であった（同法第 36 条）。ただし、長銀の検査結果は未公表だったため、長銀は債務超過であるか否か、すなわち長銀は破綻しているか否かは不明だった。したがって、破綻状態であるとの確定はできず、あくまで破綻状態のおそれがあるということのみが確実であった。

そこで、政策新人類世代を中心とする自民党と民主党の議員は、もし長銀が債務超過でない場合でも野党案の特別公的管理を適用するため、金融再生法案を修正し、主要行破綻のおそれ発生時にも特別公的管理を適用可能とする第 37 条を追加した。

ここで、第 37 条追加の修正案は、政府・自民党に対する民主党の歩み寄りを意味することを強調しておきたい。第 37 条を長銀処理に適用する場合、長銀は破綻していないとみなす政府・自民党の主張を認めることになる。また、既述のように、野党案の特別公的管理は、政府・与党案のブリッジバンク制度活用による救済合併と実質的には大きな差異はない。つまり、第 37 条での長銀処理策は、当初の政府・与党案の長銀処理策とほぼ同じことになる。

この点について、西田猛自由党委員は 10 月 2 日の国会で「当初のこの法案（金融再生法案：筆者注）は野党の三党で提出したものでございました。民主、平和・改革、自由で提出したものでございまして、それに対する修正案がきょう出てきたんですけれども、その原案と修正案というのが

天と地ほどの差があるということを、(中略)指摘をしまいたいと思うのであります。(中略)この修正案は、限りなく当初政府・自民党の方が言っておられた案に近いということが言えるのだと私は思います」と述べている²⁸⁾。

西田委員は続けて、金融再生法提案者の枝野幸男民主党委員に対し、「日本長期信用銀行については、この法律の第何条に従って特別公的管理に入るというふうにお考えですか」と質問し、枝野委員は「金融の情勢は日々動いておりますので、現段階では確定的なことは申し上げられませんが、(中略)現状で考えますと、三十七条で入る可能性が高いというふうに推測いたしております」と回答している²⁹⁾。以上のように、98年10月2日時点では、政府・与党と民主党は、特別公的管理という野党案の長銀破綻処理の体裁をとりつつ、実質的には政府・与党案の長銀救済合併の準備も整えていたことになる。

長銀処理策に関して、民主党が政府・自民党へ歩み寄った理由のひとつに、経済官僚らによる説得がある。たとえば、日本銀行の安齋隆信用機構担当理事は³⁰⁾、不祥事の渦中にあった大蔵官僚の代わりに、自民党の加藤紘一宅池会会長や民主党の仙谷由人企画委員長などを訪れ、国内外の金融危機連鎖を防ぐためにも、一刻も早い金融再生法の成立に対する理解を繰り返し求めていた(前田、2015:170-171頁)。

3-4. 長銀処理策の政治決着

安齋日銀理事は自民党や民主党の幹部に対し、金融再生法に加えて「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」(金融早期健全化法)の成立も働きかけていた(前田、2015:170-171頁)。金融早期健全化法とは、債務超過(破綻)のおそれもない資産超過の主要行に対して、公的資金注入による増資支援を可能とする法律である。

実は、政府・与党が金融国会に提出した金融再生関連六法案のひとつであるブリッジバンク法案にも、金融早期健全化法と同様の増資支援の仕組みが組み込まれていた。というのも、ブリッジバンク法案の基となった法律は、98年2月18日施行の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」(旧安定化法)であり³¹⁾、救済合併時に救済側への増資支援を可能とするものだったからである(同法第二章第三条第2項第一号および同第3項第一号)。

救済側は被救済側の不良債権を引受けるため、損失が発生し自己資本も減少する。その際、公的資金注入によって救済側の自己資本を増加させることで、システムリスクを抑制するための法律であった。

とはいえ、金融国会論戦を経て、旧安定化法を改正するブリッジバンク法案は廃案となることが決定的となった。そのままでは、ブリッジバンク法案に組み込まれていた救済側への増資支援の仕組みも廃止され、ひいては海外金融市場にも悪影響を及ぼす可能性があった。このことを危惧した先進7か国蔵相・中銀総裁会議(G7)は、98年10月3日に、「存続可能な銀行に十分な公的資金を迅速に投入することが重要である」との日本向け声明を採択して懸念を表明した³²⁾。

すると、同年10月7日に自民党が議員立法の形で、金融早期健全化法案を衆議院に提出した。そして、自民、平和・改革及び自由党の国会対策委員長は、金融早期健全化法案を金融再生法案とほぼ同時期に成立させるために、参議院先議とし審議時間の確保を図った（柳澤、2021：140頁）。

同年10月13日に自民党、平和・改革及び自由党による共同修正案が衆議院を通過した後、参議院で民主党は対案を提出した³³⁾。とはいえ、長銀処理策について自民党に歩み寄っていた民主党は、上記の共同修正案への形式上の反対を貫く形で予を収めた（同上：140頁）。こうして、金融早期健全化法は、金融再生法公布からわずか6日後の10月22日に公布された³⁴⁾。

以上の複雑な経緯で、主要行に対する破綻処理と増資支援という日本初の体系的な金融危機予防制度が構築されたのであった。そして、金融早期健全化法公布の翌日10月23日に、金融監督庁は97年3月末時点の長銀の債務超過を認定し公表した³⁵⁾。同日に金融再生担当大臣に就任した柳澤大臣は、就任当日に金融再生法に基づき、特別公的管理による長銀の破綻処理を開始した。また、翌年99年3月には金融早期健全化法に基づき、公的資金注入による主要行15行への増資支援を実施した。

第3節 柳澤金融行政と竹中金融行政の連続性と相違点

1. 第1次柳澤金融行政における公的資金注入

1-1. 主要行に対する道義的説得

1998年12月15日、金融再生法と金融早期健全化法を適切に運用するため、金融国会で成立した「金融再生委員会設置法」に基づき、金融再生委員会が設置された。同日、柳澤は金融再生担当大臣から初代金融再生委員会委員長に転任した。金融再生委員会の組織的特徴としては、次の2点を指摘できる（柳澤、2021：156-157頁）。

第一に、総理府系統に置かれたことである。つまり、大蔵省の系統外に置かれた。裁量的な事前指導型の伝統的金融行政が、大蔵省の権限をあまりに強大化させ、度重なる不祥事を引き起こしてしまったことを反省する措置だった。第二に、国家行政組織法上の三条委員会として設立されたことである。そうすることで、主要行に対する破綻処理や増資支援に関して、大蔵省などの他の行政機関からの圧力を受けることなく、金融、法律、会計などの専門家による慎重な審議を経て、独自の判断で行政処分を発出できる委員会体制を整えた。

ここで、金融再生委員会の事務局構成に関連して、柳澤委員長が主要行の破綻処理より増資支援を重要視したことを強調しておきたい。金融再生委員会の事務局構成案では、当初、建制順に金融再生法担当を第一課、金融早期健全化法担当を第二課としていた。当初案に対して柳澤委員長は、金融システム機能の回復こそが金融再生委員会に課せられた使命であるとの考えから、金融再生法担当よりも金融早期健全化法担当を重要視すべきと主張し、事務局構成の再考を促した（同上：214頁）。その結果、金融早期健全化法担当は金融危機管理課となり、金融再生法担当はそのなか

に置かれる業務室で所掌されることとなった。

金融再生委員会は発足後すぐに、金融早期健全化法に基づき、主要行への増資支援に取り組んだ。ところが、主要行各行は風評被害や経営責任の追及を恐れて、公的資金注入申請を躊躇していた。金融再生委員会は、このままでは98年3月の旧安定化法に基づく佐々波委員会による公的資金注入と同様の失敗を繰り返すと考え³⁶⁾、同年11月6日に「経営責任は問わない」とまで公言し、公的資金注入の積極的な申請を呼び掛けた（飯村、1999b：2頁）。

翌年99年1月26日には、柳澤委員長自ら都銀10行と信託銀行6行の頭取を都内ホテルに招いて直接呼び掛けた。その思いは、「今度こそわが国の金融システムの支柱である主要行の経営陣に問題に真正面から向き合ってほしい」というものであった（柳澤、2021：214頁）。

この会合での柳澤委員長の話の重要点として、次の2点を指摘できる（同上：214-215頁）。第一に、世間では強制的な公的資金注入論も存在することにあえて言及したことである。第二に、銀行自らの公的資金注入申請を原則としつつも、申請を強く促したことである。要するに、柳澤委員長は主要行各行の頭取に対し、風評被害や経営への政府介入を恐れて不十分な公的資金注入しか申請しない場合、逆に強制的な公的資金注入による経営責任追及もあり得ることを示唆して、積極的に申請するよう諭したのである。

この道義的説得は、長年の護送船団行政で生じた金融当局と民間銀行の馴れ合いからの脱却を意味しており、自己保身ではなく金融システム機能回復のための経営判断を民間銀行経営者に強く促すものだった。ただし、政府による強制的な公的資金注入はあくまで伝家の宝刀であり、民間による自主的な公的資金注入申請という原則を崩すことはなかった。このことは、民間銀行の自主性重視という第1次柳澤金融行政の特徴を明確に表していたと言える。

民間銀行の自主性を重視する柳澤金融行政の源流は、橋本行政改革に見出すことができよう。橋本行政改革では、1995年12月26日の「今後の金融検査・監督等のあり方と具体的改善策について」という大蔵省報告書に基づき、従来の保護的規制行政から市場チェック機能を一層活用する行政への転換を果たした（齊藤、2020：7頁）。

柳澤委員長も、95年11月末に橋本自民党総裁のもとで発足した行政改革推進本部の事務局長を務めていたこともあり、「事前には一般に適用されるルールを定めるに止め、個別の行為は民間で独立の判断により行ってもらい、行政によるそのチェックは事後においてのみ行われる」ことを橋本行政改革の大原則と考えていた（柳澤、2021：310頁）。

それゆえ、事前的にはBIS基準の自己資本比率規制を基本とするルールを定めるに止め³⁷⁾、民間銀行が自己査定によって自らの財務健全性を確認し、必要十分な公的資金注入を申請するよう促した。そして、もし公的資金注入申請額が不十分であり、金融監督庁による事後的な立入検査で過少資本や債務超過であることが判明した場合には、ルールに基づいて行政処分を行うというわけだった。

主要行各行は、柳澤委員長の道義的説得を受け入れ、99年3月4日に中央信託銀行の1500億円

から富士銀行の1兆円までそれぞれ必要な金額を申請した。そして、同年3月末に主要行15行に対して、申請通りの総額7兆4592億円の公的資金注入がなされた（飯村、1999b：3頁）³⁸。これは、1年前の佐々波委員会による公的資金注入額1兆8156億円と比べて4倍以上の巨額なものであり、主要行の財務健全性を高める増資支援となったと判断できよう。

また、この公的資金注入の目的には、主要行の財務健全性向上の他に、不良債権処理促進も含まれていた。実際、金融再生委員会の議論では、主要行への増資支援を行って有価証券の含み損、引当の不足そして不良債権の償却を完全に解消することについての異論はまったくなかった（柳澤、2021：223頁）。

1-2. Mitchell モデルに基づく公的資金注入政策評価

既述のように、第1次柳澤金融行政の公的資金注入の主な特徴は、次の2点に整理できる。第一に、金融当局は、民間銀行経営者の経営責任を問わずに公的資金を注入した。第二に、民間銀行が不良債権処理を先送りせずに自主的に取り組むことを、公的資金注入の目的に含めた。

これら2つの特徴を持つ公的資金注入は、どのような条件下で合目的な政策となるのか。この問いに答えることは、第1次柳澤金融行政における公的資金注入の有効性を判断するためにも必要な作業となる。この作業の際に有益な示唆を与えるモデルとして、池尾（2009）でも引用された Mitchell モデルを用いる（Mitchell, 1997）。

Mitchell モデルは、ソフトな予算制約下における銀行の最適戦略行動を分析するための分析枠組みで、銀行が不良債権処理を先送りせず自主的に取り組むようになるためには、どのような公的資金注入方法が望ましいかを示すモデルである。Mitchell は様々な公的資金注入パターンを比較検討しているが、本稿では事前に公約するパターンに注目する（表3参照）。

下記では、まず、債務超過をちょうど解消するだけの公的資金注入を公約する場合、銀行の不良債権処理先送りを発見するための監督当局の検査能力が高いほど、銀行は自主的に不良債権処理に取り組むことを示す。次に、監督当局の検査能力がかなり低い場合、公的資金注入額が多いほど、銀行は自主的に不良債権処理に取り組むことを示す。

表3より、不良債権処理を先送りする場合の銀行経営者の期待利得 $E^{passive}[\pi + \rho]$ は、

$$E^{passive}[\pi + \rho] = (1-D) \{q[(I_0 + (1-\alpha)B + \alpha B - L) + \rho] + (1-q)[(I_0 + (1-\alpha)B - L) + R + \rho]\}$$

と表せる（補論1参照）。一方、不良債権処理に取り組む場合の銀行経営者の期待利得 $E^{active}[\pi + \rho]$ は、

$$E^{active}[\pi + \rho] = I_0 + (1-\alpha)B + \alpha\bar{B} - L + R + \rho$$

と表せる（補論2参照）。

表3 公的資金注入公約における銀行の最適戦略 (Mitchell モデル) の概要

時点0	時点1	時点2
<ul style="list-style-type: none"> ・銀行は投資ポートフォリオを決定 <ul style="list-style-type: none"> ▶リスクフリー・アセット (I_0): 国債等 ▶リスク・アセット (B): 貸付等 ・銀行は時点2での債務額を確定 (L) <ul style="list-style-type: none"> ▶全額回収の場合、資産超過 $I_0 + B > L$ ・監督当局の検査能力確定 (D) ・監督当局は、時点1で不良債権処理を先送りせず実施しつつも時点2で債務超過に陥った銀行に限定して、救済措置 (公的資金注入) を実施する旨を公約 <ul style="list-style-type: none"> ※実際には銀行が不良債権処理を先送りしていたとしても、監督当局が時点1の検査で見落としした場合は、銀行が不良債権処理を実施したと判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行は自らの不良債権額 (債務不履行額) (αB) を把握 ・銀行はリスクフリー・アセットおよび正常債権を全額回収 ($I_0 + (1 - \alpha)B$) ・銀行は不良債権への対処策を決定 <ul style="list-style-type: none"> ①不良債権処理実施 (償却策) <ul style="list-style-type: none"> ▶確率1で一部回収 (αB)、$\alpha B < \alpha B$ ②不良債権処理先送り (起死回生策) <ul style="list-style-type: none"> ▶確率 q で全額回収 (αB)、確率 $(1 - q)$ で全額貸倒 (0) ・監督当局は、不良債権処理先送りに関する検査を実施 <ul style="list-style-type: none"> ①不良債権先送り発見 <ul style="list-style-type: none"> ▶確率 D で発見 ②不良債権先送り見落とし <ul style="list-style-type: none"> ▶確率 $(1 - D)$ で見落とし 	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行は不良債権処理先送りの発覚しないまま、起死回生策成功の場合のみ資産超過 ・監督当局は、不良債権処理先送りの発覚した銀行に対して、銀行破綻させる介入措置を実施 ・監督当局は、不良債権処理先送り発覚銀行以外の債務超過行に対して、銀行存続させる救済措置 (公的資金注入 (R)) を実施 ・銀行存続の場合のみ、銀行経営者は経営者報酬 (ρ) を獲得

出所) Mitchell (1997) を参考に筆者整理。

いま、時点0において、債務超過をちょうど解消するだけの最小公的資金注入を金融当局が公約していたとする。すると、不良債権処理を先送りしたときに得られる最小公的資金注入額 R_{min} は³⁹⁾、

$$R_{min} \equiv -(I_0 + (1 - \alpha)B - L) = -(I_B - L) \quad \text{ただし、} I_B \equiv I_0 + (1 - \alpha)B$$

と定義できる。一方、不良債権処理に取り組んだときに得られる最小公的資金注入額 \bar{R}_{min} は、

$$\bar{R}_{min} \equiv -(I_B + \alpha\bar{B} - L)$$

と定義できる。以上より、それぞれの場合の銀行経営者の期待利得関数は、

$$\begin{aligned} E^{passive}[\pi + \rho] &= (1 - D) \{q[(I_B + \alpha B - L) + \rho] + (1 - q)[(I_B - L) + R_{min} + \rho]\} \\ &= (1 - D) \{q[(I_B + \alpha B - L) + \rho] + (1 - q)\rho\} \\ &= (1 - D) \{q[I_B + \alpha B - L] + \rho\} \\ E^{active}[\pi + \rho] &= I_B + \alpha\bar{B} - L + \bar{R}_{min} + \rho = \rho \end{aligned}$$

のように変形できる。ここで、最小公的資金注入公約のとき、銀行経営者にとって、不良債権処理を先送りしても不良債権処理に取り組んだとしても、それらの期待利得が無差別となる場合を想定し、その場合の監督当局の検査能力 D を \bar{D} と置くと、

$$E^{passive}[\pi + \rho] = E^{active}[\pi + \rho]$$

$$(1 - \bar{D}) \{q[I_B + \alpha B - L] + \rho\} = \rho$$

が成り立つ。この式より、 $D > \bar{D}$ のときには、

$$(1 - D) \{q[I_B + \alpha B - L] + \rho\} < (1 - \bar{D}) \{q[I_B + \alpha B - L] + \rho\} = \rho$$

となる結果、

$$E^{passive}[\pi + \rho] < E^{active}[\pi + \rho]$$

となる。したがって、債務超過をちょうど解消するだけの最小公的資金注入を金融当局が公約する場合、監督当局の検査能力 D が \bar{D} を超えて高まるほど、銀行は自主的に不良債権処理に取り組むことになる。

とはいえ、第1次柳澤金融行政で公的資金注入のなされた99年3月において、金融監督庁検査部の検査能力は必ずしも高かったとは言えない。金融監督庁検査部による厳格な資産査定の特徴と言われた金融検査マニュアル（五味廣文金融監督庁検査部長による「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」通達）が開始したのも、同年7月1日からであった。

そこで、引き続き Mitchell モデルに基づいて、監督当局の検査能力が低い場合に、銀行が自主的に不良債権処理に取り組むようにするための方策を考察する。下記では、簡単化のため、監督当局の検査能力 D が極端に低く、 $D = 0$ となる場合を想定する。

なお、ここでの公的資金注入額 R は、最小公的資金注入額 R_{min} を必ずしも想定していないことに注意しておきたい。

上記の前提での銀行経営者の期待利得 $E^{passive}[\pi + \rho]$ および $E^{active}[\pi + \rho]$ は、それぞれ

$$E^{passive}[\pi + \rho] = (1 - 0) \{I_B + q\alpha B - L + (1 - q)R + \rho\}$$

$$= I_B + q\alpha B - L + (1 - q)R + \rho$$

$$E^{active}[\pi + \rho] = I_B + \alpha \bar{B} - L + R + \rho$$

のように変形できる（補論1、補論2参照）。これらの式から、

$$E^{active}[\pi + \rho] - E^{passive}[\pi + \rho]$$

$$= I_B + \alpha \bar{B} - L + R + \rho - I_B - q\alpha B + L - (1 - q)R - \rho$$

$$= (\alpha \bar{B} - q\alpha B) + qR$$

となる。ここで、不良債権処理の先送りを起死回生策のギャンブルのようなものとみなし、不良債権処理の先送りによる期待債権回収額 $q\alpha B$ は、不良債権処理に取り組むときの確定債権回収額 $\alpha \bar{B}$ より小さいと仮定する。すると、 $\alpha \bar{B} > q\alpha B$ となるので、

$$E^{active}[\pi + \rho] - E^{passive}[\pi + \rho] = (\alpha\bar{B} - qaB) + qR > 0$$

となる。ゆえに、

$$E^{active}[\pi + \rho] > E^{passive}[\pi + \rho]$$

が成り立つこととなる。したがって、銀行による不良債権処理の先送りを発見する監督当局の検査能力 D が極端に低い場合、不良債権処理を先送りせずに取り組んだために債務超過となった銀行に対する公的資金注入を事前に公約しておくことで、銀行の自主的な不良債権処理を促進することになる。そして、公的資金注入額が大きいほど、自主的な不良債権処理を促進する効果を持つと言える。

金融監督庁の資産査定能力が未だ発展途上段階であった当時、第1次柳澤金融行政において、民間銀行経営者の経営責任を問わずに多額の公的資金を注入した。このような政策は、Mitchell モデルに基づく⁴⁰⁾、民間銀行が不良債権処理を先送りせず自主的に取り組むことを促進するという点で、合目的な政策であったと言える。

ただし、当然ながら、Mitchell モデルの想定する前提条件が当時の状況に完全に合致しているわけではない。ゆえに、厳密に言えば、第1次柳澤金融行政の公的資金注入は合目的な政策であった可能性が高い、という指摘にとどまることには注意すべきだろう。

2. 不良債権処理促進制度の整備進展

2-1. 2000年預金保険法改正による第102条新設

金融早期健全化法や金融再生法によって、主要行を対象とする金融危機予防制度が整えられ、実際に適用もなされた。とはいえ、それらは時限措置であったことから、その恒久化が必要とされた。そこで、2000年5月24日成立の改正預金保険法の第7章金融危機への対応（第102-126条）によって、主要行に対する増資支援や破綻処理が恒久化された（大森、2017：3頁）。

2000年預金保険法改正における最も重要な改正は、第102条の第1号措置（資本増強）と第3号措置（一時国有化）である。前者は、金融早期健全化法における主要行への増資支援の恒久化であり、後者は、金融再生法における主要行に対する特別公的管理の恒久化を意味した。こうして、金融危機予防制度が恒久化されたことで、不良債権処理促進制度の包括的整備は一定の完了をみた（表4参照）。

2-2. 直接償却制度の整備進展

1999年10月5日、自公連立での小渕恵三第2次改造内閣発足にともない、柳澤委員長は初代金融再生委員長を退任した。第7代金融再生委員長として、金融行政を再び担うことになったのは、森喜朗第2次改造内閣発足の2000年12月5日であった。ただし、2001年1月6日に、橋本行政

改革期の中央省庁再編措置に沿って金融再生委員会が廃止されたため、金融担当大臣に転任した。

大臣就任時、第1次柳澤金融行政のときと比べて、リスク管理債権開示基準の対貸出比でみた不良債権比率は6%台前半のまま減少していなかった。そのため、第2次柳澤金融行政では、不良債権のオフバランス化（直接償却）に踏み切れることを決断した。この決断に至った柳澤大臣の考えを整理すれば（柳澤、2021：257-258、271頁）、次の通りとなる。

不良債権残高を確実に減らすためには、不良債権の回収、売却、放棄を進める必要がある。ただし、長引く不況で不良債権の新規発生も続くなかでは、回収拡大は困難だった。また、貸出債権市場の未整備のため、売却促進も難しかった。さらに、メインバンクはかつてのように、他の債権者達をまとめて債権放棄を取り仕切ることもできなかった。

そこで、柳澤大臣は、構造的な不振事業で生じる不良債権と一時的な不況で生じる不良債権の2種類に区分し、前者を直接償却で、後者を間接償却で処理する方針を打ち立てた（同上：267頁）。そして、構造的な不振事業の不良債権直接償却案は、2001年4月6日、森内閣の経済対策閣僚会議の「緊急経済対策」で明示された。

2001年緊急経済対策で示された不良債権処理促進政策の主な特徴は、次の5点にある（同上：268-275頁）。第一に、新規発生の回収不能債権（破綻懸念先以下の不良債権）は3年以内に、既存のそれは2年以内にオフバランス化につながる措置を講じること。第二に、RCC（The Resolution and Collection Corporation、整理回収機構）の機能（健全銀行からの不良債権買取継続や企業再生のための時価評価での買取など）を強化したり、日本ローン債権市場協会に債権売買取引の標準化を要請したりするなど、債権売却制度整備を進めること。第三に、私的整理に関するガイドラインを作成したり、DES（Debt-Equity Swap）による取得株式に対する無税償却を認めたりするなど、債権放棄制度整備を進めること。第四に、積極的なDIP（Debtor in Possession）ファイナンスを推進し企業再建を促すこと。第五に、既存の民事再生法や会社更生法といった倒産法制を改正することだった（表4参照）。

表4の示すように、2001年緊急経済政策では、不良債権の直接償却制度、有事の中小企業金融制度、そして倒産法制の制度整備に積極的に取り組んだと言える。ただし、表2で示したように、金融行政の管轄領域は（1）不良債権の分類・償却と（3）金融危機の予防である。その意味で、第2次柳澤金融行政初期の特徴は、不良債権直接償却および有事の中小企業金融の制度整備の進展にあったと指摘できよう。

3. 主要行に対する特別検査

3-1. 特別検査の目的

2001年4月26日に発足した自公保連立での小泉純一郎内閣においても、森前首相の推薦を受けて、柳澤大臣は引き続き金融担当大臣に就任した（柳澤、2021：319-320頁）。第2次柳澤金融行政中期の不良債権処理促進政策として特筆すべきは、同年10月26日の経済対策閣僚会議で決定さ

表4 不良債権処理促進制度における政策体系

政策課題	土地・債権流動化トータルプラン (1998年4月22日)、 金融再生トータルプラン (1998年6月23日、7月2日)	第2次柳澤金融行政までの 主な政策実現、 自民党若手議員の提言 (2002年9月末時点)	金融再生プログラム (2002年10月22日)
(1) 不良債権の分類・償却			
資産査定制度	不良債権担保不動産に対する デュエー・ディリジェンス (DCF法含 む) の確立、主要19行への集中検 査	○ 主要行への特別検査、○ BIS規制の国 際基準行に対する要留意先債権の厳正な 債権者分類	特別検査の再実施、①要管理先債権の個別引 当に関する DCF法の採用、★②大口債務者 に対する銀行間の債務者区分の統一、★③自 己査定と金融検査の差額公表、★⑤繰延税金 資産計上の適正化
引当金制度	金融機関の自己査定に基づく適正な 引当	○ BIS規制の国際基準行に対する要留意 先債権の厳正な引当、厳格な引当の実施	①要管理先債権の個別引当に関する DCF法 採用、引当金に関する新たな無税償却制度の 導入
債権売却制度	共同債権買取機構 (CCPC) の機能 拡充	○ 整理回収機構 (RCC) の機能強化 (健 全銀行からの不良債権買取継続、企業再 生のための時価評価での買取)、○ 日本 ローン債権市場協会への取引標準化要請	RCCの一層の活用 (企業再生部門の強化)、 貸出債権市場の創設
債権放棄制度	無税償却の範囲拡大	○ 私的整理に関するガイドライン作成、 ○ DESによる取得株式に対する無税償 却	
債権回収制度	臨時不動産関係権利調整委員会の創 設、サービサー制度の創設、競売手 続の迅速・円滑化	○ サービサー法の制定、○ 競売手続関連 法の制定	
(2) 担保不動産取引市場の活性化			
担保不動産取 引制度	SPC等を活用した証券化、資産担保 証券 (ABS) の流通市場の整備	○ SPC法改正、○ 不動産投資信託 (JREIT) 市場の創設	
都市再開発制 度	住宅・都市整備公団の活用、民間都 市開発推進機構によるプロモート、 都市再開発等の公的融資・保証の拡 充、高齢者福祉・防災・中心市街地 活性化のための都市再構築	○ 定期借家制度の導入、○ 土地収用法の 改正、○ 都市基盤公団の活用	

(3) 金融危機の予防			
主要行の財務健全性評価制度	早期是正措置に基づく厳正な対応、金融検査マニュアルの策定	○ BIS 規制の国際基準行に対する要注意先権の厳正な債務者分類・引当、○ 金融検査マニュアルの制定、○ 主要行への特別検査	特別検査の再実施、① 要管理先債権の個別引当に関する DCF 法の採用、★② 大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一（横申）、★③ 自己査定と金融検査の差額公表、★⑤ 繰延税金資産計上の適正化、⑥ 早期是正措置の厳格化・早期警戒制度の活用
主要行への増資支援制度	金融早期健全化法案の策定	○ 金融早期健全化法の制定、○ 預金保険法改正（第 102 条第 1 号措置）	★④ 公的資金の追加投入
主要行の破綻処理制度	プリッジバンク法案の策定	○ 金融再生法の制定、○ 預金保険法改正（第 102 条第 3 号措置）	
有事の中小企業金融制度	政府系金融機関の活用	○ 民間金融機関への公的資金注入、○ 中小企業に対する信用保証制度（DIP ファイナンスへの積極的取組の推進を含む）	貸し渋り・貸し剥がし検査、DIP ファイナンスへの保証制度
主要制度の適用支援			
会計制度		○ 税効果会計（繰延税金資産の算入）、○ 時価会計、○ 連結会計	
倒産法制		○ 民事再生法の制定、 <u>企業再建法制の拡充</u> 、 <u>産業再生法の拡充</u>	産業再生機構の新設

注) 2002 年 9 月末時点までの主な実現政策は丸印、自民党政策新人類の提言のうち未実現政策は下線部で、それぞれ示している。金融再生プログラムの星印は、それ以前の金融行政とは大きく異なる竹中金融行政独自の新規の政策を指す。

出所) 国土交通省ウェブサイト「建設白書 平成 10 年版」、政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会（1998）「金融再生トータルプラン（第 1 次とりまとめ）」、「金融再生トータルプラン（第 2 次とりまとめ）」、石原伸晃・根本匠「日本経済サバイバルプラン」（石原・塩崎・根本・渡辺（2001）『日本経済起死回生トータルプラン』、巻末資料 17 頁、光文社）、金融庁ウェブサイト「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題を通じた経済再生」、竹中（2006）『構造改革の真実：竹中平蔵大臣日誌』日本経済新聞出版社）を参考に、筆者作成。

れた「改革先行プログラム」に盛り込まれた主要行に対する特別検査である。

この主要行への特別検査は、後述するように、それまでの柳澤金融行政方針から大きく逸れるものだった。2021年現在から振り返ると、このときに逸れた方針こそ、その後の竹中金融行政との最も重要な共通項であるとみなせる。ここで、柳澤大臣が主要行への特別検査を考案した背景を述べておきたい。

2001年9月14日、売上高で業界4位の大手スーパーのマイカルが民事再生手続きを申し立てて破綻した。すると、マイカルのメインバンクや金融庁への厳しい批判が生じた。同年2月末の2000年度決算処理において、メインバンクの第一勧業銀行等がマイカル向け貸出債権を破綻のおそれのない要注意先債権に分類したり、金融庁がその分類を妥当なものとして承認したりしていたからだった（木村、2003：77頁）。

破綻のおそれなしとの金融庁によるお墨付きを与えられたにもかかわらず、マイカルが破綻したことで、金融庁への国民の不信感は高まった。国民の多くは、金融庁が銀行に手心を加える裁量的な検査を行っているとの疑念を持った。

とはいえ、上記の齟齬が生じた主な理由は、金融庁の検査姿勢ではなく検査対象時期にあった。マイカル向け貸出債権に関して、主要行の自己査定は2000年度決算処理時点の2001年2月末に行われており、金融庁の検査は同年3月下旬に行われていた。ただし、それらの資産査定時点直近の財務データは、暫定的な計数となる。財務データ分析では、暫定計数ではなく確定計数がより重要となるため、確定計数の利用可能な2000年8月末の中間決算処理時点を中心に査定せざるを得なかった（柳澤、2021：309頁）。

要するに、金融庁は、2000年8月末時点の財務状況データに基づいて、マイカル破綻のおそれなしとするメインバンクの判断を追認した。その1年後のマイカル破綻の事実を突きつけて、金融庁の金融検査を批判することは論理的とは言えないだろう。というのも、不況のもとでは、取引先との突然の契約解除などによって、短期間で財務状況が急激に悪化することも決してめずらしくないからである。

たとえ、厳格な金融検査を完璧に行い、過去のある時点の財務状況を完全に把握できたとしても、その検査結果に基づいて1年後の未来の財務状況を的確に予測することはほぼ不可能である。それゆえ、真に取り組むべき課題は、銀行に手心を加えないという意味での金融検査の厳格化ではなく、過去のみならず現在も検査対象時期に含めて財務データ分析を行うという意味での金融検査の精緻化だった。そこで、柳澤大臣は、貸出債権の質を少しでもタイムリーに把握するため、特別検査を考案するに至った。

3-2. 特別検査の効能

特別検査では、金融庁検査官が主要行の自己査定作業に立ち会う。金融庁は、急激な経営悪化傾向にある大口債務者企業149社（与信額は約12兆9000億円）を選定し、それらに関する自己査定

をリアルタイムでチェックした（柳澤、2021：309頁）。その際、直近の企業業績や株価といった最新データも参考にしながら、貸出債権の質の現状を把握しようとした。

ただし、この特別検査は、民間銀行の自主性重視というそれまでの柳澤金融行政の基本方針から大きく逸れることも意味していた。というのも、特別検査は、柳澤金融行政の源流とも言える橋本行政改革の理念とは相容れないものだったからである。

既述のように、橋本行政改革では、大蔵省による事前の行政指導を問題視した。そのため、金融検査の役割は、民間銀行の自主判断による資産査定を事後的にチェックするだけに限定された。一方、特別検査は事後チェックの欠陥を問題視するものであり、名目的にはリアルタイムでのチェックとはいえ、実質的には事前の行政指導に他ならなかった。

もし特別検査を定期的に繰り返してしまうと、民間銀行は自主的に判断することをやめ、立ち会う金融庁検査官の意向に従うことを選択してしまう。そうなれば、かつての護送船団行政のときのように、自主的な創意工夫の意欲も必然的に低下し、ひいては国際競争力も失うことになる。実際、柳澤大臣も、特別検査はあくまで1回限りの例外措置であることを強調していた（同上：310頁）。

ところが、特別検査を繰り返し実施すべきとの世論が形成された。特別検査によって、約5兆7000億円もの巨額の貸出債権が、回収可能から回収不能へと分類変更されたからである。具体的には、前年2000年9月期の債務者区分と比べて、下位遷移した債務者企業数と与信額はそれぞれ71社と約7兆5000億円であり、そのうち回収不能な破綻懸念先以下となったのはそれぞれ37社と約5兆7000億円であった。国民の多くは、銀行に手心を加えない厳格な金融検査に踏み切ったことで、銀行の隠蔽する不良債権を発見できたと受け取った。

一方、市場では、厳格な検査は行われなかったという見方が大勢を占めた（清水、2006：47頁）。銀行はまだまだ不良債権を隠蔽しており、特別検査はその氷山の一角を明らかにしたに過ぎないという見解である。ゆえに、特別検査を繰り返し実施すべきとの主張が世の趨勢となり、小泉純一郎首相も柳澤大臣に対して再度の特別検査を指示した⁴¹⁾。

たしかに、不適切な自己査定 of 修正によって、破綻懸念先に分類変更された事例も存在した（同上：46頁）。とはいえ、そのような事例はわずかであり⁴²⁾、多くは最新の財務データに更新したこと起因する下位遷移だった。既述のように、不況の継続する景気状況では、最新の財務データに更新すればするほど、回収不能な不良債権額も拡大するのは当然だったのである。

以上のように、柳澤大臣は、金融検査の精緻化のために、1回限りの例外措置として特別検査を実施した一方で、小泉首相を含む国民の多くは、金融検査の厳格化のために、繰り返し特別検査を実施するよう主張した。そして、特別検査の目的と効能に関する柳澤大臣と小泉首相（実際は、首相の腹心であった竹中大臣）の見解の相違は、公的資金の追加投入をめぐる両者の見解の相違と密接に関連し、2002年9月30日の事実上の柳澤大臣更迭につながることとなった。

4. 柳澤金融行政と竹中金融行政の比較

4-1. 金融再生プログラムの策定

竹中経済財政政策担当大臣が金融担当大臣兼任という小泉首相の意図を察したのは、2002年6月7日の夕食会のときだった（竹中、2006：48頁）。同年9月末の内閣改造の観測が高まると、同年9月8日のテレビ番組で、閣内不一致と受け取られる恐れを理解しつつも、「株安の原因は、一に金融、二に金融です。公的資金の投入や一時国有化も視野に入れるべきです」と踏み込んで発言した（同上：48頁）。

竹中大臣は、9月21日に小泉首相からデフレ対策の基本方針策定の指示を受け、腹心の岸博幸と真柄昭宏の両秘書官らと、デフレ対策の柱となる不良債権問題解決のための3つの同時戦略を2日間で打ち立てた（同上：48頁）。同時に、不良債権問題解決の検討チーム（以下、竹中チーム）の組成を⁴³⁾、そのメンバー選定も含めて決定した（同上：48頁）。

上記の3つの同時戦略とは、第一に金融検査の厳格化、第二に銀行の自己資本の充実、第三に銀行経営のガバナンス強化であった。具体的には、金融検査を厳格に行って、銀行の正確な不良債権残高と自己資本額を把握する。そのうえで、過少資本である場合は、システミック・リスクを抑制する観点から公的資金を追加投入する。その際、一時国有化によって国が銀行の経営権を掌握して、経営者責任追及を行うという戦略であった（同上：52頁）。

竹中大臣は、9月末の内閣改造で予想通りに金融担当大臣を兼任すると、自民党との折衝や竹中チームと金融庁職員との議論を経て、10月11日には主要行に焦点を当てた金融再生プログラムの当初案を作成した。とりわけ、①資産査定厳格化（要管理先債権の個別引当に関するDCF（Discounted Cash Flow）法の採用）、②資産査定統一（大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一）、③資産査定差額公表（自己査定と金融検査の差額）、④公的資金追加投入、⑤繰延税金資産計上の適正化、⑥経営健全化計画の未達行に対する行政処分（業務改善命令）の6項目の課題を掲げたところに、竹中金融行政の特徴を確認できる（同上：88-89頁）。

10月22日の自民党役員会、同月23日の主要行各行頭取への説明会そして同月28日の三幹三政での議論を経て⁴⁴⁾、⑤繰延税金資産計上の適正化については当初案より後退したとはいえ、竹中大臣の認識では5勝1分の形でほぼ当初案通りとなった（同上：88-89頁）。そして、上記の6項目の課題を中心にその他の項目も加えた金融再生プログラムが10月30日に公表された（表4参照）。

4-2. 柳澤金融行政と竹中金融行政の連続性

竹中チームの金融再生プログラムは、包括的な不良債権処理促進政策ではなく、もっぱら金融行政の管轄領域における政策だったと指摘できる（表2、表4参照）。また、主要課題とした6つの項目は、資産査定制度、引当金制度、主要行の財務健全性評価制度、主要行への増資支援制度の4つの制度整備に集中していた（表4参照）。

表4に沿って、自民党政策新人類の2つのトータルプラン策定以降に整備されてきた不良債権処

理促進政策と比べてみると、竹中金融行政独自の新規の政策はかなり少ないことに気付く。実際、独自の新規政策としては、②大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一、③自己査定と金融検査の差額公表、④公的資金の追加投入、⑤繰延税金資産計上の適正化の4つの政策に限られる。

とはいえ、それらのうち、②と③の政策も、柳澤金融行政の延長線上に位置する政策と言える。というのも、それらは、下記で示すように、柳澤金融行政で導入された特別検査の存在を前提とする政策だからである。②大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一は、通称、横串と呼ばれるように、マイカルのような大口債務者向け貸出債権の分類を全主要行で統一するように誘導する政策である。

主要行各行が自主的な判断に基づいて自己査定を行うならば、それぞれの融資審査能力や回収能力に応じて不良債権分類は異なるはずである。ただし、竹中チームはそのようには考えず、主要行が自主的な判断に基づいて自己査定を行うと、不良債権隠蔽のために不適切に分類してしまうと考えた。

そのため、特別検査での実質的な事前の行政指導を通じて、各行の自己査定による不良債権分類が金融検査結果に収斂していく仕組みを整えた。具体的には、③自己査定と金融検査の差額を公表することで、金融検査の結果に従って各行が自己査定を行うように圧力をかけた。このように、竹中金融行政では、民間銀行の自己査定を金融行政が事後的にチェックするという橋本行政改革以来の基本方針に完全に逆行していた。

とはいえ、この端緒となったのは、竹中金融行政ではなく第2次柳澤金融行政で特別検査を導入したときであった。第2次柳澤金融行政ではあくまで例外措置として特別検査を実施したとはいえ、特別検査はその後の竹中金融行政独自の新規政策を実施する環境を整備したという点において、両金融行政の間の連続性を強く確認できるのである。

4-3. 柳澤金融行政と竹中金融行政の相違点

公的資金の追加投入をめぐる、両金融行政の見解は大きく異なっていた。第2次柳澤金融行政期の2001年9月頃、柳澤大臣は日本経済新聞等主催のシンポジウムで「現在も金融が完全に安定したと言うことはできないが、これから起きそうなことは98年当時のようなシステム全体の危機ではない。起こるとしても個別の金融機関に止まる問題であろう。そのような個別の経営危機の場合には金融危機対応会議を開いての措置ではなく、通常の行政措置としての早期是正措置が発動される」と述べている（柳澤、2001：321-322頁）。

一方、竹中大臣は、既述のように、金融再生プログラムの策定段階で、システミック・リスクを抑制する観点から④公的資金の追加投入を主張していた。つまり、両者の争点は、金融が安定しているか否かではないことに注意すべきである。両者の争点は、金融の不安定な状況を所与のものとした上で、金融機関の連鎖破綻を意味する金融危機が生じる状況であるか否かであった。

もし金融危機が生じる状況ならば、竹中大臣の主張するように、預金保険法の第102条の第1号

措置（資本増強）や第3号措置（一時国有化）に基づき、公的資金を追加投入する必要がある（表4参照）。一方、金融危機までは生じない状況ならば、柳澤大臣の主張するように、公的資金の追加投入ではなく早期是正措置での対処が適切な対処となる。

以上の争点のもとで、竹中大臣は次のような理論武装をした。特別検査を繰り返して金融検査の厳格化を進めれば、主要行の隠蔽する膨大な不良債権を必ず発見できる。そうなれば、主要行は膨大な不良債権処理を行わざるを得ず、その処理に伴う損失は巨額となる。巨額な損失によって主要行の自己資本は減少し、過少資本あるいは債務超過となる。主要行が過少資本や債務超過になると、システミック・リスクによって金融危機が発生してしまう。

そうであるからこそ、金融危機を未然に防ぐため、いまずぐにでも公的資金の追加投入を予防的に行い、主要行の資本増強や一時国有化をすべきであるという論理展開であった。さらに、主要行の資本増強や一時国有化を通じて、主要行の経営権も掌握できることになる。そうすれば、金融行政による完全な管理下で、主要行の不良債権隠蔽という根源的問題を完全に解決できるというわけであった。

一方、柳澤大臣は、特別検査によって不良債権残高が増加した理由は、検査対象時期に最新の財務データを反映させたためであり、金融検査の厳格化による事例はわずかであると考えていた。不況の続く限り最新データは悪化し続けるため、公的資金を追加投入して金融行政が主要行の経営権を掌握したとしても、不良債権処理を促進することはできない。また、そもそも、主要行の破綻懸念先以下の不良債権のうち担保で保証されていない全額が貸し倒れたとしても、自己資本比率がBIS基準を下回らないとのシミュレーションも金融庁事務当局は行っており、金融危機の可能性はなかった（柳澤、2021：332頁）。以上の論理で、柳澤大臣は、公的資金の追加投入には経済合理性も法適合性もないと判断していた（同上：334頁）。

4-4. 繰延税金資産計上の適正化

竹中金融行政の⑤繰延税金資産計上の適正化は、金融危機の可能性はないとする見解への強力な反論となる効果も持つはずだった。繰延税金資産とは、直観的には、納税済み税金の還付金見込み額であると言える。損失拡大時には、課税額が減少するので、還付金見込み額は増加する。

このため、不良債権処理に伴う銀行の損失拡大時に、繰延税金資産は緩衝材としての役割を果たしていた。また、繰延税金資産は、自己資本の一部として計上可能だった。それゆえ、第1次柳澤金融行政期の金融再生委員会での議論を経て、1999年度の税効果会計の全面適用（繰延税金資産制度の導入）以降、主要行は積極的に多額の不良債権処理を進めていた。その結果、2002年度には自己資本（資本の部合計）の6割を繰延税金資産が占めるという異様な事態となっていた（表5参照）。

繰延税金資産が巨額なものとなった要因は、当時の会計指針の第4項但書き（重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社等）の特例措置にもあった。それは、今後5年分の予想利益に基づき還付

表5 主要行（都銀、長信銀、信託銀行）の不良債権処理および不良債権残高の推移（1998～2005年度） 単位：億円

	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
不良債権処分損	108,188	104,403	53,975	42,897	77,211	51,048	34,607	19,621
間接償却（貸倒引当金繰入額）	65,522	54,901	13,388	13,706	38,062	20,418	4,202	-4,262
直接償却等（処理）	35,005	42,677	36,094	26,500	34,136	30,377	30,473	23,862
貸出金償却	7,912	22,549	17,335	22,014	27,183	17,737	19,852	14,743
バルクセールによる売却損等	27,093	20,128	18,759	4,486	6,953	12,640	10,621	9,119
リスク管理債権残高	219,780	202,500	197,720	192,810	276,260	204,330	135,670	72,900
リスク管理債権の新規発生額	327,968	87,123	49,195	37,987	160,661	-20,882	-34,053	-43,149
貸倒引当金残高	136,010	92,580	76,780	69,390	86,570	78,970	69,030	47,390
うち、個別貸倒引当金残高	122,600	68,130	49,820	39,170	46,690	30,020	25,750	20,000
繰延税金資産	66,482	57,389	56,581	79,840	78,554	55,004	44,568	21,116
資本の部合計	228,395	235,953	223,261	171,135	131,162	168,635	170,142	209,735
貸出金	2,750,270	24,977,786	2,944,481	2,769,260	2,614,727	2,452,284	2,303,126	2,393,057
税引前当期利益	-58,566	19,685	2,526	-44,926	-47,160	9,129	11,994	41,732
日経平均株価（年度末時点終値、円）	13,842	18,934	13,786	10,543	8,579	10,677	11,489	16,111

注）貸倒引当金は、個別貸倒引当金および一般貸倒引当金等を含む。バルクセールによる売却損等は、子会社等に対する支援損、整理回収機構（RCC）および共同債権買取機構（CCPC）への売却損を含む。債権売却損失引当金は、CCPCに売却した債権の将来見込まれる損失への引当金を指す。特定債務者支援引当金は、子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額等を指す。リスク管理債権の新規発生額は、当該年度リスク債権残高－前年度リスク管理債権残高＋不良債権処分損で計算している。また、リスク管理債権の新規発生額のマイナス値は、全体としてリスク管理債権から正常債権への回復傾向があることを示す。

出所）金融庁ウェブページ（<https://www.fsa.go.jp/>、2021年4月8日アクセス）、全国銀行協会ウェブページ（<https://www.zenginkyo.or.jp/>、2021年4月8日アクセス）、日経平均プロファイルウェブページ（<https://indexes.nikkei.co.jp/>、2021年4月8日アクセス）より、筆者作成。

金見込み額を算出することを認めた。本来、少ない利益の場合にはそもそも課税されないため、還付金見込み額も小さくなるはずである。ところが、現在は利益が少なくとも、5年以内には業績が回復して利益も十分に増加するという仮定で、毎年の還付金見込み額をより多く見積もって計上することが可能であった。

とはいえ、表5の示すように、2001年度や2002年度の主要行の税引前当期利益は合計4兆円を超える赤字であり、当時においては、5年以内に利益を十分に増加するという仮定は希望的観測に過ぎなかった。

そこで、竹中金融行政は、希望的観測によって長期間の将来利益を算出することは不適正であると厳しく批判し、合理的計算によって短期間の将来利益を算出するにとどめ、それに基づいて繰延税金資産を適正に計上すべきと主張した。これが、⑤繰延税金資産計上の適正化であった。

ただし、特例措置の5年間という長期間の予想将来利益からではなく、たとえば1年間という短期間の予想将来利益から繰延税金資産を算出するような適正化を行うと、繰延税金資産の計上額はそれまでの五分之一になってしまう。繰延税金資産が自己資本の6割を占める場合、⑤繰延税金資産計上の適正化によって、ほとんどの主要行は過少資本どころか債務超過に必然的に陥ることになる。そうなれば、金融危機の可能性は、非常に高くなる。

既述のように、歴史の事実としては、与党との折衝によって、⑤繰延税金資産計上の適正化は将来目標とされ、先送りされた。そして、後の金融審議会の議論でも、「算入の適正化の開始時期は、可及的速やかとすることが望ましいものの、不良債権比率の半減目標を達成した以降とすることが望ましい」との結論に至った（金融審議会金融分科会第二部会、2004：13頁）。

要するに、竹中金融行政の⑤繰延税金資産計上の適正化は正しい方向性を備える政策であったとはいえ、金融の不安定な状況では、その導入を先送りした与党の判断は適切であったと金融審議会は判断した。

おわりに

本稿では、不良債権処理政策をめぐるソフトランディング・ハードランディング論争から離れて、柳澤金融行政と竹中金融行政の連続性と相違点に関する比較分析を行った。分析に際しては、金融史の視点から日本初の不良債権処理促進制度の包括的枠組みの形成過程を掘り下げるとともに、特別検査ならびに公的資金注入という2つの政策に注目した。

主な分析結果は、次の3点に整理できる。第一に、両金融行政ともに、自民党政権新人類らが構想し金融国会を経て実現した不良債権処理促進制度の包括的枠組みに沿っており、それらの多くの諸政策は類似したものとなった。第二に、第2次柳澤金融行政ではあくまで例外措置として特別検査を実施したとはいえ、特別検査はその後の竹中金融行政独自の新規政策（②大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一、③自己査定と金融検査の差額公表）を実施する環境を整備した。この

点において、両金融行政の間の連続性を強く確認できた。第三に、特別検査の意義について、柳澤大臣は金融検査の精緻化とみなす一方で、竹中大臣は金融検査の厳格化とみなした。こうした特別検査の目的と効能に対する考え方の違いが、公的資金の追加投入に関する両者の見解の相違点をもたらした。

最後に、本稿で残された重要な課題は、政治プロセスに関する分析である。「当時の構造改革は、政策として専門的な知識を競う側面と、いかに国民に政策を訴えるかをめぐる戦いという側面の両面を持っていた」と竹中元大臣が述べたように（竹中、2006：5頁）、政策自体や政策論争の分析に加えて、政治的な調整過程の分析も必要となろう。そこで、柳澤金融行政と竹中金融行政の比較研究を掘り下げるためにも、特別検査や公的資金注入に関する政治プロセスに関する分析を次なる喫緊の課題としたい⁴⁵⁾。

補論 1：不良債権処理を先送りする場合の銀行経営者の期待利得

時点0において、銀行は、国債等のリスクフリー・アセット I_0 および貸付等のリスク・アセット B を組み合わせた投資ポートフォリオを決定する。同時に、時点2での債務額 L を確定する。ただし、リスク・アセットを全額回収できた場合、その回収額は債務額を上回り ($I_0 + B > L$)、資産超過になると仮定する。

また、銀行による不良債権処理の先送りを発見するための監督当局の検査能力 D も時点0で確定する。そして、監督当局は、時点1で不良債権処理を先送りせずに自主的に取り組んだ結果、不良債権処理に伴う損失を抱えて時点2で債務超過に陥ってしまった銀行に限定し、公的資金注入を実施する旨を時点0で公約するとする。

時点1において、銀行は、リスク・アセットの一定割合 αB が不良債権となったことを把握する（ただし、 α は、 $0 \leq \alpha \leq 1$ を満たす定数）。そして、銀行は、リスクフリー・アセット I_0 および正常債権（不良債権とならなかったリスク・アセット） $(1-\alpha)B$ を全額回収すると同時に、発生した不良債権 αB について、処理を実施するか、先送りするかを決定する。不良債権処理を実施する場合、確率1でその一部 $\alpha \bar{B}$ を回収できるとする（ただし、 $\alpha \bar{B} < \alpha B$ ）。一方、不良債権処理を先送りして起死回生を図る場合、確率 q で不良債権全額 αB の回収に成功し、確率 $(1-q)$ で全額貸倒れて回収不能になるとする。また、時点1において、監督当局は、銀行が不良債権処理を先送りしているか否かについての検査を行う。その際、検査能力 D に応じて先送りの発見精度は変化するものとし、確率 D で発見し、確率 $(1-D)$ で見落とすと仮定する。

時点2で、銀行が資産超過となるのは、不良債権処理を先送りにしたことを監督当局に発見されないまま、起死回生に成功した場合のみと仮定する。もし監督当局が不良債権処理を先送りした銀行を発見した場合には、当該銀行を破綻させる介入措置を実施するものとする。一方、不良債権処理の先送りが発覚した銀行以外のすべての債務超過行に対して、監督当局は公的資金注入 R を実施し、銀行を存続させると仮定する。そして、銀行存続の場合のみ、銀行経営者は経営者報酬 ρ

を獲得できるとする。

銀行経営者の利得は、銀行利益 π と経営者報酬 ρ を合計した関数として表せると仮定する。ただし、その利得は0以上であるという有限責任を想定する。以上より、不良債権処理を先送りする場合の銀行経営者の期待利得関数 $E^{passive}[\pi + \rho]$ は、

$$\begin{aligned} E^{passive}[\pi + \rho] &= (1-D) \{q[(I_0 + (1-\alpha)B + \alpha B - L) + \rho] \\ &\quad + (1-q)[(I_0 + (1-\alpha)B + 0 - L) + R + \rho]\} + D \times 0 \\ &= (1-D) \{I_B + q\alpha B - L + (1-q)R + \rho\} \quad \text{ただし、} I_B = I_0 + (1-\alpha)B \end{aligned}$$

と表せる。

補論2：不良債権処理に取り組む場合の銀行経営者の期待利得

不良債権処理に取り組む場合、不良債権処理に伴う損失を抱えて時点2で債務超過に陥り、銀行存続のための公的資金注入を受けることになることになると仮定する。そのため、不良債権処理に取り組む場合の銀行経営者の期待利得関数 $E^{active}[\pi + \rho]$ は、

$$\begin{aligned} E^{active}[\pi + \rho] &= I_0 + (1-\alpha)B + \alpha\bar{B} - L + R + \rho \\ &= I_B + \alpha\bar{B} - L + R + \rho \quad \text{ただし、} I_B = I_0 + (1-\alpha)B \end{aligned}$$

と表せる。

(謝辞) 本稿をまとめるにあたり、浅井良夫氏より貴重なコメントをいただいた。この場を借りて、厚くお礼申し上げたい。ただし、不備、誤り等は当然全て筆者の責に帰せられるものである。また、本研究はJSPS 科研費 JP19K01774、21H00736 の助成および令和3年度重細重大学海外研究助成を受け進められた研究成果の一部である。

【注】

- 1) 本稿で注目したい柳澤金融行政と竹中金融行政の連続性は、不良債権処理ならびに金融システム安定化のための法整備および行政措置手続きの整備という範囲に限定した議論となる。金融再編などその他の点も含めた金融行政の連続性に関しては、本稿の記述範囲を超えるため、差し当たり留保したい。
- 2) 本稿では、1998年10月の金融再生担当大臣就任から1999年10月の初代金融再生委員会委員長退任までを第1次柳澤金融行政、2000年12月の第7代金融再生委員会委員長就任から2002年9月末の金融担当大臣退任までを第2次柳澤金融行政と呼ぶ。
- 3) 「事前審査制とは、内閣が国会に予算・法案等を提出するにあたり、閣議決定前に自民党が審査する手続である。法的な根拠はもちろん自民党党則に明記されたものでもないが、自民党の了承がない限り

閣議決定できない慣習が成立している」(奥、2015:2頁)

- 4) 橋本内閣は1997年3月31日に「担保不動産等流動化総合対策」を閣議決定しており、担保不動産取引市場の活性化はすでに政府・自民党の政策課題となっていたことも、正式なプロジェクトチーム発足を後押ししたと言える。
- 5) CCPC (Cooperative Credit Purchase Company、共同債権買取機構)とは、1993年1月27日から2004年3月26日まで存在した不良債権買取機関である。民間金融機関等の株主165社の共同出資で設立され、出資者である銀行から担保不動産付き不良債権を買い取っていた。CCPCの役割は、銀行から買い取った不良債権の担保不動産を売却し、その売却代金を銀行へ引き渡すというものだった。銀行にとっては、不良債権の一部を回収できることになる。ただし、多くの場合、担保不動産の売却価格は、銀行の自己査定に基づく債権買取価格よりも4分の1ほどの低さであり、その損失は銀行が補填する仕組みだった(田作・岡内、1998:19-20頁)。
- 6) 朝日新聞、1998年4月21日夕刊、2頁。無税償却とは、債権償却による銀行の実現損を税務上の費用と認定してもらい、税務上の利益を減らす結果、税負担を軽減できる不良債権の償却方法を指す。
- 7) サービサーとは、金融機関等から委託もしくは譲渡を受けて、債権管理回収を行う債権管理回収専門業者を指す。
- 8) SPC (Special Purpose Company、特別目的会社)とは、1993年施行の「特定債権等に係る事業目的会社に関する法律」によって設立された特別目的会社を指す。特定債権(間接金融の債権)をみなし有価証券として取り扱い、直接金融(証券市場)で取引することを可能にする役割を果たす(田作・岡内、1998:25頁)。
- 9) 建設省ウェブサイト、「平成10年建設白書:次世代へ向けて」(第2章第4節3.土地市場等の活性化)。
- 10) 議員立法で法案提出がなされるパターンとして、次の5つを指摘できよう。第一に、公職選挙法など、官僚が表立って動きづらい案件の場合。第二に、細部を詰めるよりも迅速化を重視して政治主導で行いたい場合。第三に、ねじれ国会などのため政府提出案が通らず、野党からの有力な対案が出た場合。第四に、案件が複数官庁にまたがる場合。第五に、連立政権も含めて超党派による法案作成のときに、国会運営の円滑化を図る場合。
- 11) 参議院ウェブサイト、「参議院審議概要、第143回国会[臨時会]、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会」。本稿では公的資金注入と密接に関わる金融危機予防制度(金融行政政策論)に焦点を当て、大蔵省の不祥事に起因する財政・金融の分離問題(金融行政組織論)については次の機会に取り上げたい。当時の金融行政組織の制度設計に関する政治過程を論じたものとしては、河合(2017)を参照。
- 12) デリバティブ取引により生じる正味の負債とは、デリバティブ取引における将来損失の現在割引価値(時価評価額)を指す。
- 13) 国会議事録検索システムウェブサイト、第143回国会、衆議院、予算委員会、第2号、平成10年8月17日、119 菅直人民主党委員発言。
- 14) 国会議事録検索システムウェブサイト、第143回国会、衆議院、金融安定化に関する特別委員会、第10号、平成10年9月7日、127 古川元久民主党委員発言。
- 15) 金融監督庁資料によると、1997年3月末時点で、海外金融機関とのデリバティブ取引の想定元本が200兆円を超える銀行が5行あり、主要行19行の想定元本合計は2940兆円であった(国会議事録検索システムウェブサイト、第143回国会、衆議院、金融安定化に関する特別委員会、第8号、平成10年9月3日、004 倉成正和自民党委員発言)。ただし、想定元本は実際の取引額ではなく、取引額は想定元本の1-2%程度であると考えられていたことには留意が必要である。

- 16) 国会議事録検索システムウェブサイト、第143回国会、衆議院、金融安定化に関する特別委員会、第4号、平成10年8月28日、040 速水優参考人（日本銀行総裁）発言。
- 17) 国会議事録検索システムウェブサイト、第143回国会、衆議院、金融安定化に関する特別委員会、第8号、平成10年9月3日、013 日野正晴政府委員（金融監督庁長官）発言。
- 18) 枝野幸男、仙谷由人、池田元久ら法律や金融の専門知識を持つ民主党若手議員が、大蔵省や内閣法制局の助力なしに起草した（戸矢、2003：276頁）。
- 19) 国会議事録検索システムウェブサイト、第143回国会、衆議院、金融安定化に関する特別委員会、第10号、平成10年9月7日、129 古川元久民主党委員発言。システムック・リスクの定義は多様であるが、本稿では「個別の金融機関の支払不能等や、特定の市場または決済システム等の機能不全が、他の金融機関、他の市場、または金融システム全体に波及するリスク」という日本銀行による定義を踏襲する（日本銀行ウェブサイト）。
- 20) 国会議事録検索システムウェブサイト、第143回国会、衆議院、金融安定化に関する特別委員会、第10号、平成10年9月7日、020 保岡興治自民党委員発言。
- 21) 国会議事録検索システムウェブサイト、第143回国会、衆議院、金融安定化に関する特別委員会、第10号、平成10年9月7日、057 石原伸晃自民党委員発言。
- 22) 自民党では政策新人類がイニシアティブをとり、自民党政務調査会やその部会といった既存の政策決定過程から独立した形で民主党との交渉を主導し、ときには自民党の政調会長や国対委員長といった党幹部と対立することさえあった（戸矢、2003：275頁）
- 23) 朝日新聞、1998年9月22日朝刊、4頁。
- 24) 金融国会中の98年9月初めに、石原自民党委員は知り合いの米国のFRBと財務省の関係者から、「（長銀処理策に関する政府・与党案と野党案のどちらも：筆者注）公的に銀行を管理して破綻後その金融機関を整理するということでは同じではないか、（中略）、どちらの案でもいいから早く通した方がいいぞ」と電話で伝えられている（国会議事録検索システムウェブサイト、第143回国会、衆議院、金融安定化に関する特別委員会、第10号、平成10年9月7日、033 石原伸晃自民党委員発言）。
- 25) 国会議事録検索システムウェブサイト、第143回国会、参議院、予算委員会、第4号、平成10年8月24日、169 日野正晴政府委員発言。
- 26) 国会議事録検索システムウェブサイト、第143回国会、衆議院、金融安定化に関する特別委員会、第3号、平成10年8月27日、341 日野正晴政府委員発言。
- 27) 国会議事録検索システムウェブサイト、第143回国会、参議院、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会、第10号、平成10年10月15日、046 日野正晴政府委員発言。
- 28) 国会議事録検索システムウェブサイト、第143回国会、参議院、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会、第18号、平成10年10月2日、056 西田猛自由党委員発言。
- 29) 国会議事録検索システムウェブサイト、第143回国会、参議院、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会、第18号、平成10年10月2日、057 枝野幸男民主党委員発言。
- 30) 安斎隆は、1998年11月4日、特別公的管理に置かれた長銀の新頭取に就任した。
- 31) 1997年11月17日の拓銀破綻を受けて、自民党は公的資金注入スキームの必要性を感じ、保岡、塩崎、石原らが中心となって（石原・塩崎・根本・渡辺、2001：43頁）、金融安定化二法案（旧安定化法と改正預金保険法）を作成した。改正預金保険法では、預金保険機構債券の発行認可およびそれへの政府保証に関する項目が新設され、公的資金注入財源の確保手段が充実した。一方、旧安定化法では、預金保険機構の金融危機管理審査委員会の判断で公的資金注入を判断することが可能となった。金融安定化二法に基づき、当時の金融危機管理審査委員会（いわゆる佐々波委員会）は、主要行18行と地

- 銀3行に1兆8156億円の公的資金を注入した。ただし、この佐々波委員会による公的資金注入に対して、政策新人類らは厳しく批判しており、長銀処理策については民主党と類似した見解を持っていた(同上:44頁)。
- 32) 参議院ウェブサイト、「参議院審議概要、第143回国会 [臨時会]、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会」。
- 33) 民主党による金融早期健全化法への対案は、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案」であった。この対案も、金融機関への増資支援を目的とした。ただし、債務超過や被救済側の金融機関への増資支援は行わないこと、支援対象であることを確認するために厳格な資産査定を行うことなどの点で、自民党らの共同修正案と異なり、長銀への公的資金注入を防ぐものだった(出所は脚注32に同じ)。それは、自民党の政策新人類らの主張と合致する法案でもあった。
- 34) 金融再生法による破綻処理や金融早期健全化法による増資支援の詳細な概念図などについては、飯村(1999a)の3頁、野口・丸山(2007)の54頁をそれぞれ参照。
- 35) 金融監督庁検査部による長銀の資産査定結果は、帳簿上は債務超過ではないが、保有する有価証券や動産不動産を時価評価した場合の含み損を考慮すると債務超過になるという曖昧な結論であった(西野、2019:175-176頁)。当時の資産査定手法は97年3月5日の大蔵省「資産査定通達」によって規定されており、98年9月末から時価評価の適用を義務付けつつも、同年3月末時点では義務付けていなかった(柳澤、2021:147-148頁)。同年3月末時点の長銀の資産査定に関して、大蔵省は法的根拠のない時価評価を取り入れずに帳簿上は債務超過ではないと主張した一方で、金融監督庁は時価評価を取り入れて実態は債務超過であると主張した。最終的には、野中広務官房長官が双方の首脳部を官房長官室に招き、両者の激論を聞いた上で、金融再生法第36条を指さし「ルールに従って、王道を歩みなさい」と発言し、長銀の債務超過を認定することになった(西野、2019:175-176頁)。以上のように、98年9月末からの時価評価の義務化を同年3月末に遡及して適用するという政治決着の形で、長銀破綻は確定された。なお、柳澤も金融監督庁と同様の考えだった(柳澤、2021:148-149頁)。
- 36) 旧安定化法に基づき佐々波委員会は、公的資金注入による主要行への増資支援を実施した。とはいえ、コール市場の信用収縮および中小企業への貸し渋りや貸し剥がしは解消されず、金融システムの機能回復を果たせなかった。この要因として問題視されたのは、主要行が風評被害や経営への政府介入を恐れて、横並びで1000億円ずつという不十分な公的資金注入額しか申請しなかったことだった。
- 37) BIS基準の自己資本比率規制を基本とする当時の主なルールとして、金融再生法や金融早期健全化法の他に、1996年6月21日公布・98年4月1日施行の「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」(健全性確保法)を挙げられる。健全性確保法に基づく早期是正措置では、所要自己資本の未達行に対し、その自己資本比率に応じて定められた行政処分(経営改善計画書の提出、業務の縮小・停止命令)を行う。
- 38) 公的資金注入は、民間銀行が新たに発行する転換権付配当優先株式や劣後債などを整理回収銀行が購入する形でなされた(飯村、1999b:3頁)。それらは議決権を有しないため、既存発行済株式の希薄化は生じない。この意味では、経営責任のみならず株主責任も問わない公的資金注入であった。ただし、公的資金を受けた銀行が、普通株式に転換可能となる前に優先株式を買い戻せない場合、議決権を持つ普通株に転換されてしまう。そのため、無秩序な公的資金注入というわけではなかった。
- 39) 不良債権処理を先送りしたときに公的資金注入を得られる場合とは、不良債権処理の先送りが監督当局によって発見されず、かつ、確率 $(1-q)$ で不良債権全額が貸倒れた状況を指す。
- 40) 第1次柳澤金融行政による公的資金注入が事前の公約で実施されたものとみなすことの妥当性に関しては、議論の余地がある。とはいえ、1年前の佐々波委員会による公的資金注入では不十分だとの見

解が世の中の通説となっていた状況で、主要行に対する増資支援が金融国会論戦の主要論点となっていたことも踏まえると、第1次柳澤金融行政開始直後の多額の公的資金注入実施を銀行経営者が予想することは容易であったと判断できる。それゆえ、第1次柳澤金融行政による公的資金注入の効果について、Mitchell モデルに基づき分析することには十分な妥当性を認められると言えよう。

- 41) 日本経済新聞、2002年2月15日朝刊、2頁。
- 42) 国会議事録検索システムウェブサイト、第154回国会、衆議院、財務金融委員会、第14号、平成14年4月24日、047 三木繁光参考人（東京三菱銀行取締役社長）発言、049 西川善文参考人（三井住友銀行頭取）発言。
- 43) 竹中チームの正式名称は、金融分野緊急対応戦略プロジェクトチームである。正式メンバーは、竹中大臣、伊藤達也金融担当副大臣、木村剛 KPMG フィナンシャル代表、香西泰日本経済研究センター会長、奥山章雄日本公認会計士協会会長、吉田和男京都大学大学院教授、中原伸之日本銀行政策委員会審議委員、高木祥吉金融庁長官、西原正雄金融庁監督局参事官ら金融庁幹部の合計11名だった。なお、池尾和人慶應大学教授は、竹中大臣からの参加依頼を断っていた（小野、2005：45頁）。
- 44) 三幹三政とは、与党三党（自民党、公明党、保守党）の幹事長と政調会長の参加する与党幹部会議を指す。
- 45) 政治過程も含めて本稿の分析を発展させたものとして、布田功治「不良債権処理と自民党一柳澤路線と竹中路線の連続性を手がかりとして」（奥健太郎・黒澤良編著『官邸主導と自民党政治』吉田書店）（2022年1月近刊予定）を参照。

参考文献

- 飯村慎一（1999a）「金融再生・健全化法について」『資本市場クォーターリー』冬号。
- 飯村慎一（1999b）「公的資金注入と銀行経営について」『資本市場クォーターリー』春号。
- 小野展克（2005）『竹中平蔵の戦争 金融再生に挑んだ730日』PHP研究所。
- 池尾和人（2009）「銀行行政と監督行政」（池尾和人編『バブル／デフレ期の日本経済と経済政策 4. 不良債権と金融危機』慶應義塾大学出版会所収）。
- 石原伸晃・塩崎恭久・根本匠・渡辺喜美（2001）『日本経済起死回生トータルプラン』光文社。
- 大森健吾（2017）「金融機関への公的資金投入をめぐる議論」『調査と情報』No. 944、国立国会図書館調査及び立法考査局、1-10頁。
- 奥健太郎（2015）「事前審査制とは何か：研究史と本書の挑戦」（奥健太郎・河野康子編『自民党政治の源流：事前審査制の史的検証』吉田書店所収）。
- 河合晃一（2017）「金融行政組織の制度設計をめぐる90年代日本の政治過程」『金沢法学』第59巻第2号、75-115頁。
- 木村剛（2003）『竹中プランのすべて：金融再生プログラムの真実』アスキーコミュニケーションズ。
- 共同通信社社会部編（1999）『崩壊連鎖—長銀・日債銀粉飾決算事件』共同通信社。
- 金融審議会金融分科会第二部会（2004）「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について」金融庁金融審議会報告書。
- 久米郁男（2009）「公的資金投入をめぐる政治過程：住専処理から竹中プランまで」（池尾和人編『バブル／デフレ期の日本経済と経済政策 4. 不良債権と金融危機』慶應義塾大学出版会所収）。
- 五味廣文（2012）『金融動乱：金融庁長官の独白』日本経済新聞出版社。

- 齊藤壽彦（2020）「バブル経済崩壊以降の不良債権問題期における金融検査の改革」『千葉商大論叢』、第 58 卷、第 2 号、2020 年 11 月、1-62 頁。
- 清水直樹（2006）「金融再生プログラム策定の政治過程（2. 完）」『政策科学』、14 卷（1 号）43-52 頁。
- 自由民主党（2006）『自由民主党五十年史：資料編』自由民主党。
- 高橋温（2013）『金融再編の深層：高橋温の証言』朝日新聞出版。
- 竹中平蔵（2006）『構造改革の真実：竹中平蔵大臣日誌』日本経済新聞出版。
- 田作朋雄・岡内幸策（1998）『不良債権処理ビジネス：新しい金融業務と倒産法』東洋経済新報社。
- 戸矢哲朗（2003）『金融ビッグバンの政治経済学：金融と公共政策策定における制度変化』東洋経済新報社（青木昌彦監訳、戸矢理衣奈訳）。
- 西野智彦（2001）『検証 経済迷走：なぜ危機が続くのか』岩波書店。
- 西野智彦（2019）『平成金融史：バブル崩壊からアベノミクスまで』中公新書。
- 西村吉正（2009）「不良債権処理政策の経緯と論点」（池尾和人編『バブル／デフレ期の日本経済と経済政策 4. 不良債権と金融危機』慶應義塾大学出版会所収）。
- 野口瑞昭・丸山秀文（2007）「資本増強関連業務」『預金保険研究』、41-78 頁。
- 服部泰彦（2001）「長銀の経営破綻とコーポレート・ガバナンス」『立命館経営学』第 40 卷第 4 号、2001 年 11 月、31-68 頁。
- 前田裕之（2015）『ドキュメント 銀行 金融再編の 20 年史：1995-2015』ディスカヴァー・トゥエンティワン。
- 武藤敏郎（2010）「金融破綻処理は収斂するか」（武藤敏郎編著『蘇る金融：破綻処理の教訓』社団法人金融財政事情研究会所収）。
- 柳澤伯夫（2021）『平成金融危機：初代金融再生委員長の回顧』日本経済新聞出版社。
- Mitchell, Janet. (1997), "Strategic Creditor Passivity, Regulation, and Bank Bailout," the William Davidson Institute at the University of Michigan Business School, Working Paper, #46.
- 金融庁ウェブサイト、「金融再生プログラム (<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f20021031-1.pdf>、2021 年 11 月 25 日最終アクセス)。
- 国土交通省ウェブサイト、「平成 10 年建設白書」(<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/kensetu/h10/index.html>、2021 年 4 月 12 日最終アクセス)。
- 国会議事録検索ウェブサイト、(<https://kokkai.ndl.go.jp/>、2021 年 4 月 25 日最終アクセス)
- 首相官邸ウェブサイト、「金融再生トータルプラン（第 1 次とりまとめ）」(<https://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/980706kinyu1.html>、2021 年 4 月 12 日最終アクセス)。
- 首相官邸ウェブサイト、「金融再生トータルプラン（第 1 次とりまとめ）」(<https://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/980706kinyu2.html>、2021 年 4 月 12 日最終アクセス)。
- 参議院ウェブサイト、「参議院審議概要、第 143 回国会 [臨時会]、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会」(https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/143/1435131.pdf、2021 年 4 月 13 日最終アクセス)。
- 日本銀行ウェブサイト、(<https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/kess/i06.htm/>、2021 年 4 月 14 日最終アクセス)。

〈書評〉

Hogan-Brun, Gabrielle (2017) *Linguanomics –What Is the Market Potential of Multilingualism?–*, Bloomsbury, London.

土屋 亮*

リトアニアにある Vytautas Magnus University の Centre of Intercultural Communication and Multilingualism (本書出版時は英国の University of Bristol) に勤める Gabrielle Hogan-Brun の *Linguanomics –What Is the Market Potential of Multilingualism?–* を取り上げる。出版からやや時が経ってはいるが、文学部や外国語学部を置かない私立大学としてトップクラスの数の言語を教授している本学¹⁾において、多言語運用と経済の関係を論じた本書を評しておくのは意味のあることであろうと信ずる。なお、2021年3月に、最新の著作 *Why Study Languages?*, London Publishing Partnership, London が世に出たが、評者はこちらは落手したものの未読である。

本書のタイトル *Linguanomics* は、ラテン語で「舌・言語」を意味する *lingua* と英語の *economics* を組み合わせた造語であり「言語経済学」を意味する。この語の初出は分からないが、'linguanomics' を Google で検索すると、本書のタイトル以外では、パリにある *Linguanomics RD*²⁾ という企業の名が出てくる。「言語経済学」とするか「経済言語学」とするかは研究対象を分析するディシプリンによって異なるであろうが、この分野の嚆矢とされる Florian Coulmas (1992) の原題はドイツ語で *Die Wirtschaft mit der Sprache*、これの英語訳は *Language and Economy* (直訳は *The Economy with the Language*)、邦訳は『ことばの経済学』であった。

さて、本書は *Setting the Scene* (序章) と 5 章からなり、あとがき、脚注や参考文献、索引等を含め 170 ページほどのコンパクトな書籍である。各章のタイトルは、第 1 章 *Trading across cultures*、第 2 章 *Economic aspects of language today*、第 3 章 *Managing multilingualism*、第 4 章 *Is learning another language worth it?*、第 5 章 *Languages in the marketplace* である。以下で、各章の内容をまとめる。

序章となる *Setting the Scene* では、導入として、イギリスの企業の 4 分の 1、アメリカ合衆国では同 6 分の 1 が言語能力 (つまり多言語への対応) と文化的な配慮を欠いていることを理由にマーケットから退場していること、ロンドン市警が多言語話者を積極的に登用していること、アメリカ合衆国軍が多言語を使いこなす士官らに手当を支給している事実が紹介される。これだけを見れば、多言語運用には経済的潜在力があると言えるが、一方で、公共の機関からすれば、多言語でサービスを提供するのはコストとして認識されることが常である。また、著者はこの章の終わりで重要な話をもう 1 つ紹介している。2014 年 11 月 7 日の報道によると、ドイツに本部を置くスーパーマー

* 亜細亜大学経済学部講師

ケット・チェーン LIDL はイギリス国内の店舗において、「全ての従業員と顧客が居心地の良さを感じられるよう、従業員が英語以外の言語を話すのを禁止する」ということを発表した。その後、社会からの批判を受け、「多言語を運用できる従業員を抱えていることは財産である」として、この方針を 180 度転換し、撤回した。著者はこのエピソードに本書のメインのメッセージがあるとする（‘This story encapsulates the central message of this book. It shows that languages have market value and that language skills should be seen as assets.’ p. xiii）。さらに、著者は同じページで、‘*Linguanomics* has grown from my conviction that society can benefit from language diversity.’ (p. xiii) と述べ、自らの信念を開陳している。

次に、第 1 章 *Trading across cultures* を見よう。第 1 章で著者は人類の通商の歴史をたどりながら、その中における言語の機能を論じる。古代エジプト、中東・シルクロード、現代の貿易協定、そして、欧米列強の帝国主義と通商の関係、および列強の植民地における言語政策までが扱われる。人類は何千年も前から言語の相違を越えて交易をしようとし、商売相手の言語や文化を知っていることが取引上有利になることを商人たちは知っていたのだという（‘*Merchants knew that familiarity with their customer’s cultures was an important aspect of their trade, as it helped them to build a rapport and more readily negotiate the prices of their goods.*’, p. 8）。母語を同じくしない者の間では、共通語が必要になる。ある時代のある場所ではアラビア語であったかもしれないし、またある時はラテン語であったかもしれない。ある特定の言語が共通語として選ばれることもあれば、誰にとっても母語ではない、いろいろな言語の文法的特徴や語彙を持ち寄った混交言語が作られることもある。事実、中世から 18 世紀ごろにかけての地中海沿岸部での通商においては、スペイン語やポルトガル語、フランス語といったロマンス諸語のほか、ギリシア語、アラビア語、トルコ語が混じりあった *lingua franca* が話された（‘*Infused with (mainly) Italian, French, Spanish, Portuguese, and some Greek, Arabic and Turkish loan words, this adaptable language mixture served as a vehicular means of communication.*’, p. 19）。このように、著者は通商の歴史を通じ、言語 (languages) に商取引を推進する力があることを示す。だが、商品の価値が需要と供給の関係で決まるように、ある特定の言語 (a specific language) の価値を決めるのも需要と供給である。ある人が母語以外の言語を知っていることで達成される社会の便益というのは計測しがたいが、個人が得られる利益はその言語の市場価値によって変動し、そこに個人の力は及ばない。個人の利潤追求や社会貢献を望むならば、多言語運用の市場価値、グローバル化する経済・雇用とどのように関与するかを知る必要があるのだという（‘*In our aspirations for individual and societal growth, we require insight into how multilingual skills interconnect with the globalizing economy, employment and social cohesion.*’, p. 26）。

続く第 2 章 *Economic aspects of language today* では、言語政策と経済の関係が論じられる。資金を必要としない言語政策というものはなく、その決定は費用対効果の予測に基づいてなされるのが常である。人々の多言語運用が経済とどのように関係しているかを示すために、著者はいくつかの例を挙げている。そのうちの 3 つをここで紹介しよう。著者がまず引き合いに出すのは、カナ

ダ・ケベック州における1977年の「フランス語憲章」である (pp. 28–30)。言語政策の重要な実践例であるので、ここでやや詳しく紹介する。元来、数的には多数派であるフランス移民によって興ったケベックだが、フランス語母語話者は、経済的には、英語母語話者よりも圧倒的に貧しく、苦汁をなめてきた。そんな中、移民たちが数世代にわたって維持してきたフランス語は、この憲章により、多くの例外はあるものの、ケベック州の唯一の公用語となる。この憲章がもたらした社会的変化のうち、経済に関わるもののみを指摘すると、企業は、従業員や顧客に向けた公式の文書のほか、店舗の看板、商品パッケージ、値札等もフランス語での作成が義務付けられ、フランス語が書かれていれば他の言語の表記も認められた。この「フランス語化 (Francization)」は、著者によれば、個人や社会にとって特筆すべき利益をもたらしたが、それには当然コストもあった。その支出には、政府の諸機関がこれを実行するのにおよそ年間2000万カナダドル、公務員の言語教育に年間55億カナダドル、公文書の翻訳に年間9000万カナダドルの費用が含まれていた。憲章制定後の最初の5年間は特に費用がかかり、そして、企業の業績の悪化およびケベック州からの撤退によって、同州の生産高の0.2%が、そして雇用の2%が失われたと見積もられているのだという。このような事業は、費用と効果が見合っているのか検証されるのが当然である。カナダ人経済学者のフランソワ・ヴァイヤンクールの調査 (Vaillancourt 1996) によれば、この政策を維持するランニングコストは州のGDPの0.5%で、全体の額としては小さくはないが、カナダにおけるフランス語およびフランス語話者の競争力を大きく改善したりターンに比べれば、比較的少ない (つまり費用より効果のほうが大きい) という。依然として、英語母語話者のほうがフランス語話者よりも収入は高いが、その格差は1970年代以降劇的に小さくなっており、特に、フランス語の使用が義務付けられている公共部門で働く人々の収入が増加したという。そして、重要なこととして、第2言語運用能力と賃金格差の相関について調べた近年の研究によれば、カナダの他の地域よりも、ケベックにおける英仏2言語使用に関して高い数値を示しているということであり、このことは、2言語使用者は2言語使用が公的に支援されている地域において富を得やすいということを意味する ('So it would seem that someone who is bilingual is better off in a region where that bilingualism is officially supported.', p. 30)。これは著者によるたとえ話だが、このケベックに、シリアから移民がやってくる。英語とフランス語を両方同時に学ぶ経済的および時間的余裕がないとして、この移民が初めに学ぼうとするのは英語であろうか、フランス語であろうか。定住先の言語であるフランス語をまず学べば、ケベックにおいて職が得られやすくなるかもしれないし、コミュニティへも参加しやすくなる。だが、将来的にケベック以外の土地で職を得ようとするなら英語が必要となり、結局は最初から英語を選ぶほうが労力は少ない。日本人には実感を伴う形では理解しづらいが、外的・内的要因による学ぶべき言語の選択、そしてその運用能力と経済は密接に結びついている ('She [=シリア移民 (評者註)] has to pay the opportunity cost of her decision, which has to be weighed against the actual benefits she will get from the choice made.', p. 33)。

次の事例紹介は、スイスである。同国は主として4言語 (ロマンシュ語、ドイツ語、フランス語、

イタリア語)が地域ごとに使用され、公用語となっている国であるが、英語の能力があれば高い賃金が得られる傾向にある。そして、それは、フランス語・イタリア語地域よりも、ドイツ語地域でのほうがより大きく、フランス語・イタリア語地域では、英語よりもむしろドイツ語の運用能力のほうが経済的に報われるという。スイス国内では、ドイツ語圏の経済が大きいため非ドイツ語圏ではドイツ語の知識が求められるが、ドイツ語圏では、市場の小さいフランス語・イタリア語等の知識よりも、世界共通語の英語の知識が求められるという構図である（‘...bilingualism with a second national language tends to yield greater returns when this community is economically stronger.’, p. 31）。

3つ目はアメリカ合衆国における多言語使用の状況である。MITの経済学者 Albert Saiz は、合衆国の大学卒業生の給与と言語運用能力の関係を調べた (Saiz and Zoid 2005)。それによると、スペイン語の運用能力は1.7%の給与上昇をもたらすのに対し、これがフランス語であれば2.7%、中国語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語であれば4%になるという。この研究によれば、この給与上昇の差分にも需要と供給の関係が働いており、合衆国内で増え続けるヒスパニック系移民³⁾が同国内のスペイン語話者需要を満たす一方で、他の4言語はそのレベルには至っていないということである。

また、国際的な行政機関における多言語運用の問題もある。ヨーロッパの諸共同体の例を挙げよう。欧州石炭鉄鋼共同体、経済共同体、原子力共同体が一体となった1958年の時点で、これら共同体の作業言語は、オランダ語、ドイツ語、フランス語、イタリア語の4つであったが、その後、諸共同体が欧州連合 (EU) となって、2015年までのおよそ半世紀で、作業言語は6倍の24言語に膨れ上がっている。現在のEUではこれらを相互に翻訳・通訳している訳であるが、唯一の共通語、例えばそして必然的に英語を導入してしまうほうが経済的であろうか。ただ単に経済的であるということ以外に、公平性という観点からも考慮すると、この問への解答は「否」であるとする研究がある（‘Findings point to a multilingual, translation-based language regime as being more effective than a unilingual regime based on English.’, p. 39）。ある特定の言語を共通語にすることによって生じる不公正や力関係の不均衡⁴⁾、および、英語を母語としない人々が英語でコミュニケーションを行う際の伝達不全の危険を考えれば、翻訳・通訳に基づく多言語主義のほうが勝るといえるわけである。そのコミュニケーション不全については、次章の冒頭で語られる。

第3章 **Managing multilingualism** は世界諸地域の具体的な言語政策を概観するが、多言語使用状況下におけるコミュニケーション不全によって引き起こされる被害・損害のエピソードから始まる。特定の言語による、航空機の乗務員や船舶の船員相互のコミュニケーションが機能せず、多数の死傷者を出すような事故に至るケースというのは珍しくはない。また、医療現場における医師と看護師、患者との間、化学プラントや工事現場での作業員間のコミュニケーションなど、当事者間での意思疎通が成り立たなければ危険な事態になりうる場面というのは多い (pp. 49-59)。多言語社会において、言語コミュニケーション不全によってもたらされるリスクを回避するために、公的機関

や企業などの移民や従業員に言語教育を提供するような投資が必要となるが、こういった投資に対するリターンがどれほどになるのかということについての研究は少ない（‘Not much is known about the return on investment of different language support systems used in multilingual environments for service provision, administration and infrastructure.’, p. 59）という。だが、移民の流入が多い国や都市では、自治体も企業、学校なども、異なる言語を話す移民たちへの多言語教育に取り組んでいる。単に英語のような大きな言語を共通語にすれば済むという問題ではなく、このような多言語における取り組みは当該社会の経済にとっても重要なことである（‘It is reasonable to assume, then, that multilingualism is here to stay and that the adoption of one universal language is not going to serve a society’s economy, at least for the foreseeable future.’, p. 65）。また、国や地域によって取り組み具合や予算の潤沢度が大きく異なるものの、学校教育において母語以外の言語の学習を可能（または義務）にしているところも多く、たとえばEUでは加盟国の80%以上において小学校での外国語教育をすでに実践しているという（‘School children in many countries around the world learn a second language at an early age. Across the EU member states, more than 80 per cent are already doing so in elementary schools.’, p. 68）。このような政策の実施に通底するのは、多言語社会において、個人個人の複数の言語能力を養うことが資産となるという考え方であり（‘Gaining ground in education, too, is the idea that an individual’s (partial) skills in different languages can constitute a “composite” resource.’, p. 72）、また、このような取り組みが、異なる言語を話す人々を孤立させずに、労働者としてまた消費者として活動してもらうことを可能にするということが理解されているのである（‘... this approach recognizes that investment in incomers’ destination language proficiency is profitable because it enables them to become economically active and contribute to society.’, p. 84）。

続く第4章の表題は *Is learning another language worth it?* というもので、第2外国語を選択する大学生も考えるであろう、単刀直入の疑問である。

Facebookの共同創業者 Mark Zuckerberg は中国語の学習者であるが、これには種々の動機がある。妻がベトナム華僑を親に持つ移民であり、親族は中国語のみを話す。彼自身が中国文化を理解したいと考え、困難な言語の学習を自らのチャレンジと認識しているという。だが、中国を市場にし、自らの会社にとっての利を得ようとする経営上の動機もあり（‘He also has market-driven incentive for acquiring ability in the language as this may in due course yield material benefits flowing from China into his company.’, p. 87）、彼を取り上げたある記事では、彼が顧問委員を務める北京の清華大学で中国語を学ぶのは、中国のユーザーにアピールするための計算された動きであるとのめかされている（‘... this entrepreneur’s deployment of Mandarin at Tsinghua University in Beijing (where he is on the advisory board) is a calculated move to appeal to Chinese users.’, p. 87）という。

第1章でふれられていたように、物やサービスを売る側は、客となる相手の言語や文化に通じていることで、利益が上がることを知っている。そして、この「商人の経験則」は研究によっても明らかになっているという（‘Findings in the above survey also confirm that successful communication

in an international environment depends not only on the ability to speak various languages but also to handle cultural differences.’, p. 88)。また、この異言語・異文化を理解する能力というのは、企業のみならず個人の求職においても求められる側面となっており（‘It is perhaps no surprise that the ten most favoured critical soft skills pursued by recruiters and headhunters include cross-cultural competency and communication.’, p. 89）、学生にこの能力を身に付けさせようとする各種学校もある（‘Equipping students with soft skills is seen as a form of personal development and is meant to aid their employability.’, p. 89）。

次に、言語を学ばない人の学ばない理由になりうる（‘... in spite of the fact that we can derive a range of advantages from learning languages, many people choose not to do so. What are their reasons ...’, p. 91）、言語学習にまつわる言説・神話（myths）が論じられ、著者によって正される（pp. 92–96）。その言説とは、「自分は言語学習に向いていない」「自分は年を取りすぎている」「（外国語を学習することで）母語を失いたくない」「必要なら機械翻訳・通訳が使えるし」「皆が英語を話すのに、なぜわざわざ（外国語を）」というものである。いずれにしても、言語は特定の資源にアクセスするために重要であり（‘... languages clearly matter because they provide access to specific resources’, p. 96）、経済的な動機で言語を選ぶ人もいれば、興味関心から選ぶ人もいる。母語以外の言語を学ぶ際には、それぞれの言語が有する経済的、文化的な卓越性が鍵となり、企業が求め、仕事を得られる、つまり、需要のある言語という点が重要となる。実際、異言語を運用する能力があり、かつ異文化を理解する人たちが求められ、世界の多くの企業がそういう人たちを登用している（‘Some of the major players in the industry are looking for experts in a wide range of languages...’, p. 106, ‘... it is now well established that people with multilingual skills and interest in different cultures, technological development and global business will find themselves in demand, be it for employment in teaching, translation, tourism, trade, PR, communications and management or government service.’, p. 109）のであって、多言語話者の需要は今後ますます増えるという（‘This widening need, together with the associated supporting services, will mean that employment opportunities for multilingual individuals will increase in the foreseeable future.’, p. 109）。この章を読み終えた読者は、先に示した表題の疑問文に対する答えを得るであろう。言語に投資をしないのは、能力がないのではない。やる気がないのである（‘An unwillingness to make further language investments subsequently displays a lack of motivation, not incapacity.’, p. 92）。

さて、最終章 Languages in the marketplace である。前章をふまえ、多言語（能力）の商品化（commodification）の事例が提示される。

章の冒頭では、ルーマニア出身で、過去にフランス、イタリア、ドイツで働いていたという青年と著者が実際にスウェーデンで出会ったエピソードが紹介される。彼はレストランの接客係であるが、各地で学んだ言語を生かし、仕事のあるところを渡り歩いて生計を立てている。この青年のように、たとえ断片的であっても、種々の言語の知識は経済行動に用いることができ（‘... all the lan-

guage snippets we pick up as we go along can be used for action, singly or as an amalgamated repertoire.’, p. 112)、また、多言語話者は多国間交渉、商取引の場面で求められている (‘... multilingual employees are needed for international negotiations, assignments, mergers and acquisitions.’, p. 112) という。個人の活躍以外に、企業もこのような人材を抱えることで成長することが可能である。言語的および文化的な多様性が存在する企業では、一つのアイデアに収束するのに時間がかかるという欠点はあるものの、異なる文化や価値観を理解しようとする企業内のムーブから、創造的なソリューションが起きやすいという (p. 113)。

異なる言語を話す者たちの仲介をする通訳のような仕事は古代から存在したが、それはその介在によって政治上の交渉や通商が可能となったからである。そして、現代、多言語間コミュニケーションのソリューションサービスを提供する企業が隆盛をきわめ、世界経済の無視できない部分を占めているという (‘... outsourcing of language services is now a significant part of the global economy. [...] thousands of firms have mushroomed across the globe to meet the demand from multinational organizations for language work.’, p. 116)。こうして、言語はグローバル化した経済において多くのサービスを広範に行き渡らせるための手段となり (‘Language is a central resource for the distribution of many different services in the globalized economy.’, p. 120)、それに伴い、言語教育の産業が潤うこととなる。この業種では、TEFL (Teaching English as a Foreign Language) に勝るものはないが、スペインにおける Instituto Cervantes、フランスの Alliance Française、ドイツの Goethe Institut ような国立の機関が運営する事業もある一方、ネットワーク技術と多言語が組み合わさることで成立しているオンライン学習システム (MOOCs) の進歩も著しい。中国やラテンアメリカ諸国、インドといった国々の経済発展から、中国語やスペイン語、ヒンディー語といった言語の重要性が増し (‘With new economies growing stronger in China, Latin America, India and more widely, other languages may come to be marketed and used more extensively. Among the prime candidates are Mandarin, Spanish, Hindi and Arabic, the world’s most commonly spoken languages, besides English.’, p. 122)、必然的にこれらの言語を教える産業が大きくなる。教育産業以外では、技術の分野やコンピューターゲーム分野の発展も速く、著者は、言語と経済が相互に影響しあう関係は今後も続いていこう (‘... the cycle of language influencing economics and economies influencing language that we have seen throughout this book appears set to continue into the future.’, p. 128) とする。

以上、本書の内容を章ごとに、原文を引用しつつ紹介した。本書は、言語そのものおよび多言語使用の状況と経済の関係を非常に平明な英語で説明し、豊富な註、そして引用文献とともに多くの事例・エピソードを示している。読者が本書の記述内容に関心を持ったのならば、その引用文献の書誌から元の論考をすぐさま辿ることができるだろう。この意味において、本書は大変 reader-friendly であって、教科書的な側面もあり、卒業論文を書こうとする学部生や大学院生に推薦できる図書と言える。本書は言語と経済の関係を論じたものだが、広く、社会言語学の入門書として扱うこともできよう。また、日本人読者としては、世界の多言語社会の現状を知ったうえで、日本人

と外国語の関係、特に英語との関係を相対化する⁵⁾端緒となりうる。一方で、やや記述が弱いと感じられたのは、本書の主題ではないとはいえ、多言語主義のアンチテーゼというべき単一言語主義、より直截に言えば、英語至上主義についてである。もう少し現状を把握できるような論考があってもよかった。ともあれ、前述のとおり、この社会は言語の多様性から富を得ることができるというのが、著者の信念である。特定の社会の中で多言語・多文化の維持そして共存を図るのは、労力も資金も必要となるであろう。しかし、そのままでは意志疎通のできない人々が分かり合おうとする状況からこそ生まれる価値があると、著者同様、評者も信じたい。

【注】

- 1) 英語を含め14言語、留学生に教授される日本語を入れると15言語である。また、かつて存在した短期大学部ではイタリア語が教授されていた時期もあった。
- 2) <https://www.linguanomics.com/>
- 3) 評者が“B03002 Hispanic or Latino Origin by Race -United States- 2018 American Community Survey 1-Year Estimates”, U.S. Census Bureau (July 1, 2018) で確認したところ、ヒスパニック系住民の人口比率は20%に届く勢いである。
- 4) 2020年1月31日に脱退するまでイギリスがEUの加盟国であったので、英語を唯一の共通語とすると不平等である(であった)のは明らかである。
- 5) 寺沢(2015)参照。

参考文献

- Coulmas, Florian (1992) *Die Wirtschaft mit der Sprache*, Suhrkamp, Frankfurt am Main. / フロリアン・クルマス著、諏訪功・菊池雅子・大谷弘道訳(1993)『ことばの経済学』大修館書店、東京。
- 寺沢拓敬(2015)『「日本人と英語」の社会学—なぜ英語教育論は誤解だらけなのか—』研究社、東京。

植村利男先生の履歴と業績

昭和26年1月6日生

学歴

昭和44年4月	横浜市立大学商学部経済学科入学
昭和48年3月	横浜市立大学商学部経済学科卒業 [学士 (商学)]
昭和49年4月	早稲田大学大学院経済学研究科修士課程入学
昭和53年3月	早稲田大学大学院経済学研究科修士課程修了 [修士 (経済学)]
昭和54年4月	中央大学大学院経済学研究科博士後期課程入学
昭和60年3月	中央大学大学院経済学研究科博士後期課程修了
昭和60年7月	中央大学大学院経済学研究科 [博士 (経済学) 学位取得]

職歴

昭和60年4月～昭和63年3月	亜細亜大学経済学部経済学科専任講師
昭和60年4月～昭和63年3月	電気通信総合研究所客員研究員
昭和62年12月～昭和63年3月	参議院予算委員会調整室客員研究員
昭和63年4月～平成13年3月	亜細亜大学経済学部経済学科助教授
平成3年9月～平成4年8月	The University of Pittsburgh, visiting professor、一年留学
平成12年1月～平成17年1月	中国遼寧大学国際経済学院客員教授
平成13年4月～令和3年3月	亜細亜大学経済学部経済学科教授
平成21年4月～平成27年3月	亜細亜大学経済学部長
平成27年4月～平成29年3月	亜細亜大学大学院経済学研究科委員長
平成30年10月～令和元年10月	亜細亜大学労働者過半数代表者

非常勤講師

昭和59年4月～昭和60年3月	職業訓練大学校、「経済学」担当
昭和62年4月～平成元年3月	日本工業大学、「経済学」担当
平成6年4月～平成14年3月	明治大学商学部、「経済政策」担当
平成7年4月～平成20年3月	東海大学政治経済学部、「経済学原論」担当
平成8年4月～平成10年3月	中央大学経済学部、「経済政策原理」担当
平成9年4月～平成10年3月	創価大学経済学部、「ミクロ経済学」担当
平成10年4月～平成11年3月	青山学院大学経済学部、「経済政策論」担当
平成11年4月～平成12年3月	中央大学経済学部、「経済政策原理」担当
平成12年4月～平成13年3月	立教大学経済学部、「ミクロ経済学」担当

平成13年4月～平成14年3月
平成17年4月～平成21年3月

創価大学経済学部、「ミクロ経済学」担当
中央大学経済学部、「経済政策論」担当

学会及び社会における活動等

昭和54年5月

Public Choice 研究会 後に、公共選択学会

昭和54年5月

日本経済政策学会

昭和55年5月

公益事業学会

昭和60年4月～昭和61年3月

郵政省テレコム基盤技術研究協議会 資金供給分科会

昭和60年9月～令和3年3月

日本財政学会

昭和60年9月～令和3年3月

金融学会

昭和60年11月～令和3年3月

国際公共経済学会

昭和61年5月～令和3年3月

日本交通学会

昭和61年5月～平成9年3月

理論・計量経済学会

昭和61年7月～令和3年3月

日本地域学会・太平洋地域学会

昭和61年9月～令和3年3月

日本計画行政学会

昭和62年12月～令和3年3月

応用地域科学研究会

平成元年3月

廃棄物資源循環学会

平成元年4月～平成10年5月

日本経済政策学会 関東部会幹事

平成元年6月～平成12年12月

アメリカ西部国際経済学会 (The Western Economic Association International)

平成3年12月～平成14年12月

社会経済学進歩学会 (The Society for the Advancement of Socio-Economics)

平成4年1月～平成13年12月

アメリカ経済学会 (The American Economic Association)

平成7年6月～平成12年6月

公益事業学会 評議員

平成7年12月～令和3年3月

環境経済・政策学会

平成8年9月～令和3年3月

経済社会学会

平成9年4月～令和3年3月

日本経済学会

平成10年5月～平成25年3月

日本経済政策学会 本部幹事

平成10年11月～令和3年3月

経済教育学会

平成10年12月～平成23年7月

雑誌『公共選択』編集委員

平成12年6月

公益事業学会 理事

平成12年11月～平成16年7月

公益事業学会 関東部会事務局長

平成14年12月

日本NPO学会

平成15年7月～平成23年6月

公共選択学会 監事

平成16年 6月～平成19年 6月	公益事業学会 本部事務局長
平成18年 4月～平成20年 3月	財団法人 大学基準協会評価委員専門評価分科会
平成19年 6月～平成23年 6月	公益事業学会 副会長
平成19年 6月～平成23年 6月	公益事業学会 編集委員長
平成20年 6月	中国経済学会 その後、中国経済経営学会
平成22年 7月～平成24年 6月	小金井市廃棄物減量等推進審議会委員 副委員長
平成23年 4月	独立行政法人 日本学術振興会審査委員候補者データベース登録
平成23年 6月～平成25年 6月	公益事業学会 企画委員会委員
平成24年 7月～平成28年 3月	公益事業学会 関東部会長
平成24年 7月～平成25年 9月	小金井市廃棄物減量等推進審議会 委員長
平成25年 4月	日本経済政策学会 理事
令和 2年 9月	日本社会関係学会
令和 3年 7月	西東京市廃棄物減量等推進審議会委員

その他、学会において多数の要職を務めた。

著書・学術論文等の名称	発行日	雑誌名、出版社等	執筆担当
[著書]			
『質の経済学』	共著 昭和55年 4月	同文館出版	4章「経済効率を越えて」 5章「企業経営と X 効率論」
『図解経済政策』	共著 昭和55年 9月	立花書房	「第37表 産業組織論」55-56頁
『現代日本の公益企業』	共著 昭和62年 4月	日本経済評論社	6章「航空業」
『経済学』	共著 昭和63年 4月	成文堂	15章「産業政策—規制対競争」
『経済政策学の発展』	共著 昭和63年 5月	頸草書房	「資料」279-285頁
<i>Estratto dal volume: Scritti in onoredi Alberto Mortara, vol. 2</i>	共著 平成 2年 4月	Franco Angeli s. r. l.	“Reform of the Public Sector and X-Efficiency Theory”
『経済政策の形成過程』	共著 平成 2年 6月	文眞堂	6章「公企業民営化と X 効率性」
『グローバル化時代の経済学』	共著 平成 6年 3月	成文堂	7章「企業行動の理論」
『経済政策』	共著 平成 6年 4月	八千代出版	5章「市場経済体制」
『現代経済社会における諸問題』第3巻	共著 平成 6年 5月	東洋経済新報社	第V部 5章「X 効率性と日本の文化的伝統」

『日本の産業組織』	共著	平成7年5月	有斐閣	4章「企業・市場組織と社会制度」
『制度の経済学』	共著	平成7年9月	中央大学出版部	8章「日本的企業システムのX効率性」
『日本一公有企業的民営化及其向題』	共著	平成8年1月	上海財経大学出版社	「日本航空(公司)完全民営化政策的探討」
『経済学の諸相』	共著	平成10年3月	学文社	7章「日本の海外企業の比較文化的X効率性」
『日本の公益事業』	共著	平成17年5月	白桃書房	1章2節「公企業改革と民営化」
『現代経済システムと公共政策』	共著	平成18年12月	中央大学出版部	2章「公共部門民営化の根拠と組織形態の選択基準」
『制度改革と経済政策』	共著	平成22年3月	中央大学出版部	6章「公共部門改革とネットワークによるガバナンス」
『公的部門のX効率分析』	単著	令和4年3月予定	学文社	

[修士論文]

「X効率に関する一考察」	単著	昭和53年3月	早稲田大学大学院
--------------	----	---------	----------

[博士論文]

「企業組織のX効率分析」	単著	昭和60年7月	中央大学大学院
--------------	----	---------	---------

[学術論文]

	発行日	掲載雑誌名
「公企業目標とX効率」	昭和56年3月	『大学院研究年報』10号Ⅱ、39-52頁(中央大学)
「公企業と公共政策—政治プロセスとX効率」	昭和57年3月	『大学院研究年報』11号Ⅱ、31-42頁(中央大学)
「公企業の公的規制とX効率—慣性領域の影響と経済成果」	昭和57年3月	『大学院研究』14号Ⅰ、43-56頁(中央大学)
「公企業規制とX効率」	昭和57年12月	『公益事業研究』34巻2号、85-108頁
「公企業の費用規制要因」	昭和58年3月	『大学院研究年報』12号Ⅱ、1-14頁(中央大学)
「公企業経営とX効率論」	昭和59年2月	『運輸と経済』44巻2号、33-39頁
「企業の内部均衡モデル—経営陣対従業員とX効率性」	昭和59年3月	『大学院研究年報』13号Ⅱ、1-14頁(中央大学)

「公企業の費用規制要因」	単著	昭和59年5月	『科学技術と経済政策』日本経済政策学会年報32号、165-172頁
「公企業政策とX効率性—公企業の費用規制要因」	単著	昭和60年10月	『現代経済の政策的課題』55-76頁（現代経済政策研究会）
「公企業政策とX効率分析—費用規制と圧力配分」	単著	昭和60年12月	『亜細亜大学経済學紀要』10巻3号、99-123頁
「日本航空完全民営化政策の検討」	単著	昭和61年3月	『日本交通政策研究会シリーズA101』
「技術開発促進に対する政府の役割」	単著	昭和61年4月	郵政省テレコム基盤技術研究協議会資金供給分科会 参考I 1-24頁
「企業組織のX効率分析」	単著	昭和61年5月	『公共選択の研究』7号、57-60頁（現代経済研究センター）
「規制の失敗とディレギュレーション政策—X効率、レントシーキング、及び代議制政府の観点から」	単著	昭和63年2月	『亜細亜大学経済學紀要』13巻1号、37-62頁
「航空産業のディレギュレーション—日本の対応とX効率性」	単著	昭和63年5月	『経済発展のダイナミズと福祉基準』日本経済政策学会年報36号、85-86頁
「財政の効率性と公共部門の改革」	単著	昭和63年6月	『立法と調査』146号、15-21頁（参議院常任委員会調査室）
Reform of the Public Sector and X-Efficiency Theory	単著	平成元年1月	Discussion Paper、人口高齢化総合研究プロジェクト No. 2, IESR No. 26（亜細亜大学経済社会研究所）
Social Ethics and X-Efficiency in the Japanese Public Sector: Positive Programs Superimposed on Traditional Culture Standard	単著	平成4年11月	Discussion Paper、人口高齢化総合研究プロジェクト No. 4, IESR No. 37（亜細亜大学経済社会研究所）
「第2臨調の行財政改革とX非効率」	単著	平成5年10月	『経済学論纂』34巻3/4合併号、79-94頁（中央大学）
The Japanese Cultural Tradition and X-Efficiency	単著	平成6年3月	日交研シリーズA-167（日本交通政策研究会）

- 「日本の社会経済システムの有効性—X 効率性の観点から—」 単著 平成7年2月 『亜細亜大学経済学紀要』19巻1号、27-57頁
- On the Japanese Economic System 単著 平成7年3月 『日本の社会経済システム (続)』日本経済政策学会年報43号、iv-xiv 頁
- 「日本の社会経済システムとX 効率性」 単著 平成7年3月 『日本の社会経済システム (続)』日本経済政策学会年報43号、41-45頁
- The Japanese Economic System and Its Economic and Social Rationales 単著 平成7年4月 『亜細亜大学経済学紀要』19巻2号、27-45頁
- X-Efficiency Theory and Cultural Aspects 単著 平成8年3月 『経済学論纂』36巻5/6 合併号、229-312頁 (中央大学)
- Japanese Firm System and X-Efficiency Theory - From the Cross-Cultural Point of View- 単著 平成9年3月 『亜細亜大学経済学紀要』21巻1号、27-63頁
- Japanization and Late Developer Effects from Cross-Cultural X-Efficiency 単著 平成10年4月 *Management Japan*, Spring Vol. 31, No. 1, 3-12頁
- 「戦後日本の経済政策運営システムとその転換の方向」 共著 平成11年3月 『亜細亜大学経済学紀要』23巻3号、93-121頁
- 「政府による市場経済体制の推進政策の有効性明治初期の日本政府の措置とその意義を論ずる：再論」 共著 平成11年3月 Discussion Paper、経済政策フロンティア研究プロジェクト No. 4 IESR, No, 52 (亜細亜大学経済社会研究所)
- 「経済学をめぐる高校教科研究—亜細亜大学経済学部における導入経済学教育確立のための基礎研究」 共著 平成11年4月 『経済学教育学会』(年報) 18号
- 「大学経済学部における経済学教育の研究」 共著 平成12年3月 亜細亜大学平成10年度特別研究費研究成果報告書
- 「地域における大学の役割」 共著 平成16年1月 『亜細亜大学学術文化紀要』4号 (亜細亜大学学術文化学会)

「公共部門の民営化と組織形態の選択—民営化、独立行政法人化、PFI、外部委託の選択の根拠—」	単著	平成17年3月	『亜細亜大学経済学紀要』29巻3号、5-24頁
「巻頭言 公共部門改革の行方」	単著	平成19年12月	『公共選択の研究』49号、1-4頁
「官僚機構のX非効率の慣性領域理論による考察」	単著	平成20年3月	『亜細亜大学経済学紀要』32巻1/2号、1-19頁
Public Utility Economics, THE JAPAN SOCIETY	単著	平成21年2月	<i>Information Bulletin of The Union of National Economic Associations in Japan</i> , No. 29 (日本経済学会連合)
「企業の組織階層性と動機構造の考察」	単著	平成23年3月	『亜細亜大学経済学紀要』35巻1/2号、1-28頁

【翻訳】		発行日	出版社	担当箇所
『計画計量経済学』	共著	昭和61年11月	中央大学出版部	15章「目的関数と最適成長」16章「投資効率に関する西側思想のソビエトにおける影響」(203-240頁)
『工業の空間構造』	共著	昭和62年10月	中央大学出版部	Ⅱ部第2章「産業構造の空間的動態」(107-129頁)
『マクロ経済学』(上)	共著	平成6年5月	マグロウヒル	4章「基礎的ケインジアン理論」5章「総需要の完全ケインジアン・モデル」6章「物価水準の決定」(69-157頁)
『マクロ経済学』(下)	共著	平成8年11月	シーエーピー出版	12章「政策の諸効果」(329-343頁)
『政策分析入門』	共著	平成10年6月	勁草書房	13章「公共選択：何の目的のためにか？」14章「望ましい結果の達成」15章「分析の適用」(247-335頁)
『最適規制』	共著	平成10年6月	文眞堂	3章「不確実性下でのA-Jモデル」(106-127頁)

〔書評〕	発行日	掲載雑誌名
『日本経済と福祉の計量分析』 中央大学経済研究所（昭和59年 2月29日）	単著 昭和59年4月	『学員時報』（中央大学）
『ミクロ経済学と公共経済：リ バイアサンの擁護』（J. G. Cullis & P. R. Jones, Micro-economics & the Public Economy: A Def- fence of Leviathan, Basil Black- well Ltd., Oxford, 1987, p. xx + 251)	単著 平成2年5月	『亜細亜大学経済学紀要』15巻2号
『日本型フレキシビリティの構 造—企業社会と高密度労働シス テム』（十名直樹著 法律文化 社）	単著 平成7年8月	『生活者優先社会にむけて』経済社会学会年報XVII
『電気通信事業の実証分析—競 争、費用効率性、通話需要』森 由美子著 日本評論社2007年11 月刊	単著 平成20年11月	『国際公共経済研究』No. 19
『市場自由化と公益事業—市場 自由化を水平的に比較する』藤 原淳一郎・矢島正之監修 白桃 書房2007年11月刊	単著 平成21年1月	『公益事業研究』60巻3号
『ちょっと気になる「働き方」 の話』権丈英子著 勁草書房 2019年12月刊	単著 令和2年3月	『亜細亜大学経済学紀要』44巻1/2号

〔その他〕	発行日	掲載雑誌名
「景気対策と構造改革」	単著 平成12年3月	『Annals』No. 23（亜細亜大学経済社会研究所）
「授業を語る」	単著 平成12年10月	『広報アジア』590号（亜細亜大学）
「グローバル化と教養教育」	単著 平成13年3月	『Annals』No. 24（亜細亜大学経済社会研究所）
「理論・歴史・政策の三つの視 点と私の研究手法」	単著 平成14年3月	『Annals』No. 25（亜細亜大学経済社会研究所）

- 「経済と文化のグローバリゼーション」 単著 平成15年4月 『広報アジア』629号（亜細亜大学）
- 「2003年度日本経済政策学会大会報告」 単著 平成15年12月 『亜細亜大学経済学紀要』28巻1号
- 「少子高齢化社会と経済制度改革」 単著 平成16年3月 『Annals』No. 27（亜細亜大学経済社会研究所）
- 「道路公団と郵政公社の民営化に寄せて」 単著 平成17年3月 『Annals』No. 28（亜細亜大学経済社会研究所）
- 「『株式会社まちづくり三鷹』等の調査報告」 単著 平成18年3月 『都市経済コミュニティー教育と研究』No. 1（亜細亜大学経済学部）
- 「PFI事業の有効性と課題―「プロジェクト研究」を振り返って―」 単著 平成19年3月 『都市経済コミュニティー教育と研究』No. 2（亜細亜大学経済学部）
- 「夕張市の財政破綻と社会資本（下水道）整備」 単著 平成19年3月 『Annals』No. 30（亜細亜大学経済社会研究所）
- 「下水道事業の現状と課題」 単著 平成20年3月 『都市経済コミュニティー教育と研究』No. 3（亜細亜大学経済学部）
- 「学会賞講評：山谷修著作『ゴミ有料化』」2007年4月丸善刊
- 「日本経済の課題と有望な職業像、そして大不況対策」 単著 平成21年3月 『Annals』No. 31（亜細亜大学経済社会研究所）
- 「東京下水道事業の課題と武蔵野市の都市・環境問題」 単著 平成21年3月 『都市経済コミュニティー教育と研究』No. 4（亜細亜大学経済学部）
- 「官僚機構改革と市場ネットワーク」 単著 平成22年3月 『都市経済コミュニティー教育と研究』No. 5（亜細亜大学経済学部）
- 「母校を旅立つ君へ」 単著 平成22年3月 『広報アジア』740号3頁（亜細亜大学）
- 「社会へ旅立つ君に」 単著 平成24年3月 『広報アジア』756号3頁（亜細亜大学）
- 「経済学的重要性と不況克服の産業政策」 単著 平成22年3月 『Annals』No. 33（亜細亜大学経済社会研究所）
- 「アベノミクスの課題について」 単著 平成26年4月 『Annals』No. 37（亜細亜大学経済社会研究所）
- 「『フクシマ50』に想う」 単著 平成26年12月 『亜細亜大学新聞』第314号2頁

- 「日本経済政策学会第72回全国大会—大会テーマ：現代の経済政策学と社会的公正—」 単著 平成27年11月 『亜細亜大学経済学紀要』40巻1号
- 「レジリエンスと産業政策」 単著 平成28年4月 『Annals』No. 39 (亜細亜大学経済社会研究所)
- 「日本経済政策学会第73回全国大会報告「グローバル経済下の政策的調整課題—地域創生と経済成長戦略に向けて—」」 単著 平成29年3月 『亜細亜大学経済学紀要』41巻1/2号
- 「日本経済政策学会第74回全国大会 (亜細亜大学大会)」 単著 平成30年3月 『亜細亜大学経済学紀要』42巻1/2号
- 「コロナ禍と失業のバランス」 単著 令和2年12月 『広報アジア』912号 (亜細亜大学)
- 「X効率、ソーシャル・キャピタル、そしてレジリエンス—経済社会の人間の側面—」 単著 令和3年近刊 『Annals』(亜細亜大学経済社会研究所)

その他、学会報告、講演等、多数。

〔経済学部経済社会研究所規約〕

施行 昭和 51 年 1 月 8 日

変更 昭和 57 年 6 月 2 日

第 1 条 この規約は、亜細亜大学経済学部を設置する「経済社会研究所」(Institute of Economic and Social Research, Faculty of Economics, Asia University) に関する事項を定めるものである。

第 2 条 本研究所は、経済学を中心とする総合的な理論研究を通じて、日本及び世界の経済・政治・社会・文化一般の実態に関する総合的調査・研究を行ない、日本及び世界の発展に資することを目的とする。

第 3 条 本研究所は、前条の目的を達成するために次の活動を行なう。

- (1) 総合的な理論研究
- (2) 日本及び世界の経済・政治・社会・文化一般の実態に関する調査・研究
- (3) 調査・研究の受託及び委託
- (4) セミナー・講演会・研究会等の開催
- (5) 図書及び情報・資料の収集整理
- (6) 研究者の派遣及び受け入れ
- (7) 調査・研究の成果並びに資料の刊行
- (8) 以上の他、本研究の目的達成上必要と認める諸活動

第 4 条 本研究所研究員は経済学部専任教員をもって構成する。

第 5 条 本研究所に所長を置く。

2. 所長は、本研究所を代表し、その業務を統轄する。
3. 所長は教授会が決定する。
4. 所長の任期は 2 年とする。但し重任を妨げない。

第 6 条 研究員は本研究所の目的に関連あるプロジェクトの調査・研究に従事するもの

とする。

2. 研究員の職務を助ける補助研究員を置くことができる。
3. 補助研究員の嘱任・解任は教授会の議を経て、所長がこれを行なう。

第 7 条 本研究所の活動を行なうため必要と認めるときは、客員研究員若干名を置くことができる。

2. 客員研究員の嘱託・解任は、教授会の議を経て、所長がこれを行なう。

第 8 条 本研究所に運営委員を設ける。

2. 運営委員会は、教授会により選出された運営委員をもってこれを構成し、第 3 条に掲げられた事項を審議決定する。
3. 運営委員会は、所長がこれを招集し、その議長となる。

第 9 条 この規約の運用に関する内規は必要に応じて別に定める。

〔亜細亜大学経済学会会則〕

(名 称)

第1条 本会は、亜細亜大学経済学会 (The Economic Society of Asia University) と称する。

(目 的)

第2条 本会は亜細亜大学における経済学の研究を促進することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は亜細亜大学経済学部内に置く。

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 研究会・講演会等の開催
2. 会員の研究活動の助成
3. 機関誌その他の刊行
4. その他本会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 正会員は、経済学部専任教員とし、総会・研究会に出席し、研究成果を機関誌に発表する。
2. 学生会員は、経済学部学生および大学院経済学研究科院生として、機関誌の配布を受ける。
3. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、正会員2名以上の推薦により、理事会の承認を受けた者とし、機関誌の配布を受ける。

(役 員)

第6条 本会には次の役員を置く。

会 長 1名

理事および監事 若干名

役員は正会員中より選出し、その任期は2年とする。但し、重任を妨げない。

(運営委員会)

第7条 本会事業運営のため、若干名の運営委員を置く。

(総 会)

第8条 総会は毎年1回正会員を招集して開催される。会長は随時に総会を招集することができる。

(経 費)

第9条 本会の経費は正会員・賛助会員の会費・学生寄付金・寄付金・その他の収入により支弁する。

(会計および監査)

第10条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。監事は毎年本会の会計を監査する。

(会則改正)

第11条 本会会則の改正は正会員の過半数の賛同によってなされる。

付 則

本会則は昭和46年6月6日より施行する。

〔亜細亜大学『経済学紀要』投稿規定〕

本規定は平成 26 年 12 月 1 日より実施する。

1. 投稿資格

- (1) 亜細亜大学経済学会の会員
- (2) 亜細亜大学経済学部の特別任用教員
- (3) 共著論文の場合には、前項(1)(2)に定める者が著者の 1 人であること。

2. 紀要論文の掲載要件

投稿された論文は編集委員会において、掲載の可否を決定する。

3. 原稿枚数等

- (1) 日本語原稿の文字数は以下とする。
論文：12,000～30,000 字程度（図表等も含む。以下同じ）
研究ノート・書評：20,000 字以内。
- (2) 英文原稿の分量は、日本語に準ずるものとする。
- (3) 原稿には英語による題名を付記する。
- (4) 論文・研究ノートは、400 ワード以内の英文要旨を付す。

4. 著作権、学術リポジトリ

- (1) 本紀要に掲載された論文等の著作権は、経済学会に帰属する。
- (2) 本紀要に掲載された論文等は、「亜細亜大学学術リポジトリ」へ登録し、公開するものとする。ただし執筆者からの辞退の申し出があった学術論文等については、これを行わない。

5. 規定の改正

本規定の改正は、経済学会の過半数の同意を得て行うものとする。

6. 実施

〔亜細亜大学経済学会会員〕（五十音順）

一山 稔之 猪原 龍介 植村 利男 白井 邦彦 大森 克徳 奥井 智之
加藤 一彦 加藤 涼 神谷 久覚 金 廷珉 権丈 英子 申 寅容
杉渕 忠基 須永 隆 高橋 知也 立尾 真士 谷合 弘行 土屋 亮
土肥原 洋 長浜 尚史 藤村 希 布田 功治 松林幸一郎 水野明日香
吉田 律

経済学会会長 須永 隆
理事 白井 邦彦 権丈 英子 高橋 知也 土肥原 洋
監事 水野明日香

経済学紀要編集委員 水野明日香 神谷 久覚

〔編集後記〕

遅くなりましたが、植村利男先生の退職記念号となる第45巻第1/2号合併号をお届けします。諸般の事情があり、令和2年度（2020年度）中の発行が叶わなかったことをお詫び申し上げます。植村先生には、特に学部長時代や紀要編集委員会を通じて、大変お世話になり、心から感謝しています。長年のご勤務、お疲れ様でした。これからも、益々のご活躍をお祈りいたします。

（編集委員：水野明日香）

【執筆者紹介】

准教授 水野 明日香 (アジア経済史)
教授 申 寅 容 (理論経済学・経済成長論)
准教授 布田 功 治 (アジア経済論)
講 師 土屋 亮 (言語学・スペイン語)

経済学紀要 第45巻 第1/2号 2021年12月30日発行

編集者 亜細亜大学経済学会
発行者 〒180-8629
東京都武蔵野市境 5-24-10
電 話 0422(54)3111(代)
製 作 株式会社 白 桃 書 房
〒101-0021
東京都千代田区外神田5-1-15
電 話 03(3836)4781
